

令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）会議録（第2日）

令和元年6月4日
午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	大谷員代	書記	森文彰
書記	後藤祐子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第3回太子町議会定例会におそろいで御出席いただき、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いいたします。これはあくまでもお願いなんですけども、本日、無駄なく効率よく進めて、複雑なものは簡素に、曖昧なものは明快にするというシンプルにわかりやすく進めてまいりたいと思いますので、どうか本日中に一般質問、審議がスムーズに終わるように御協力いただければありがたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

それから、時間制によりまず質問を行うこととなっておりますので、この点についても注意をよろしくをお願いいたします。

それから、たびたび追加をして申しわけないんですが、録音の関係でマイクは極力口元に近づけていただければはっきりしゃべっていただくように、これも御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 改めまして、おはようございます。

2年半ぶりの一般質問になるので少し戸惑うこともあるかも知れませんが、よろしくお願ひします。

それでは、議席番号9番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大きく1番です。新しい公共交通を考える。

現在、太子町においては、交通手段がない高齢者や障害者世帯への日常生活における外出手段を支援するやすらぎタクシー運賃助成事業及び町が準備した車を地域のボランティアが運転し、高齢者をスーパーマーケットに送迎する太子町高齢者等買い物支援事業の2つの交通施策を実施しているところである。また、町内では2004年7月から2006年3月の1年半を試行期間としてコミュニティバスを運行していたこともあったが、当時は乗車される方も少なく、残念ながら運行の継続はかなわなかったことも事実であります。

そうした中、つい先日5月15日の神戸新聞に、隣接するお隣のたつの市では高齢者らの買い物や通院の足として2017年から運行する市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の2018年度の利用者が5万7,965人と初年度の1.3倍に増えたという記事が掲載されたことから、時代のニーズが変わってきていることが明らかになったのではないだろうか。

令和の新しい時代を迎え、今後ますます増加していく高齢者の数を考えるとき、太子町においても次の時代を見据えた新しい公共交通のあり方について検討し直す時期に来ていると考え、次の質問を行います。

(1) 高齢者に対するやすらぎタクシー運賃助成事業の現状と課題及び課題があるならばそれをどう解決しようとしているのかを伺います。

(2) 試行中の太子町高齢者等買い物支援事業の評価と課題、また今後の動向を伺います。

(3) たつの市が運行する「あかねちゃん」の利用者が増加している事実をどう捉えているかを伺います。

(4) 町として新しい公共交通、例えばデマンド交通の導入やグリーンスローモビリティの導入等をいち早く検討してはいかがか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、私のほうからは1番、2番についてお答えをさせていただきます。

平成24年度より実施しておりますやすらぎタクシー運賃助成事業の現状につきましては、認定

世帯数が平成24年度の442世帯から平成30年度561世帯へと6年間で119世帯、27%の増加、助成利用券の発行枚数は平成24年度の1万2,180枚から平成30年度1万6,303枚と6年間で4,123枚、34%の増加となっております。実際の利用枚数、助成金額につきましては平成24年度の8,110枚、405万5,000円から平成30年度1万1,788枚、589万4,000円と3,678枚の増加、183万9,000円の増加となっております、これらで45%増えている結果となっております。

制度への理解も深まり、高齢者の方の日常生活における交通手段確保の一翼を担う事業へと定着してきたと考えております。

課題につきましては、今後も高齢化や核家族化が進むことにより、ますます当事業の該当者が増加することが見込まれ、予算的にも厳しくなることが予測されます。

また、これまで同様の一般質問があり、対象世帯の拡充について、その中でも特に日中独居の方への助成拡大の要望があった件につきましては、民生委員とそれらが確認可能かを協議いただきましたが、やはり日中独居の該当、非該当の判断はできないという回答を得ておりますので、制度の見直しそのものは難しい状況であると考えております。

次に、買い物支援事業につきましては、実施要綱の第1条に「自治会が区域内に暮らす高齢者を買い物を目的として町内の商業施設等に移送を行い、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、高齢化が進む自治会内における共助の推進を支援することを目的とする」というふうになっており、この目的を達成するために実施をしておりますが、ただしこの事業の主たる位置づけとしましては、平成27年度から取り組みが始まりました地域包括ケアシステム構築の中に、いつまでも元気に暮らすための生活支援、介護予防対策として地域住民やNPOなどが主体となりまして見守り、安否確認、外出支援等を担っていただき、サービスを提供する事業を推進していくという地域支援事業の1つであります。

わかりやすく言いますと、隣近所の元気な高齢者の方々が互いにコミュニケーションを築き、ふだんから助け合いましょうというのが狙いではありますが、いきなり隣近所の方だけで実施することは難しく、中身がわかりづらいので、町が車を提供しモデル事業として立ち上げたのが買い物支援事業であります。この事業の担当につきましては、生活支援サービスコーディネーターが受け持ちをしております。

平成31年3月末現在の状況についてでございますが、糸井池、糸井池田の2自治会合同、鼓ヶ原団地、広坂、この町内4自治会の3カ所について実施をしております。年間148回、延べ745人の方が利用されております。評価につきましては、定期的に利用されている方からの聞き取りでは全員が本事業の継続を希望されており、またボランティアの登録者も増加しておりますので、実施していただいている自治会での共助の推進が図れているものと考えております。

課題としましては、高齢者の免許返納等もありまして運転者の確保が難しい自治会もあるかもしれませんので、今後は現状を見ながらモデル事業をいつまで続けるのか検討が必要でございます。また、あわせて今後の買い物に関しましては、地域への移動販売や宅配サービス、買い物代行なども支援のあり方として検討が必要かもしれません。

いずれにしても、買い物支援事業は公共交通として足の確保をすることが主たる目的ではなく、先のやすらぎタクシーにしても全く移動手段のない方に限定した施策であるために、町民誰もが気軽に利用できる公共交通の対策を別の観点からまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、たつの市で運行がされております「あかねちゃん」

の利用の増加につきまして答弁させていただきます。

たつの市で2017年から運行している市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」につきましては、利用者の要望に応じて運行経路、時刻、乗降場所などを調整できる公共交通として、町においてもその動向を注視しておるところでございます。住民の皆様の交通利便性を確保していくためには、地域に合った形の公共交通施策を導入すること、そしてより多くの方々に利用していただくことが重要であると考えております。

今後においても市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を含め、近隣市町、先進市町の公共交通の取り組みを調整、研究するとともに、交通事業者、住民の皆さんとの協議、連携を深め、町に合った形の公共交通環境を整備していきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私からは、(4)町として新しい公共交通、例えばデマンド交通の導入やグリーンスローモビリティの導入等をいち早く検討してはいかがかということについて御答弁を申し上げます。

高齢化に伴いました移動制約者の増加への対応策といたしまして、議員御提案のデマンド交通やグリーンスローモビリティ等がございますけれども、これは環境省や国土交通省などにおきまして導入に係る実証実験などが行われているところがございます。

デマンド交通とは、通常のバスが運行する基幹の路線と人口の少ない地域やバス路線のない地域などを結びつける役割を担うものでございまして、事前に予約が必要でございますけれども自宅付近で乗降できるというような利便性がございます。たつの市の市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」もデマンド交通の一種でございます。

デマンド交通の長所といたしましては、1つには予約があったときに運行するということから無駄が少ない、2つにはセダンとかワンボックスカーなどによります車両を用いるために狭い道でも通行できるような道が多い、3つには乗降する場所、これができるだけ細かく設定しやすいということなどが上げられておりますけれども、反対に短所といたしましては、1つには予約が必要ということになりますので利用しにくいと考える方がいらっしゃる、2つには先ほど申し上げたセダン、ワンボックスカーなどということになりますので乗車定員数が少ない車両を用いますので、利用が集中すると希望の時間に乗車できないということもございます。また、3つにはデマンド交通の運行区域外の目的地に行く場合には他の公共交通機関への乗りかえが必要となってきますし、4つには予約状況によりましては目的地への到着時間が毎回異なるなどの短所も上げられているところがございます。

また、グリーンスローモビリティにつきましては、時速20キロ未満で走行する低炭素車を使用しまして環境に優しく新しい公共交通といたしまして国により導入が検証されているところがございます。ゴルフカートのような乗り物でございますけれども、現在全国で20カ所程度で主に離島やコンパクトな観光エリアで展開が図られているようでございます。

これにつきましても長所と短所がございまして、長所といたしましてはCO<sub>2</sub>の排出量が少なく低速度なので安全、小型車ということで狭い道でもスムーズに運行ができるということがございますし、窓がない開放さも伴いまして乗っていて楽しいといった点も上げられているところでございます。

また一方、短所といたしましては制限速度より低速で運行することになりますので、ほかの車両等との関係で交通の妨げになったり交通量の多いところではそれによる事故のリスクというのも高まるということも上げられているところがございます。

いずれにいたしましても、やすらぎタクシーや高齢者等買い物支援事業の評価を踏まえなが

ら、近隣市町、先進市町村の公共交通の取り組みを調査研究するとともに、交通事業者、住民の皆さんとの協議、連携を深め、この太子町に合った形での公共交通環境を整備してまいりたいと考えております。

また、検討、整備に当たりましては、住民、行政、交通事業者、警察等で組織し、地域ニーズに応じた交通の確保や利用者の交通利便性の向上を目的といたします太子町地域公共交通会議の設立に係る調査研究を進める中、早急にこれを立ち上げまして、スピード感を持って人口減少社会や高齢化に対応できる本町の地域公共交通の望ましいあり方をまとめていきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それぞれ現状と課題及び今後の方向性ということの概略は答弁のほうでお聞かせしていただいているんなことがわかったわけですけども、順次再質疑等をしていきたいと思いますが、まず高齢者に対するやすらぎタクシーの運賃助成事業、現状も報告していただいて、課題がこれまでも多くの議員、我々もこの選挙期間中を通じて昼間ひとり暮らしの方、車をお持ちの子供さんいらっしゃってもお勤めで日中はもう1人になるんだと、そういった方が何とかタクシー券利用できないかなという声を本当に多くの議員が声を聞いていらっしゃると思います。

中には、例えば姫路の日赤まで往復でタクシーを使われてる方もいらっしゃって、私も日赤までタクシーで行ったことあるんですけども片道で3,000円超えます、往復で6,000円かかってしまおうとかそういった状況もあったりして、本当に切実に何とかしてくださいという声をお聞きしてまいりました。

そんな中で、先ほど数値的なことで平成24年度のスタート当初から金額にしても183万9,000円で実績としても45%の増加があったんだというふうな説明があったんですけども、利用率とかの推移は今どんな感じで推移しているんでしょうか。決算資料を見たらわかるんだと思うんですけども、利用率がわかればお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 利用率につきましては、一応平成24年度から30年度までそれぞれの数値は把握をしております。棒読みになりますけども、読み上げます。平成24年度の利用率が66.6%、平成25年度が65.5%、平成26年度が71.4%、平成27年度が70.7%、平成28年度も同じく70.7%、平成29年度は69.5%、平成30年度は72.3%でございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、お聞きしたら7割前後でずっと推移してきているということで、7割の方に御利用していただいて、残り3割の方がいろんな事情等があってお使いにはなっていないのかなというふうにも思うんですけども、そんな中でやすらぎタクシーの対象者であってチケットを持っていらっしゃる方、実はスクーターで行かれていますとかそういったお話も聞いたりするんですけども、非常に多くの声を聞いているというのがさっきも言いましたけど昼間の日中独居の方の対策を何とかしてくださいと、そういったお声が本当に多いわけなんですけども、先ほど答弁の中で利用者の拡大について民生委員とかと協議したら日中独居の方がこのうちがそうだ、このうちはどうやら、わからんとかというふうな判断が難しいという答弁だったわけなんですけど、仮に70歳以上の方、もしくは75歳でも結構です、の方全ての方を対象にしたら、現在は予算的には今年度の予算が630万円組んでいらっしゃいます、それを全ての70歳以上の方もしくは75歳以上の方に対象を広げたとしたらどれぐらいの予算がかかりますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 70歳以上の方に全員に配布したという前提でお答えさせていただ

きます。

今年、平成31年3月31日現在におきまして、70歳以上の高齢者を含む世帯数というのは4,632世帯ございます。この4,632世帯の方全てに同じくやすらぎタクシーのチケットを配布するということになりますと、予算的には6,948万円となりますので、予算上、約10倍以上の予算が必要になるということでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 70歳以上の全ての方にタクシー券を渡すと10倍、7,000万円弱になると、これは予算的にも相当厳しいものがあるのかなというふうに判断するんです。75歳になると若干は下がるんだと思うんですが、厳しい財政の中で今現在の630万円から7,000万円使うように頑張ってやってくれというふうにはなかなかこっちは言いにくいところがあるんですけども、そうしたらその予算厳しい中でいろんなことを試行する中で新しいことを考えていかないと、全ての町民の高齢の方々のニーズには応えていけないというふうなこともあると思うんです。

そんな中で、最近ニュース等でも頻繁に高齢者の方々の運転の誤りで事故が起こっています。きのうもどこかで起こってましたけども、ああいったニュースを見ていると高齢者の方々も運転するのを控えようかなという考えの方が大勢出てこられると思うんです。現に先週ですか、5月25日の神戸新聞では免許返納が9年間で7倍に増えているという記事が出ておりました。そんな中、免許返納が急カーブで増えています。この返納者が増えているということと裏返しで、じゃあ移動弱者の方々にどんなふうに対策をしていくのかが今後、県のほうでも課題であるというふうな形のことも載っております。

そういったところで、交通弱者の方々に対する支援ということをこれから話ししていきたいなと思うんですが、その前に今買い物支援事業についてもいろんな説明があったんですが、買い物支援事業の答弁の中で移動販売とか宅配サービスとおっしゃられたんですが、そういったものが町内にもだんだん出てくるんだと思うんですが、現状はいかがなんでしょうか、わかっておれば。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今現在、町が把握している実施している事業についてはございません。ただ、過去にコープこうべの相生店のほうから人数が集まったらコープの車を太子町へ出してお客さんを迎えるに行くようなサービスも考えますよというふうなお話、またコープの移動販売車を太子町へ持って行くよというふうなお話が以前にはあったようです。ただ、現実的にはそれを利用する人数が余り多く見込めないということで、話としてはその段階で終わってしまっているということが1点ございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 コンビニであるとか大手のスーパーであるとかそういったところも宅配サービスをやっていらっしゃるところも増えてきてますし、ネット通販を通じても利用できるというふうなサービスもあるわけなんですけども、それを町の施策としてやれということもなかなか難しいことではあると思うんですが、そういった例えばコープ、JAなんかいろいろ考えられているというふうなことをお聞きしたこともあるんですけども、そういったことがあるのであれば町のほうでも応援できる場所があるなら応援していただいて、町民の方にもこんなサービスあるよということを広報を通じて紹介してあげるといこともしていただきたいなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） できるだけそういった情報につきましては収集して、実施が可能

なものかもしれませんが、また今後検討していきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そんな形で太子町、今やすらぎタクシー、買い物支援という2本立てで公共交通と言えるのかどうかわかりにくい面もありますけども、そんな中で3番目のほうでたつの市の「あかねちゃん」についてお聞きしたわけなんですけど、まず確認したいのは冒頭にも触れました2004年当時、平成16年当時、太子町でもコミュニティバスを試行して2年ぐらいで運行停止にはなったんですが、その当時の廃止した理由を改めて伺います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 平成16年7月から平成18年3月までコミュニティバスの試行運転を実施しております。4路線11便で運行し、バスは1台で運行しております。利用者につきましては、16年度、9カ月になりますけど3,823人、17年度につきましては5,232人、平均しますと1日当たり18人の方に御利用いただいております。総事業費としましては1,012万1,000円、1人当たり約2,000円程度の費用を要しております。平成18年度からの本格稼働を視野に試行をした結果、乗客が当初想定しておりました人数よりも少なかったこと、また全世帯アンケートをとらせていただきまして、その中でも実施に前向きな意見をいただけなかったというところから、今回、17年度末で廃止の運びとなったことでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 当時、1日当たり平均とると18人の乗車があったと、予算的な規模でいくと1人当たり約2,000円かかっているということですが、たつの市の「あかねちゃん」の1日当たりたしか1,200円程度だったと思うんですが、その辺は把握されていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 「あかねちゃん」につきましては、総費用につきましては7,699万2,000円、乗客の方が平成30年度で今申し上げておりますが5万7,965人です、計算しますと1人当たり1,328円の費用がかかっているという計算になります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 「あかねちゃん」は1人当たり1,328円、太子町、当時1人当たり2,000円で1日18人の方がいらっしゃったんですが、当時の目標の数字というのがどれぐらいだったんですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町の目標数字でございますが、1日平均60人を計画しておりました。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 1日60人の乗車だったら、1人あたりは幾らぐらいの予定だったんですか。すぐに出ませんか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 1人当たり約600円程度の費用でございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 当時、1日60人の目標で1人600円ぐらいで済むような計算で動かしていたら今も残っていた可能性があるかと、実際の数値でいくと、たつの市の「あかねちゃん」は1人当たり1,300円程度かかっていると。全国のいろんなところを調べても1,000円から1,500円以内の料金でされているところがほとんどかなというふうに思うわけなんですけど、今、当時の太子町が走っていたコミュニティバスに対して廃止に至った理由をお聞きしたんですけども、当時から今

15年たっています、15年たつことで社会情勢もいろいろと変化してきているというのも当然皆さんわかっていることなんですけども、そこで当時の廃止に至った理由が今現在も当てはまるものなのかどうか、1日当たり18人程度しか乗らないんだろうとかそういった社会的な動向から考えて高齢者の数も当然増えていますよね、交通弱者の方も増えている、免許の返納をされる方も増えているといった状況、またいろんな社会的な情勢がある中で、もしかしたら当時の理由が今になったらもうクリアされているかもわからないですよ。

急にお聞きしますけど、そういったところはどんなふうに分えられているのでしょうか。「あかねちゃん」を参考にしながらで。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 当時のコミュニティバスにつきましては固定のバス停に寄るというような形でしたが、太子町の住民は特に車を利用される人が多かったという方が高齢化されて車を手放されるという状況であります。そのような中で、「あかねちゃん」のほうは自分で乗る場所等を指定できるというような運用につきましてはこちらのほうでも検討する価値があるものと考えております。

また、前回太子町内だけでの運行でございましたが、それが町外とも連携することによりまして利用のほうも増える可能性があると思っておりますので、またその面も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そうですね、今答弁の中でくしくも町内だけじゃなくて町外、例えばお聞きしていたら近くのツカザキ病院に行きたいとか、せめて網干駅まで送ってもらえるような制度、ふれあいタクシーだったら行けると思うんですけど今の買い物支援は本当にスーパーマーケットしか行かないというふうな状況もあったりして、当時のコミュニティバスも網干駅までも行ってないという状況があったので不満の声があったのかなというふうにも感じます。

そういったところをクリアしていくということで、たつの市の「あかねちゃん」を参考にしながら4番のほうにも移っていくんですが、今後の太子町ならではの公共交通のあり方ということに考えを移していかないといけないと思うんですけども、先ほど副町長の答弁の中で「あかねちゃん」もそうですがデマンド交通とか、例えてこんなのを導入したらどうですかということでもグリーンスローモビリティということも上げているんですけども、先ほどデマンド交通のほうではたしか予約が必要だから利用しにくいとか、乗れる人が限られてくるから希望の時間に乗りにくいとか、目的地への乗りかえが不便であるとかというふうなデメリットのことも上げられたんですけども、「あかねちゃん」はどういうシステムを使っているのかは調査されていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 「あかねちゃん」のほうでは1時間半までに予約を入れられて、その予約を入れられた方の経路を順番に行かせていただいて効率よく運行することを実施されております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それはコンピューター上のシステムを使って瞬時にぱっと予約とかができるようなシステムを導入されているということですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、議員の言われましたシステムでということですが、AIを使って

実施するようなシステムも出ておりますが、「あかねちゃん」のほうではそのシステムは利用していないというふうに聞いております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 新聞記事によると、たつの市のほうも利用が集中する時間帯の分散化などに新たな課題も浮かび上がったと、もしくは午前中の利用が6割を占めているから集中した際にタクシーなどの予備車両で対応したケースが月約30件程度あったというふうな形になっていて、集中する時間等々があるんで分散化ということに課題があると。

今お聞きしたら、たつの市、恐らく手作業か何かでされているんだと思うんですけども、AIシステムを使ってやっているところも全国的に増えています。そんな中で1つ御紹介したいシステムがあるんですけども、東京大学の大学院の設計工学研究室が開発されてますオンデマンド交通のコンビニクル、コンビニが来るという呼び方です、片仮名でコンビニクルというシステムを東京大学が開発されています。それに基づいてやっていくと、このドアツードアのサービスをより簡単に予約しやすいようにして実施されているわけなんです。

このコミュニティバス等々、乗り合いタクシーでもいいんですけども、先ほど太子町内は昔固定のバス停だったので便が悪かったというふうなことをおっしゃっていましたが、このデマンド交通、乗り合いの関係を使っていくと、たつの市もそうですが自宅までお迎えに行つて目的地まで運んでいただけるというシステム、それをたつの市のように時間が集中するのをうまく分散するシステムということでこのコンビニクルを使うと、運行計画を生成するアルゴリズムで高度化されているわけなんですけど瞬時にぱぱぱと振り分けてくれるんです。そういったシステムを使う自治体もかなり増えてきています、兵庫県内でもこれを導入されているところがあります。

じゃあ、これ高いんじゃないかというイメージがある、どうしてもシステムを入れるとなると非常に高いというイメージがあるんですが、東京大学がされていて、大学の研究開発でされているものですから半々の形で公共的な研究であるということもあって初期費用が50万円程度で済みます、月々の運行経費も10万円程度で経費がかなり格安の料金で最先端のシステムが使えるということで全国の自治体が研究されて導入されているところが増えていますが、この辺の情報は調査されてますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 実際に運行の方法等についてというか、まだそもそも今の乗り合いタクシーというものだけに偏った形での検討は実施しておりません。もう少し幅広くいろいろな方法を研究しながら実施を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 後で資料をお渡ししますが、東京大学の大学院が開発されたコンビニクルというシステムです。この辺も研究していただいて、料金安いやつで本当に最先端のシステムが使える、「あかねちゃん」の苦勞されているところも瞬時に解消されるというシステムでございますので、そういったところもぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

また、もう1つ、グリーンスローモビリティについて、先ほどこのグリーンスローモビリティというのは時速20キロ以下で走るという原則でやっている乗り物です。ゴルフ場のカートを大きくしたような形です。その中で、副町長の中でスピードが遅いから交通の妨げになるんじゃないかというふうなことがデメリットとして上げられるという答弁だったんですが、実際にこれも全国ですごい今増えています、金比羅山で有名な香川県の琴平町も今投入されて運行されているん

ですけれども、町の中を走っています、これ。町の中のルートで皆さんがお喜びになっているというのが今ネットでもすごい上っています。東京都の豊島区、池袋のあるところですけどそこでも走っていると、だから交通の妨げになるという考えはもう払拭されているんじゃないかなというふうに感じます。

また、太子町内を見ても太子町はどうしても田舎であって都会であるようなところであるんですけども、石海地区や龍田地区のほうへ行ったらトラクターとか耕運機とか走っています。そういった速度のものが走れるような状態と同じような形で運行できるということ、ゆっくり走っていくことでお乗りになる方も町内の風景を楽しんだり会話を楽しんだりしながら運行できるという、それもメリットかなというふうに思うんですけども、そういった市街地を走っている事実もあるということこれから研究していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどおっしゃいました香川県の琴平町のグリーンスローモビリティにつきましては、今実証実験というような形で実施されております。確かに駅とかスーパーなどを巡回しながら運行しておりますので、最終的にその結果等をお聞かせいただいて、太子町の1つの方向性としてまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 新しい手段を取り入れようとしたら、どうしてもデメリットを考えてしまうというのが行政的なやり方かもわかりません。デメリットをどう解消していくのを実際に探っていく必要があるというのが、これからの高齢化社会に対応するためには必要なことだと思っています。

そうやってデメリットがあったとしても現実に実験してみようと、積極的に自分たちの町の公共交通を考えていこうという自治体が全国に本当に数多くあるわけなので、太子町でもいち早く取り入れていくという考えを持っていただきたい、困っていらっしゃる高齢の方が多いという現状を町のほうでも把握されているんだと思うので、その辺をしっかりと検討していくという答弁ではあったんですけども、その中で副町長のほう、公共交通会議も検討してスピード感を持ってやっていくというお答えだったようですが、その辺のことをもう少しだけ詳しくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 太子町におきまして、先ほど福祉の面からのやすらぎタクシー、買い物支援というようなこともいろいろございますけど、やはり費用対効果ということで、もし70歳以上にすれば7,000万円ぐらいかかるということでございますが、先ほど「あかねちゃん」のほうも出てました、全体で7,000万円強というようなこともございます。

このあたり費用対効果ということもございますので、実際福祉の面とか買い物支援ということじゃなくてもっと大きな観点の公共交通のあり方として住民の方のアンケートもあると思っておりますし、行政として交通事業者、警察等とみんな合わさって公共交通会議を至急に立ち上げることによって本当にこの太子町に合った地域交通は何なのかと、望ましいのは何なのかというのを皆さんで御意見を交わしながらその方向性、先ほども議員おっしゃられた豊島区のほうではこの2019年11月からバス事業の取得もしながら観光向けの乗り合いバスの的なということでのそういう都心部での使い方というのをされていますから、太子町にとっては琴平町のほうが近いのかなと思いつながら、そういう望ましいあり方というのを早く皆さんでテーブルに着いて進めていきたいなと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 とりあえず公共交通会議を検討していくと、スピード感を持って対応していく

という答弁でありますので、その辺は期待しながら、最後にやすらぎタクシー、また買い物支援事業、利用されている方は喜んでいらっしゃると思います。ただ、その利用できない方々というのが多いんだということを意識していただきながら、15年前に走ったコミュニティバスとは今状況が違うということも考えていただいて、新しい太子町ならではの公共交通を考えていただく、よりスピード感を持って実現するというのを期待して、次の質問に移ります。

大きな2つ目です。中学校部活動のあり方について。

平成30年3月にスポーツ庁による運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、その前文で「今日においては、社会・経済の変化等により、教育等にかかわる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに運動部活動のあり方に関し抜本的な改革に取り組む必要がある」とうたわれていることを踏まえて、次の質問をいたします。

(1)小学生を対象としたスポーツ少年団の数と子供たちの参加人数の推移等を含めた現状、また町内2つの中学校の部活動数と人数の推移を含めた現状とそれぞれの課題をどう捉えているかを伺います。

(2)スポーツ少年団指導者や部活動外部指導者の人数や資格等を含めた現状と課題をどう捉えているか伺います。

(3)昨年3月にスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底についてという通達が出され、学校の設置者及び校長に対して運動部活動等に関しての活動方針を策定するよう依頼が出ておりますが、町の対応を伺います。

(4)中学校の部活動ではなく、いわゆるクラブチームに在籍している子供たちの現状と課題をどう捉えているか。また、クラブチームに所属する子供たちへの対応をどのように考えているかを伺います。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、スポーツ少年団の現状、それから西、東両中学校の部活動の現状、課題についてお答えをいたします。

太子町のスポーツ少年団の団員数でございますが、ここ数年で多いときでは500人を超えておったというような現状もございますが、現在は約400人の団員数でございます。少年団の数につきましては20団でございます。参加人数につきましては、このところ減少傾向にあるということが現状でございます。

中学校につきましては、太子西中学校で部活動をされている生徒487名おります、うち運動部は391名、文化部は96名、それから運動部が12部、文化部が3部、計15部でございます。太子東中学校につきましては、運動部が374名、文化部122名、496名が部活動の登録をしておるところでございます。また、運動部14部、文化部3部の17部で活動をしております。少年団と同じく、生徒数につきましては御存じのように中学校につきましても減少傾向でございますが、この部活動への加入率につきましては大体80%後半から90%前半の率で推移をしておるところでございます。

課題でございますが、今後、児童数また生徒数の減少が見込まれるわけなんですけれども、現在の少年団の数、また部活動の数を維持すること、これが1つの課題であるというふうにとられ

ているところでございます。

続いて、スポーツ少年団の指導者、また部活動の外部指導者の現状、課題でございませう。

スポーツ少年団では現在118名の指導者が団を指導しているところでございませう。資格といたしましては、公益財団法人日本スポーツ協会の公認資格を取得されている方も中におられるところでございませう。

中学校では、部活動外部指導者といたしまして東西両中学校に1名ずつ部活動指導員を配置しているところでございませう。両名とも約15年、それぞれの部活動の指導にかかわってきておられまして、この部活動を十分理解されている方でありませう。資格といたしまして、同じく日本スポーツ協会の資格を有しておられませう。また、スポーツクラブ21の指導者でもありませう。

そのほか、部活動のOBでありませうとか地域の指導者5名ほどにボランティアとしてかかわっていただいております。部活動顧問の指導方針を理解されている方にこの部活動指導をお手伝いしていただいているという現状でありませう。

この課題でございませうが、スポーツ少年団におきましてはその団によって指導者の高齢化が進んでおるといふ現状でございませう。少年団のOBなど若い指導者の育成というのが必要であらうといふふうを感じているところでございませう。

また、中学校につきまして部活動指導外部指導者の人数は決して多いといえるわけではございませうが、また指導にかかわる方は専門的な指導者資格を有していることが望ましいといふふうには感じておるところでございませうが、現状といたしましてはその専門的な指導者を十分確保できておらないといふのが課題であるといふふうと考えておるところでございませう。

続いて、スポーツ庁が示しておりますガイドラインの策定に関するところでございませう。

平成29年度末、平成30年3月にスポーツ庁がガイドライン策定をいたしました。兵庫県の教育委員会が平成30年9月に兵庫県版のガイドラインを策定しております。太子町におきましては、平成30年度末に太子町立中学校部活動に関するガイドラインを策定いたしました。また、東西両中学校もその太子町教育委員会が策定いたしましたガイドラインを受けまして、学校としてガイドラインを策定しているところでございませう。

4つ目のクラブチームに所属しておられる子供たちの現状、また課題でございませう。

現在、部活動に入部をせずに学校外のクラブチームに所属する生徒につきましての把握でございませうが、太子西中学校で10名弱、太子東中学校で20名弱、学校として把握をしているところでございませう。この活動内容でございませうが、部活動としてその競技の部活動が部としての存在がないといふような競技、また学校外に活躍の場を求めておるといふのがその主な原因といふふうな認識をしておるところでございませう。

中学校学習指導要領総則におきまして、部活動は学校教育の一環としての位置づけがされておるところでございませう。一方でクラブチームはその位置づけがないわけではございませうが、基本的にはこのクラブチームに所属する生徒の活動につきまして特別な配慮がされておるかとお申しますと、そうされておらないのが現状でございませう。今後は、学校また地域の実態、また部活動のあり方、動向等を踏まえまして、適切に対応していくといふことの研究を進めてまいりたいといふふうを感じているところでございませう。

以上でございませう。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 時間のほうなくなってきた状態なのでスピーディーにシンプルに質問しますが、町内のスポーツ少年団及び中学校の部活動の人数の推移等々について確認させていただいたんですけども、中学校のスポーツ少年団もそうですけど女の子だけのチームというのはどれ

ぐらいあるんですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 女子の種目といたしましては、ソフトボール、またテニス、卓球、バスケットボール、以上のクラブが女子としての特化したクラブでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今おっしゃった4つ、ソフトボール、テニス、卓球、バスケットボールは中学校の話ですよ。くしくもソフトボールとおっしゃったんですが、ソフトボール、女の子、太子東中学校にしかないと思います、太子西中学校にはないんですよ、そこを確認します。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） おっしゃるとおりでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 最近スポーツをすごい頑張っている女の子がいらっしゃいます。ここ数年でいろんな小学生の女の子に中学校に入ったらどんなスポーツしたいということを長年にわたって聞いてきたんですけども、一番多かったのがサッカーです、その次がソフトボール及び野球をしたい、あと意外に多かったのがブームなんですかバドミントンをしたいという子が多かったです、それがベスト3でした。

そんな中で、話があちこち飛んで申しわけないけど、けさの神戸新聞に毎週火曜日にスポーツ広場というのが載っているんです、そこを見るのが私好きなものですからきょうも朝見ていたら、その中で全日本中学校女子ソフトボールの県大会が先週ですか、5月25日、26日と行われていました。そこで、太子東中学校が1回戦、10対2で勝っています、2回戦ゼロ対5で負けて、残念ながら敗退していましたが、その2回戦の対戦相手が一宮北中学校と波賀中学校の合同チームなんです。ほかのチームをずっと見ていたら、その一宮北中学校と波賀中学校というのは宍粟の奥のほうなので生徒数が少ないのかなというふうに思ったんですが、見ていると布引中学校、岩岡中学校、これ明石市、大久保のあたりだと思うんですけど田舎じゃないかと、あと宝塚中学校、安倉中学校、これも宝塚市ですから都会です。そういったところの中学校でも合同チームで出ている。参考に、優勝したのが明石Pクラブというクラブチームが優勝していました。

そんな中で、先ほども聞きましたけどもスポーツ庁が出しているガイドラインのあり方の中に、少子化にもなるので合同チームのあり方ということガイドラインの中に取り上げていらっしゃいます。現状、太子東中学校にはソフトボール部がある、太子西中学校にはソフトボール部がないという状態なんですけど、ほかのスポーツ競技も含めてですけど町として合同チームの考え方はいかがでしょう。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 合同チームの根底には、その単独の学校でその部活動としての活動、また試合に出るときの構成が難しいという場合に合同チームで活動したり試合に出たりというような考え方が根底にあるというふうに考えておるところでございます。

今、太子西中学校、太子東中学校ともに単独での部活動での活動、また試合に出るということが原則としてあるんですけども、その太子西中学校にあつて太子東中学校にない、また太子東中学校にあつて太子西中学校にない、そういう部活動につきましては当然合同チームというのにも視野には入れることはやぶさかではないんですけども、現状ではそこまで話は具体化しておらないというのが現実でございます。

先ほど言いましたように、合同チームは単独で活動、また試合に出れないというのが原則、根底にあるというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その単独ではチームを組めないという状況で合同チームだという話なんですけれども、例えば個人競技に限るかもわからないんですが、ソフトボールでもいいです、1人や2人の子がやりたいのということであつたら、例えばバドミントンをしたいという子がいたら部活動というのはつくれるんですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 部活動として学校が部としての認定をするかどうか、また活動をどうしていくかという考え方なんですけれども、その部としての継続性、1年、2年でもう廃部されてしまうということにならないように、今後、部として存続できるかどうか、そういった継続性、また指導者、それから練習ができる、部活動として学校教育の一環としてその活動ができるかどうかという環境です、そういったことを総合的に判断をいたしまして部活動としての認定を行おうというのが考え方でございます。

ですから、1人、2人というその人数だけで線引きをしているということではございません。総合的に判断をさせていただいて、部活動として活動ができるかどうか、認定できるかどうかという判断を学校のほうはしているというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この太子町立中学校部活動に関するガイドラインの中からいろいろ細かいことを確認したいなと思うんですが、それはまた所管のほうに回します、時間の関係もあるので。

1点だけ確認していきますが、先ほどクラブチームの太子町内、太子西中学校10名ほど、太子東中学校20名ほどいるということですが、いろんな方のお声をお聞きしているという中で紹介だけしておきますが、クラブチームに所属する子が仮に全国大会に出場しても学校の垂れ幕というのはどうしても部活動の子しか垂れ幕飾っていらっしやらないんですけど、クラブチームの子も頑張っているから何かしてあげたらいいのになという声を頂戴したことがあります。

ほかに、体育大会を見ていると、昼のときに小学校ではスポーツ少年団の行進があります、中学校では部活動の行進があります。テントの中に数名の生徒が残っていらっしやるんですけど、それを聞いていくとクラブチームの子がたくさんテントの中で待っていると、もちろん何も部活動をしていない子もいらっしやるわけですけども、クラブチームの子はテントの中で待っていると。

神戸、阪神間のほうの中学校を調べたらクラブチームの子にも行進させてあげている学校も学校の采配でされているんだというふうにお聞きしたことあるんですけども、そういった状況の中、何かしらクラブチームの子もスポーツを同じように頑張っているわけなので町としても支援できるところは支援していただきたいなというふうに思うわけなんですけど、その辺の考え方もう一度お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 校外のクラブチームに所属しているそういう生徒の対応ということで御質問なんですけれども、学校教育の一環として位置づけられています部活動、それと学校教育のそういう一貫として位置づけられていない校外のクラブ活動を学校として全く同じように取り扱うかということになりますと、一緒になるというのは困難であろうと考えております。

しかし、生徒を中心に考えた場合、生徒のそういう頑張りとか努力を認めるということは生徒のやる気とか、あるいは意欲の向上、あるいは自主的、主体的な活動の育成とかそういう面で本当に大きな成果がありますので、学校教育の視点からも重要な視点だろうと考えております。

それで今後ですけども、校外クラブチームに所属しているそういう生徒の頑張りとか努力を

認める方法というのはいろいろあると思います。今、議員もおっしゃったように懸垂幕だとか、あるいは表彰だとか行進とかいろんな方法があると思いますけれども、学校現場の実態も踏まえながら、今後検討はさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 余談になりますけど、チョレイでおなじみの卓球の張本君しかり、運動じゃないですけど将棋の藤井聡太君しかり、卓球の黄金世代のみうみまでしたっけ、伊藤美誠ちゃんとか、ああいった子もずっと小さいころからクラブチームでやってきたという、あの子たちは本当にすばらしい子供さんなので、町内にそういった子供がどんどん生じてくるわけではないかとは思いますが、町内でもそういったすばらしい才能を持ったお子さんが今後出てくる可能性はないとは言えません。そういったときに、JOCのエリートアカデミーに入るような子がいたら町としてもどんどん応援していただきたいなというふうに思います。

時間がなくなってきているのでこれぐらいにしますけども、そういった形で全ての子供たち、勉強頑張っている子もスポーツ頑張っている子も文化部で頑張っている子も太子町の宝物でありますので、全ての子供たちの夢を応援する態勢というのを意識していただいて、子供たちがそのまま太子町にいい町だなということで住んでいただけるような施策を期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

このたびも住民の皆様からの声を届けてまいりますので、どうか当局におかれましては真摯な答弁をいただきたいと思っております。

まず、1番目、子育てアプリや母子手帳アプリの導入で子育て支援情報の提供をということでございます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴いまして、さまざまな利用者支援事業が行われております。その情報を必要とする子育て家庭に情報を届けるために、太子町のホームページからの情報発信や子育て支援ガイドを作成し配布もしているところではございますが、いつも手元には置いておけない、本の大きさ、冊子が大きくて外出時には持ち歩けない等々、活用しにくいとの声を子育て世帯から聞いております。

最近子育て世代の多くの方がスマートフォンを活用していろいろな情報収集をしているという現状がございます。時間や場所にとらわれず、気軽に子育てに関する情報が得られ、個々のニーズに沿った情報提供を図るためのツールとして子育てを応援する専用アプリを導入してはいかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） お答えさせていただきます。

当町では、子育て支援といたしまして安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターひだまりが中心となって妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を実施しているところでございます。現在、それぞれの担当課が行っております事務といたしましては、子育て情報や予防接種、乳幼児健診については広報やホームページでの発信、また訪問や相談、育児教室での個別指導について情報提供をしております。

予防接種につきましては、出生後に予診票の送付、乳幼児健診は問診票を送付し、個別に受診勧奨の案内をするなど、これらの手続につきましては子育て支援ガイドブックに掲載をされてお

ります。

ただし、この子育て支援ガイドブック、今議員がおっしゃられたように常に持ち歩くというようなものではございません。そこで、今日の情報が多く流通している中で手軽に素早く入手できるスマートフォンなどを使ったモバイルサービスを活用いたしまして、現在の子育て世代に子育てアプリを用いた情報発信は議員の御指摘のとおり大変有効なものであるというふうに思っております。

西播磨地域につきましても1市町、この子育てアプリを導入いたしまして、既に妊娠届け出のときにそのアプリを妊婦にダウンロードするように登録をお願いし、その後の子育て支援事業に活用している市町があるということ把握しております。

当町におきましてもその必要性は認識しておりますので、今後は事務の簡素化を含めまして費用対効果等を検証いたしまして、子育て情報や健診、予防接種情報などの掲載内容についても他市町事例をいろいろ研究し、導入するかどうかについては今後また検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、答弁をしていただきまして、今後は必要になってくるかもしれないということでお話をお伺いしました。現在、母子手帳アプリ、また予防接種のスケジューラー、我が子の成長を写真と動画で残せる家族アルバム、キッズライン、ママリなど、育児日記、写真の整理、またベビーシッターを呼べるアプリなどさまざまな子育てアプリが出ております。また、加古川市のかこがわ子育てアプリ簡単ナビや宍粟市子育て応援アプリスクスクなど、企業等に開発を依頼し、市独自のアプリを開発している自治体もございました。今、生活福祉部長が言われました西播磨地域でもあるということで、それはどこか、よかったら教えていただけますか。どういふところを調べられたのかについてお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今、申し上げた西播磨については相生市の例でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 相生市の関係、新聞にも載っております、もう大々的に子育ての宣言をしている町が取り入れたということでかなり話題にもなっております。

昨年、私は加古川市のかこたんナビを視察してまいりました。当局を交えて加古川市でどういふふうなさまざまな実施をされているのか、値段的にはどうなのかということについて視察してまいりました。子育て情報専用アプリかこたんナビは平成29年に民間に委託をして開発を行い、子供の年齢に応じて予防接種のスケジュール管理や健診情報、年齢別の保育所の空き情報、また子育て日記には寝返り、つかまり立ちなどできるようになったことやそのときの身長、体重などの記録をするという、相生市でされているA i o i いくなびと内容は遜色ないほどいいものだなということは後で思っております。

しかしながら、このとき民間に委託をした開発費用をお伺いいたしましたら、加古川市の場合で約600万円かかっている、そして保守料は月々約6万円から7万円と加古川市の規模ではそういうふうなお金がかかっているということをお伺いしまして落胆し、残念ながら太子町ではお金がかかり過ぎるので提案ができないと諦めて帰ったことを覚えております。

そうしてありましたら、最近神戸新聞で先ほど紹介されておりました相生市で母子手帳アプリ母子モが導入をされて、A i o i いくなびの名称で5月10日より提供を開始したとありました。このことは既に生活福祉部長は御存じのことですので、どこまでどういふふうな、財政的なことも調べられたのかについてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 相生市が導入されておりますA i o i いくたび、これにつきましては同じアプリを篠山市とか播磨町も導入されております。全国的に言えばもっとたくさんの自治体も導入されているかもしれません。一応、費用につきましては、この運用をされているその運営会社はその市町の情報を入れてそれでその市町の方も管理していただくというような内容で、市町からはそのアプリ会社へ月々3万円の使用料、ですから年間で36万円の使用料を払えばそれで運用ができると。当然、それを使われる保護者の方はダウンロード無料でございますので、一切費用がかからないということはお聞きしております。

ですから、今、加古川市は600万円というお話を私も初めてお聞きをしたんですけども、それと比べると自治体で単独運営をするよりもそういった対応アプリ、多分調べればいろんなアプリが出てくると思いますので、その中で費用についても安価でできるような内容についても太子町にできるだけ近いような運用がされているアプリのメニューを見ながらすればいいのではないかなというふうに考えております。

ですから、相生市で行われている中身についても今議員がおっしゃられました自治体からのサービス内容の提供もございますし、それぞれの子供の記録管理、また育児日記というような内容も全部全て盛り込まれているようでございますから、もう少し詳細なものは今後、町でも中身を検討していきながら、実際に運用が可能かどうかという方向でまた考えていけばいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、生活福祉部長に言っていただいたように本当に相生市が導入をした母子モ、これはエヌ・ティ・ティ・ドコモの関係と企業が合同で開発をし、全国の市長会、全国町村会が後援をし、今全国に広がっているという状況でございます。安心・安全のアプリなのかなというのはいろいろ調べる中で感じております。これができる以前は、どこの市町も開発費用をかけまして多大なお金をかけてされている、加古川市も明石市とかその近隣の状況を勉強されて、同じく開発費用を何百万円とかけられておりました。

そういうことから、最近本当にいいアプリが出てきたなということで、私も相生市の担当者の方に確認をし話を教えていただきましたら、本当に自由にいろいろなアプリの中からメニューがたくさんございまして、A i o i いくたびは今までつくられてきた明石市とか加古川市のナビにも負けず劣らないような機能が含まれているんだなということを感じをしております。

予算も先ほど言われましたように開発費用が要りませんし、当初の契約料も要りませんので、使用料、生活福祉部長が言われたように月々3万円程度で相生市の規模ではできるとということもお聞きをし、人口規模で値段は変わるというものの、これだったら子育て世代、リーズナブルな使用料で町も提供ができるのではないかなということで今回は提案をさせていただきました。検討をもう始めていただいているというふうに捉えさせていただいたらよろしいのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 具体的に検討までは至っておりませんが、そういうものがあるということは把握しておりますので、実際職員が今やっております健診とかも郵送等を行っております。それをこのアプリを導入することによってそういう事務手続ももしかして簡略化できるといようなことになると非常に費用対効果も出てくるのではないかなという、そういったところも全て検討した上で有効であれば前向きな姿勢で考えていってもいいのではないかなというふうには思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 子育て世代の多くの方が利用しているこのスマートフォンを活用して、それぞれのニーズに沿った情報提供を図るためのツールとして、ぜひ子育てを応援する専用アプリの導入をお願いしたいと申し上げさせていただきます。

先日も子育て世代包括支援センターにお伺いしましたら、いろいろな情報が子育て世代包括支援センターの周りにも、壁にも張って情報発信をされておりますが、そこに来ておられるお母さん方にお聞きをしますと、子育てが忙しくてもう自分の子供のことで精いっぱい、いろんな情報を発信されたり太子町のホームページやいろいろなツールがあるとしてもなかなか見ることはできないというふうな本音の話をされておりましたので、子供が寝ている間、またちょっと遊ばせている間にちょっぴりスマートフォンで見れるようなそういう情報提供がこれから太子町でも行われていくことを期待いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2番目、オリンピックを見据えた太子町の取り組みはということでございます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、1964年、昭和39年の東京オリンピック以来、56年ぶり2度目となります。前回の東京オリンピックは、戦後の荒廃からの復興をなし遂げ、高度経済成長の真ただ中で開催をされ、次代を担う若者たちに夢と希望を日本中、世界中の人々にオリンピックのすばらしさを伝えてまいりました。

太子町の町史には、昭和39年当時のことを「東京オリンピックの聖火リレーが9月23日午後4時22分、菅鳩橋で龍野市より受け継ぎ、太子町が受け持って午後4時57分無事、青山ゴルフ場前で姫路市に渡しました。当日は秋分の日であり、暑からず寒からず最適の好天気恵まれ、国道2号線上は人の波、国旗の波で歓迎一色に塗り潰され、太子町民の方はもちろん、姫路市、御津町、龍野市、新宮町、林田町を初め、遠く宍粟郡、佐用郡からも出てこられ、無慮——大体ということでございますが、無慮5万人の人出でありました。本町92名の若人の手で見事に大任を果たし、町民に多大の感激を与えました。」と載っております。正走者、副走者、随走者合わせて92名の氏名がこの太子町史4巻の資料編だったと思いますが、そちらのほうにも名前が記されているところがございます、現在も多く御健在の方の氏名が見受けられます。

この6月1日に発表されました聖火リレーのルートは残念ながらこのたびは太子町は外れはしましたけれども、再び宍粟市、姫路市、加古川市、明石市など近くをオリンピックのトーチがめぐってまいります。半世紀以上の時を経て、当時のことをお聞きする機会を持つたりするなど、ぜひ太子町民全体が、そして子供たちが2020年7月24日から8月9日までの17日間の東京オリンピックを、また8月25日から9月6日までの13日間のパラリンピックを楽しむとともに、一緒に盛り上げていくというイベントの開催など取り組んでいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、町民が広くスポーツに親しむという意味では非常にいい機会であるというふうに考えます。既存のスポーツ大会に開催記念と銘打ちまして冠大会とすること、また開催年には関連イベントが何か開催できないかなというふうなことは検討いたしたいと考えておるところでございます。

折しも町民体育館が今年度耐震大規模改修が行われます。今年度末にはその工事が完了いたしまして、2020年4月にはリニューアルオープンするという予定となっております。それに合わせまして何らかのオリンピック・パラリンピックに関連する企画ができないか、そういったことについても検討をいたしたいというふうに考えているところでございます。

まだ具体的にはこれということは今のところ申し上げられないんですけれども、これから何らかの企画ができないか検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 いろいろとこれから検討をしていただけるのかなと思っております。

私、1955年に生まれまして、姫路市飾磨の地で育ちました。前回の東京オリンピックのときは9歳でございましたし、テレビが我が家に初めてついたこと、そして小学校の運動会で三波春夫さんが歌う東京オリンピック音頭をみんなで踊ったこと、それしか覚えておりません。しかし、その当時、東洋の魔女の活躍やマラソンの円谷選手の活躍などは、大きくなってから後の報道で、ああ、そうだったんだな、すごい大会だったんだなということを再確認したと覚えております。

この太子町の地元で育った方にお聞きをしてみますと、この9月23日、聖火リレーの当時のことを旗を振りながら応援をした、私も見学をした、僕も見学をしたという私と同年代ぐらいの方からの話をお聞きしております。みんな、幼稚園であったり小学校の年代であったりそういうときに、当時本当に情報発信がない中、国道はすごい人だったと、惜しむ声をお聞きいたしました。また、当時のマラソンランナーの方にありましては町史とともにいろいろな写真集が残されておりますが、オリンピック当時のこの原本を大事に持っておられて、当然図書館に行きますと東京オリンピック、昭和39年当時のことが載っております、ちょうど中村町長の時代でしたか、皆さんが92名全員そろわれて記念撮影をされておられる、またその中には集合写真もあり、またユニホーム、当時のこの日の丸をつけて走ったユニホームも、またこの代表で手を挙げて走ったそのトーチも保管をされる方がいらっしゃることも伺っております。

このような貴重な歴史の証人とも言うべき数々のアイテムを使って未来につなげる、未来への継承ができるチャンスだと思っております。現在、2020年のこの東京オリンピックの中にも未来につなげる、未来へ継承するレガシーを後々の世代まで伝えるというふうな概念を発表されているところがございますので、ぜひとも私自身が考えるにはちょうどもう1年後にはオリンピックが始まり、5月24日、25日は兵庫県にこの聖火リレーが入ってくるわけです。姫路城の三の丸広場には24日には到着をする、その後また神戸市のほうには行かれますけれども、兵庫県としてはこの2日間、大々的なイベントが行われて、世界に東北大震災からの復興、阪神大震災からの復興、そういうことも含めて発信をしていくすごい場になるのではないかなと考える中、太子町でも今回は聖火リレーのコースには外れましたけれども、それでもこの近くにはオリンピックのトーチが走るわけですから、それ以前に先ほど教育次長のほうからは体育館のリニューアルがありますので、それを契機に何かを考えたいということもございました。

私も悪い頭で考えてみましたけれども、図書館とか歴史資料館でオリンピックのコーナーをつくったり、また左手に見えております庁舎のロビーに当時の写真などを展示したり、あとオリンピックの開催まで、またここのトーチが姫路に着くそのころまでカウントダウンをしたり、小・中学校に出向いて当時の方、ちょうど走られて参加された方は70歳代ぐらいの方でまだまだ御健在でお元気な方もおられますので、この機会に小・中学校の子供たちにも当時の話をしたりするなど、56年ぶりのこのオリンピックの開催を太子町中が盛り上がるような、思い出に刻められるような仕掛けをぜひ考えていただきたいと思いますと思っております。

4月以降という話もありましたけれども、もう今から助走期間として小さな仕掛けをしていくのが必要ではないかなと考えております。もう来年4月にオープンしましたら5月にはオリンピックのトーチが通る、そして7月24日からは本番が始まるということですので、それ以前からだんだんとオリンピックのニュースも6月1日以降、さまざまなメディア、新聞等を使っての情報発信がされておりますので、それまでに多分ほかの市町も何らか動かれていくのではないかなと思いますけれども、今回、太子町は一番手となって、大体二番煎じ、三番煎じが多いわけですが

れども、情報発信という形で一番手となってやって企画をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 一番手というのは自信を持ってなかなか言いにくいところありますけれども、学校現場におきましたら幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえながら、何年に一遍というよりも一生に一回しか出会わないであろうオリンピックという機会を捉えまして、子供たちのそういういい思い出を、あるいは今議員のおっしゃったような町民への啓発だとか、当時の資料がどれぐらいあるのかも今わかりませんが、そういうのを踏まえながら総合的に前向きに検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本当に図書館に久しぶりに行きまして、オリンピックの関係をずっと町史から写真集、宍粟市や近隣の写真集を見ていきますと、先ほど紹介をいたしましたこのオリンピックの写真は必ず載っているというふうな資料がたくさんございましたので、ぜひとも当局も私以上にいろんな情報が集められると思えます、また92名の方からもいろいろ話をお伺いしながら、その方とまた一緒になってまちおこしとかそういうふうな観点からも、その方がまた元気になってこの当時こんなやっつんやでというふうな話ができるような取り組みもさせていただきたいと思っております。

私ごとですけれども、平成29年6月に一般質問で提案をさせていただき、使用済み携帯電話等の小型家電から制作をする都市鉱山からつくるみんなのプロジェクトの回収ボックスを提案され、そのときから庁舎の総合窓口で1カ所だけでしたが設置をされました。先日、3月31日時点でその都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトというのは一旦はメダルをつくるために締め切りをされております。今後、レアメタルの回収のためには資源の再利用ということで、このプロジェクトが終わったとしてもずっと受け付けのところにやっとな認知をされてきたわけですから引き続き置いていただきたいとは考えております。

私、その間、当局に確認しますと、箱を置いてから今まで3月の末時点で100個ぐらい携帯電話の回収があったそうです。私が提案した当時はいつ箱を見ても空っぽで大丈夫なのかなというふうな、1カ所だけでしたからそう思っておりました。我が家も古い携帯を6個、箱に入れましたが、今回プロジェクトを通じてオリンピック・パラリンピックに合わせて金銀銅のメダル5,000個がその回収をされた中からメダルが制作をされる予定となっております。たったこれだけでも、何か自分自身がオリンピックのお手伝いする主体者になったような気分で今後メダルを見る目が変わってくると思っております。

そういうことも含めまして、次にめぐってくるときには私たちの年代は既に天国に召されていると思えます。東京オリンピックの歴史や思い出を、また生の声を聞くことができるまたとない機会でございます。当局におかれましてもタイムリーな取り組みを考えていただきたいと申し上げまして、次の質問へ移らせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、3番目、介護予防、健康増進という観点での健康遊具の設置、公園等の設備についてを質問します。

我が国の平均寿命は世界での最高水準となりましたが、健康寿命が平均寿命と同様に伸びないことが大きな課題となっております。健康への意識の高まりとともに、ひとり暮らし等で閉じこもりがちの高齢者の運動機能向上のために、気軽に運動ができ、体に負担をかけずに背筋を伸ばせるベンチや、足腰を鍛えたり足を伸ばして柔軟性を上げる器具などさまざまな健康増進器具が開発をされ、各自治体での設置も近年の介護予防という観点からも設置が増えてきている現状が

ございます。

現在、整備が進められております太子町の総合公園には全身のストレッチができるストレッチボード、肩のストレッチができるぶら下がり器具、足のストレッチができる足伸ばしの器具、上半身のストレッチができる上体ひねり、また全身のバランス向上を図るでこぼこ道と言われる器具が置かれておりまして、使う際の注意事項、これは大人の遊具ですよというふうなことも示されて、大人用の健康増進遊具が設置をされております。

健康への意識の高まりとともに、健康寿命を少しでも延ばしたい、いつまでも元気でおりたい、そういう多くの町民から近くの都市公園や既設公園でも総合公園にあるような健康遊具を設置してもらいたいとの声をお聞きしておりますが、こういう声に対する町の考え方をお伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 近年の全国的な傾向といたしまして、少子・高齢化による子供の公園利用が減少している現状でございます。その一方で、公園に集う高齢者の方々が増加している現状にございまして、健康づくりや老化防止などに役立ててもらおうと運動機能の向上のために必要な健康増進器具の設置が増加しております。全国的にもデータによりますと28.1%ぐらいの増加になっているようでございますが、御存じのように本町におきましても総合公園内に準備運動器具として4基、それから筋力トレーニング用として9基、それからクールダウン用の器具として1基、計14基を設置しておりまして、日々利用状況を見てもそういう需要と、また効果があるということ直面している状況でございます。

本町の65歳以上の高齢者率というのはこの10年で18%から26%との増加傾向にございまして、他方、12歳以下の人口はこの10年で15%から13%に減少している現状でございます。そういう少子・高齢化の傾向になっておる状況であり、高齢化の進む開発団地等もございまして、そういうところに設置している児童向けの遊具を更新のときには高齢者向け、またその団地のニーズに合ったものに変えていこうというふうなことも検討していく必要があると認識しております。

今の段階におきましては、使用頻度も低くなって老朽化による更新が必要となる箇所について、今後、社会の変化や利用者の動向を見ながら更新時に検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

公園というものが今まで子供主体の公園から逆に高齢者が集えるような、また健康増進につながっていくような方向へ動いているということは十分認識をしておりまして、そういう状況を見ながら適切な対応を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これからの考え方を転換していかなければならない、子育て関係ではいつもアンケートをとっても一番に来るのは子供が遊べる公園の充実を図っていただきたいということが多くあるわけですが、やはり少子・高齢化、またそれを見据えた先ほど部長が言っていた健康増進、介護予防という観点からの公園整備は必要であるという、私もこのたびいろいろなところに行かせていただきましたが、町内でさまざまな声を聞く中で公園の整備のことを多く聞いております。

太子町都市計画マスタープランの中には公園、緑地に関する方針が書かれておりまして、「緑地として福井大池などの水辺の緑地についてはレクリエーション性の高い親水空間としての整備、活用を促進するなど、住民の憩いの場の充実に努める」とありました。福井大池の外周は、天満山、鼓ヶ原、原池団地、原自治会の皆さんを中心にウォーキングや野鳥の種類が多いのでバ

ードウォッチング等をされておりますし、第1親水広場では原池自治会の方がグランドゴルフ等で使用をされている現状がございます。

この周りの住民から総合公園までかなり距離があって徒歩では無理、自転車でもかなりの距離になります、多くの方が年をとってから免許証の返納をされて足がないという先ほどもいろいろ交通事情の関係については質問が出ましたけれども、近くで総合公園のような設備を整えていただけないかなというふうな声を聞いておりました。あそこの親水広場、私たちはいつも親水公園と言ってまいりましたので都市公園に準ずるような公園だとは思っておりましたが、あそこの扱いは若干変わってくるという話も聞いたことがございまして、今後、そこの親水広場に健康増進器具やストレッチのできるベンチなど、そういう設置に向けて町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、総合公園もそうですが、都市型の大型公園については基本として周回できる、周遊できる公園というものを基本として考えたいというふうに思っていて、総合公園におきましても人に歩いていただくということの仕掛けの中に健康遊具を配置して回遊できる人を増やしていこうという狙いが当初ございました。遊具というのは、例えば小さな公園に健康遊具を1台置いたらいいかというのではなくて、準備運動、筋トレ、クールダウンというそういう1つの連続した中で効果が出るものでございまして、腹筋台を1台置いたからそれで腹筋だけが健康の一部であるというのではなくて、総合的に健康増進を図れるようなシステムなりソフト面が求められているというふうに思っていて、そういう意味からは御指摘のとおり西側の太田の福井大池というものは周回できるシステムをつくって、外周でそういうものを集えるという空間をつくれればそういうものは効果的だなというのは以前から認識しています。

ただし、今現在、柳池総合公園を集中的に事業を推進するのに精力を上げていますので、まずそこをきちっと作り上げて、そしてそれからそういった西側の回遊できる公園をもう少し、今もかなり整備を進めていますが、さらに整備を進める中でこういう健康増進というのを取り入れていく検討を進めてまいりたいと思います。

まさに今年度、都市計画マスタープランの改定作業もやっていますので、あわせて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、話をお伺いしまして、今後の課題になってくるのかなと思っておりますのでお願いしたいと思います。

健康器具を設置しているそれぞれの自治体におきましては、健康遊具、健康器具、同じですけれども、そういう種類、また使用方法を現地に行き行って見るのではなくてホームページに載せているところも多くありました。昨日、太子町のホームページで確認をいたしましたらそういうふうな案内はされておりましたので残念だなと思いながら、今、総合公園にあれだけの健康器具があって、先ほど言われました準備運動、筋トレ、そしてクールダウンの器具がそろっているなという存在をアピールをしたり正しく使っていただくための注意点とかをホームページにアップをされたらもっともそのサイトを見て行ってみようかなという方が増えてくるかもしれないので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 太子町に引っ越しされた方が公園が少ないとか公園の場所がわからないという要望があって公園マップというものをつくらせていただいて、太子町内の公園をフ

フォローアップして、それを今ホームページにアップさせていただいているんですけども、それをもう少し機能強化しながら、今おっしゃったような総合公園の完成に合わせてそういうものもPRまたは取説となるようなものを考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 1点だけ聞いておきたいんですけども、自治会のほうの公園で限られた場所で先ほど経済建設部長は準備運動から筋トレ、クールダウンと一貫して置かないと効果がないかもしれないというふうな話をされましたが、例えば自治会公園で要望をした場合、大人の健康遊具に対しても設置をする場合、町の補助等は今の条例にあるとおり出るのでしょうか、その点だけお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 今、補助事業でやっておりますのは児童福祉の施策で児童公園という定義でやっております、今健康遊具が児童公園に補助として適切かどうかということは十分に判断しないといけないので、そういうケースも今までございませんので、今後そういうニーズを見ながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひ、その点も含めて今後のあり方を検討していただきたいと思えます。高齢者の運動機能の維持を目的にストレッチ器具を設置し、その場に来てコミュニケーションの場とするということは非常に大切なことだと考えます。全ての都市公園に設置ができればいいと思えますけれども、予算のこと、スペースのこともありますので、住民のニーズ等を把握しながら、高齢の方でも気軽に使える先ほどから出ております健康遊具の設置に努めていただきまして、行ってみたいと思える公園の整備をお願いしたいと思えます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きますが、改めて申し添えます。質問、答弁は簡潔明快にぜひよろしくお願ひしたいと思えます。御協力をよろしくお願ひします。

それでは、再開いたします。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 12番公明党中島貞次でございます。ただいまより通告に従いまして一般質問を行いますのでよろしくお願ひいたします。

1つ目が、教育の無償化についてであります。

本年10月から消費税率10%引き上げに伴いまして、幼児教育・保育の無償化がスタートします。少子・高齢化社会に対応するために3歳から5歳児は全世帯、ゼロから2歳児については住民税非課税世帯を対象として認可保育所などの利用料が無料となります。認可保育所等に入れないう待機児童がいる世帯などにも恩恵が及ぶように、認可外施設や幼稚園の預かり保育も補助額に上限を設けて無償化されます。

そこで、次のことについて尋ねます。

1つ目、それぞれの対象人数、対象世帯数は幾らか。

2つ目として、今回の無償化によりまして教育費の負担が幾ら軽減されるのか。

3つ目、ゼロ歳から2歳児は自治体の裁量によりましてさらに軽減することができます。兵庫県はその方向で考えておりますが、太子町の考え方を尋ねます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、順番にお答えをいたします。

まず、1番目の対象人数、対象世帯についてでございます。

5月1日現在の在園児数は幼稚園合計で270人、町内保育施設の斑鳩保育所と認定こども園の6園の合計で670人、町外の保育所、認定こども園の合計で118人、企業主導型を含む認可外保育施設の合計で73人、なおこの認可外につきましては太子町で把握できる範囲となっております。保護者等の同意を得て数字をつかんでいる数というふうに御理解していただければと思います。

また、世帯数についてですが、幼稚園が258世帯、町内保育所、認定こども園が527世帯、町外の保育所、認定こども園が99世帯、合わせて884世帯ですが、このうち無償化となります対象世帯は775世帯でございます。

それと、答弁抜けておりました、最初の対象人数の合計は合わせまして1,131人でございます。このうち、無償化の対象となる人数が852人となっております。

続いて、教育費負担の軽減についてでございます。全ての3歳から5歳児、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児を対象に無償化が実施されることとなっております。利用負担額につきましては各階層区分に分かれており、3歳から5歳児につきましては、まず町立幼稚園では第1階層の生活保護世帯の月額0円から町民税所得割課税額が一番高い21万1,201円以上の区分となります第5階層の方が負担しております月額1万1,000円まで、次に町立幼稚園以外の教育・保育施設につきましては、同じく第1階層の生活保護世帯の月額0円から町民税所得割課税額が一番高い21万1,201円以上の区分となります第5階層の月額2万1,000円まで、次に保育所、認定こども園等の保育に限る施設につきましては、第1階層の生活保護世帯の月額0円から町民税所得割課税額が一番高い39万7,000円以上の区分となります第8階層の月額4万4,600円まで、次にゼロ歳から2歳児につきましては第1階層の生活保護世帯の月額0円と第2階層の町民税非課税世帯の月額7,200円の利用者負担額がそれぞれ全て無料となります。

ただし、このゼロ歳から2歳児につきましては第3階層以上の世帯は無償化の対象となっておりますので、10月以降も保育料は納めていただくこととなります。

次に、幼稚園の預かり保育につきましては、保育の必要性が認められた方のみ月額1万1,300円を上限に無料となります。具体的な軽減される金額につきましては、それぞれの世帯により所得や園児の数が違いますので負担されている金額についてもそれぞれの世帯千差万別であるために、ここで具体的な金額を回答するというのは難しいというふうに考えております。

また、それにあわせまして無償化は保護者にとっては非常に喜ばしいことではございますが、町としましてはこれまで幼稚園、保育所保育料として歳入されておりました財源がゼロとなります。令和2年4月からにつきましては、この公立幼稚園、保育所の運営に関する費用につきましては全額町負担となります。また、私立の認定こども園等につきましては、その運営費を国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1ずつ負担して運営者へ補助金として負担することになっております。

最後に、ゼロ歳から2歳児についてのさらに軽減についてでございます。兵庫県では、従前からひょうご保育料軽減事業によりまして、県と町で低所得層の世帯を対象に保育料に対する助成を行っております。幼児教育の無償化を踏まえまして10月からは制度の拡充が予定されており、県の改正に合わせまして本町も対応していく方針としております。

内容としましては、納めていただく保育料から5,000円を差し引いた額が基本の助成額となりますが、対象児童の範囲をこれまで第1子の児童は対象外でありましたが、改正案では第1子も月額1万円を上限に助成をいたすこととなります。

また、これまで行っておりました月額補助基準額の拡充につきましては、第2子の6,000円が1万5,000円を上限に、第3子以降の7,000円が1万5,000円を上限に拡充する予定となっております。

また、この助成額の負担につきましては、第1子と第2子は県と町で2分の1ずつ負担いたします。第3子以降につきましては、全額県補助となっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、いろいろ対象人数とか説明がありました。その中で、1つは住民税非課税世帯、ゼロ歳から2歳児なのはこれは5月1日現在と先ほど話がありましたが、出納閉鎖によりまして新たに住民税非課税世帯となるおうちがあった場合、それはどういうふうと考えられるんですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） この所得につきましては、一応前年度所得の形で行くというふうに思っておりますので、それに基づいた計算が行われると思っております。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、いろいろ無償化についての各園それぞれの対象者、対象範囲、対象金額等を説明いただきましたが、これは手続は基本的には不要というふうには聞いているんですけども、保護者の方から手続はしなくていいということなんですけれども、じゃあ自分の子供が対象者なのかどうかという判断はどういうふうにされるのか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） まず、年齢でいきますと3歳から5歳につきましては全部無償と。もともと認定外の施設をどうするかという事案が残っていたみたいですが、このたび認定外も無償化に含めるということになりますので、基本は3歳から5歳については全て無償だというふうに考えております。

あと、ゼロ歳から2歳児につきましては自分の所得がどこの階層に当たるのか、これを知っていただければ第3階層以上につきましては有料でございますので、その確認だけしていただければいいのではないかなと思っております。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そのゼロ歳から2歳児の第3階層以上かどうかという判断は町から案内が来るわけですか、それとも自分の家で所得は幾らであったかというのを判断しながら判断することなんですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 先ほど前年所得というふうなお話もしましたので、一般的には6月に町県民税納税通知書とかも来ると思うんですが、当然これの申し込みはもっと早い時点のことになりますので、ただその具体的な手続については詳細なマニュアル等がまだ手元に来ておりませんので、今後十分確認して、申請時期までに間に合うようなことで住民の方にお知らせできるものはするというふうな形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この制度、無償化は10月からなので、今生活福祉部長おっしゃいましたけども

3歳から5歳児にかけては原則無料なので10月からは無料になると。ただ、ゼロ歳から2歳児のお子様をお持ちの家庭とか、あと県の補助とかがまだどういうふうに確定するかというふうな問題もありますので、それは今後の話になると思いますが、その辺の情報を今後広報等でも多分お知らせされるんだろうと思いますけれども、自分の家はどうなるのかなというふうなそういう不安とかそういうことだけないようにだけ、またその辺の周知徹底をよろしくお願いします。今後の通知方法について、わかる範囲で。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今、先ほど申し上げたゼロ歳から2歳児につきましての10月につきましてからの開始は、もう既に前年度所得は各個人の方もおわかりであると思いますので確認はできるかな、私、来年4月以降のことで勘違いして申し上げましたので、ただそれも各個人が全て全部の所得をおわかりかどうかということもありますので、それらの対象者につきましてこちらからどういった形で周知していくのかというのは担当のほうと確認をいたしまして、今おっしゃられますように広報等ですのか個別の郵送等になるのかは、それは確実に確認した上でその手続は行いたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 これから少子・高齢化がどんどんどんどん進む中で子供にかかる教育費の負担を軽くしながらやっていくということは非常に大切なことで、例えば海外でもフランスでしたっけ、いつか女性1人が生涯に産む出生率がかなり低かったんですけども、そういう福祉、こんな教育費のサービスとかということを充実しながら今2人まで上がったと思います。そういうふうに日本も今非常に厳しい状況ではございますけども、子育て太子という意味からもこの制度を充実させながら、県とともにいろいろと考えていただきながら、ゼロ歳から2歳児についてもなるべくなら無償化の方向でと思っておりますが、それはもう無理な話で、例えば認可外とかゼロ歳になりますと月額非常に高額になってきますという感じで非常に厳しい状況だと思いますけれども、県と協調しながら少しでも子供の教育費の負担を軽くできるようなそういう制度をさらにつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから次に、2つ目で高齢者の足の確保について尋ねます。

1つ、日本全体として高齢化が進み、太子町でも高齢化問題が行政課題として解決しなければならぬ問題であります。太子町ではやすらぎタクシーや買い物支援制度などあるが、その利用状況を尋ねます。

2つ目、それ以外の将来の高齢化社会に備えての高齢者の足の確保対策はどのように考えているのか尋ねます。

3つ目、特にやすらぎタクシー制度につきましては以前から町民より使い勝手が悪いとの声がありますが、なかなか解決の道が見えてきません。どのように考えているのか尋ねます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 順番にお答えさせていただきます。

まず、第1番目についてですが、1番の質問につきましては先の首藤議員の質問でもお答えしたとおりでございますが、やすらぎタクシー運賃助成事業の状況につきましては、認定世帯数は平成30年度561世帯、助成利用券の発行枚数は平成30年度1万6,303枚、実際の利用枚数は1万1,788枚、利用率は72.3%、助成金額は589万4,000円となっております。

買い物支援事業の状況につきましては、平成31年3月末現在で町内4自治会3カ所において実施しております。平成30年度におきましては、年間148回、延べ745人の方が利用されております。

す。

続いて、2番目のことについてです。

やすらぎタクシーの目的につきましては、交通機関等の利用が特に困難で車等の交通手段を持たない高齢者、重度障害者の世帯に対しまして、日常生活における交通手段を確保するというに要する経費を一部助成することになっております。高齢者の世帯につきましては年間を通じて徒歩以外の移動が難しく、日常的にサポートができる家族がいない世帯に限定して運用しているところでございます。

これも先ほど首藤議員の質問で答弁させていただいたとおりでございますが、この限定枠を70歳以上の高齢者を含む世帯まで拡大することになりますと、高齢者と同居する家族の形態はさまざまですので、民生委員が日中独居の該当、非該当の線引きをすることは非常に困難なため全ての高齢者が対象となってしまうおそれがあり、そうなりますと財政面からも非常に大きな予算となりますので難しいと思われまますので、担当課としましては現状を維持しながら利用率拡大に努めていきたいと考えております。

最後に、3番目についてでございますが、やすらぎタクシーを利用していただいている高齢者は年々利用率も増加し、好評を得ております。年間の配布枚数が適切かは今後検討する余地もあるかもしれませんが、議員が御指摘されております使い勝手が悪いと言われるのは恐らくは事業対象外の方ではないかなというふうに思いますので、質問の答弁といたしましては2番目の質問と同様になりますがこれまでお答えしているとおりに利用枠の拡大は難しいと考えておりますので、公共交通の観点から別途検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 最後に、今後の高齢者の足としての公共交通の考え方といいますか、首藤議員のときにもいろいろお話がありましたけども、最終的にはそういう方向みたいな感じだと。ところが、何年先になるかわからないということで、特にやすらぎタクシーを利用したいなという人は直近の今、足をどないするかという切実な問題があるわけです。そこでいろいろ条件があつて、同居世帯でなく独居、あるいは高齢者の2人住まいとかというふうな条件がつくわけです。

それはそれで結構なんですけれども、じゃあ前々からいろいろ問題になっている昼間、高齢者のみの世帯はどうなるのかということで、そういう方からの声というのは実際行政側としていろいろお聞きしたことありますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 行政のほうに直接そういう方が何とかしてほしいというようなことは、余りというかほとんど聞いたことはございません。議員のほうには御要望としてはそういう方がおっしゃられているのかなとは思いますが、日常的に担当課のところへそういった連絡が入っているという現状は聞いてはおりません。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 高齢の方ですから移動するのも大変なので、役場まで来て高年介護課でいろいろ話、あるいはさわやか健康課で話をするのはあれなのかもしれませんけれども、前々から議員のほうには何とかしてほしいというそういう切実な声を聞いております。

前の段階では、要は民生委員の方が判定しやすいといいますか判断が下しやすいのがまず1つで、いろいろ話を聞きながら民生委員がすばっとこの方やったらやすらぎタクシーのそういう補助制度を使えるなというふうに判断しやすい、そういう制度をつくるべきかなということで私もいろいろ考えました。

その中で1つ考えられるのが、限定することが必要かなど。誰でも彼でも日中独居の人が使えるようにするための制度設計と申しますかそれを考えてみたんですけども、現状の年齢からある程度条件を厳しくするかなど。だから、具体的には後期高齢75歳以上とか、極端な話80歳以上とか、もうそのぐらいの年齢になりますとどうしても病院通いが中心になります。

そして、もう1つは利用する目的です。何でもかんでも使われたらそれは困るわけです。多くの方が困っていらっしゃるのには病院通いなんです、町内もそうですし町外もそうですし、だから病院通いという1つの特定の条件をつけるとかというふうなことはどうかと私もいろいろ考えました。そういうふうな条件をある程度絞りながら、ある程度高齢者の方にも使えるような制度はどうかと。だから、自己申告で病院に行きますと、使いますと言われてもほんまに行くんかいなこの人はというような疑いがかかっては困るので、その場合は例えばこの人は移動が困難ですという証明をお医者さんからとっていただくとか、ざっと考えたあれです、自分で考えるとそういうふうな1つの条件をつけることでもうちょっと対象者が増えたらまたお金がかかりますけれども、もう少し今使われていない方が使いやすくなるのではないかなというふうな感じがしますが、今の提案についてどう思われますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） まず、対象年齢を上げるというふうな御提案もいただきましたが、75歳、80歳ということになりますと、そのお子さんもそれなりのもう年齢になっているという、60歳前後の方になろうかなと思います。今言われている日中独居の御家族と一緒に住まいの方、確かに昼間普通にお仕事をされて平日はいないんだという方になろうかなと思うんですけど、そもそもの対象年齢を上げてしまうと、その後、家族に残っておられる方も仕事をされるかどうかというようなことも1つどうかというふうにも思います。

現実、今やっておりますのは本当に高齢者の車を持たない、免許も持っていない、結局足としては自分で歩くか、もしくは元気で自転車しか移動手段がない方に限定をしているということが一番大きなポイントでございます。確かに日中独居という方はいらっしゃるかもしれませんが、基本は家族と同居されているということがございますので、平日絶対にどこも行けないというわけでもないかなと思います、そこは家族のコミュニケーションをとっていただくなりして、どうしてもというときは家族の協力も得ていただけるようなことも1つは必要ではないかなと。それも何もできないという本来の日中独居の方がもしいらっしゃるのであれば、その方を対象とするのはこれは可能かもしれませんが、じゃあその方をどうやって見きわめるのかという、また別の視点で難しい問題が出てきようかなと思います。

実際に民生委員にその辺の確認をしたときにいただいた答えも、結局、各家庭の生活のライフスタイルというのはもうその家その家によってさまざまな形態がございますので、それを私たち民生委員が外から見て判断することは絶対無理ですと、一々その御家庭の方とお話をしてまでそれを確認すべきことなんでしょうかというところで抵抗を示されたもので難しいのかなということがございまして、議員の言われる質問の趣旨は十分理解はするんですけども、どこかで線を引くとなりますと現状の線が一番わかりやすいところではないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 やすらぎタクシーについては、最初の首藤議員のときの質問にもありましたけれども利用者は便利やというふうに数字が物語っております。そういう意味で、こういうのはできるかどうかということでお聞きします。

例えば、よそでも行われていたんですけど、デマンドタクシーなんかもそうなんですけども乗

り合い制度というのがあるわけです。そのときに、例えばやすらぎタクシーの今で言う正規、正しく券を発行された人とどうしても足が不便やと、いわゆるやすらぎタクシーの対象外の人とが乗り合いで行くというのは可能なんですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） タクシーの乗車人数以内であって、なおかつ目的地も一緒であれば別に人数でタクシー料金は払わないと思いますので、その対象の方が一緒に乗っておられて、なおかつその人が同乗することも合意をされて、帰りも全部その人に合わせての同乗ということであれば、私の今の個人的な考えであれば問題はないのかなというふうには思いますが、そういう議論をしたことがございませんので、申しわけございません。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 その考え方というのは、要はどうしても付き添いで行かないと、高齢者のみの世帯で暮らしておられる方がタクシーに乗るのも大変やということで付き添いで誰かが一緒に行く場合に利用するという考え方をさらに展開したものなので、こういう考え方もあるのかなというふうに思った次第です。ですから、本来のやすらぎタクシー制度からいいいますと道が外れるのかなと思いますけれども、有効な方法というかそういうのをまた何とか当局としても考えていただきたいなと思います。

それと、よその町ではやっておるんですけれどもどこまで助成するかと、これもお金の問題になって恐縮なんですけれども、太子町の場合は500円ということです。よそでは初乗り運賃まで助成しているところがあります、小型で660円、中型、大きくなると680円か90円か、そういうところもあります。先ほど金額的なこともおっしゃいましたのでそこまでということはなかなか厳しいかと思えますけれども、でも姫路市とかたつの市とか先ほど話がありました日本赤十字社姫路赤十字病院とかそういうところに行くのは当然高額な費用がかかると思われるので、今後の考え方として初乗り運賃助成についてはどういうふうを考えられますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今の実施要綱では1乗車の料金が1,000円以上の場合は2枚を限度とするというふうになっております。ですから、基本的に500円の券は2枚しか使えないという要綱になっておりますので、ここの要綱の見直しを図ればその改善余地はあるかなと思います。ただ、年間の発行枚数も限られておりますので、1乗車に無限大に何ぼでも使っていいよとなりますと、その1乗車、2乗車で年間分を使ってしまうという方が増えてきますと、もっと発行枚数を増やしてくれという御要望もまた出てきようかなというふうなこともありますので、そういったことも踏まえて検討は今後やぶさかではございませんが、非常にどこで線を引くかというのは頭を悩ますところではないかなというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 よその事例なんですけれども、デマンドタクシー制度を最初行っていた、これは奈良県の田原本町なんですけれども、それがタワラモトタクシーという名前で太子町とほぼ同じような制度をつくっているわけです。そのほうが便利やと、デマンドタクシーにしますとあらかじめ予約しながら乗り合い可能なんですけど、その町はということで、要はやすらぎタクシーのような制度のほうがまだ使いやすいというふうなことがあります。

そこの田原本町の制度では基本的に年齢70歳以上だったかな、忘れちゃったけど、障害者手帳をそれぞれお持ちの方とか、それから先ほど言いましたけども特に病院の医師の証明といいますか、この方はどうしても足が不自由なので病院側からそういう証明をもらって、ほんでこのタクシーを利用するというふうにして、実際の予算額とか決算額とかそこまではわからないんですけ

れども、そういうふうにして使いやすいタクシー制度を奈良県では行っているというふうなことでしたので、今後また何かいろんな情報をつかみながらちょっとでも高齢者の方が使いやすい制度というのは自分自身も、これは当局が勝つか私が勝つかのせめぎ合いの永遠のテーマになりそうな気がするんですけども、またこれからも研究していきたいと思います。

それから、買い物支援タクシーの話がありましたけれども、買い物に出かけるか、あるいは向こうから来てもらうかという考え方が先ほどありましたけれども、地元の自治会では週に1回とか生活協同組合コープこうべが来てくれて、注文した物を各家で配っていただけるというふうなことがあります。

東京なんかの事例では、世田谷区ですか、都営アパートでは野菜や魚などの食料品を積んだトラックによる移動販売が始まっているということを知っています。アパート、都営住宅、アパートの住民は近くにスーパーがないためバスに乗って最寄り駅まで行き、近くの店で買い物をしていましたと、しかし近年は住民の高齢化が進み、買い物に出歩くのが困難な人が増えていたというふうなことで、そういう買い物弱者を支援する事業、移動販売がされているというふうなことで、これは都会なんですけれども、田舎へ行けば結構、私の生まれたところもそうですけれども、昔、小さいころというのは何もない時代でしたから、近くにコンビニがあるわけではなし、八百屋さんとかそういうのがあってもトラックで運んで来て物を販売すると、昔は魚屋さんも結構来ましたし。そういうふうな感じで、向こうからやってくるというふうな考え方というのも今後大切なことは考えます。

余談になりますけれども、今後、高齢化が進みまして2040年には75歳以上の高齢者の人数が最大になるということ——およそ20年後ですか——という時代を迎えます。そういう意味で今後、そういう町全体として高齢者の足の確保を考えていただいて、安全・安心な太子町、住んでよかったと言えるような太子町を目指していただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。2点目はそれで終わります。

3点目、町民への感染防止につきまして質問させていただきます。

全国的に風疹が大流行しております。風疹対策として本年、抗体保有率の低い男性に対しまして抗体検査と予防接種が原則無料となります。この4月から3年間の予定で実施されますけれども、対象人数、無料クーポン配布状況、現状について尋ねます。

2つ目は、インフルエンザについてです。流行期もあります、年中かかる病気で、一部定期接種化されておりますが、今後、他市町村でも行われているような就学前幼児や高齢者に対しての定期予防接種化あるいは無料接種化はできないのかをお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） お答えいたします。

まず、風疹についてでございますが、風疹の患者累積報告数としましては、全国で2018年につきましては2,917人となり、また2019年、これはまだ全ての年度が終わっているわけではございませんが、今現在で1,486人となっている状況でございます。

風疹の追加的対策といたしまして、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べ低い1962年、昭和37年4月2日から1979年、昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、現在39歳から56歳の方でございますが、この男性に対しまして令和元年度から令和3年度末までの約3年間にかけまして対象者の世代の抗体保有率を90%以上となることを目標といたしまして、無料で風疹の抗体検査及び予防接種を行ってまいります。

太子町の対象者数につきましては、平成31年4月1日現在におきまして4,321人で、令和元年度は国の方針に基づき、対象者への通知につきましては昭和47年4月2日から昭和54年4月1日

の間に生まれました男性2,040人の方に対しまして無料クーポン券をこの5月15日に発送いたしております。昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれました男性2,281人につきましても、希望される場合には随時クーポン券を発行する体制を整備しております。

対象者に受診しやすい環境をつくるために、国民健康保険の被保険者等に対しましては特定健康診査の機会や、また事業所に雇用されている方につきましては事業者が定期に実施いたします健康診断等とあわせて受診できるよう日本医師会と全国知事会が代表契約をしたことによりまして、全国どこでも受診ができる体制となっております。

また、周知につきましては、個別の通知、ホームページ、広報での周知を行いまして受診状況を見て、また自治会等に回覧を回しまして周知をしていきたいというふうに考えております。

次に、インフルエンザについてでございますが、町では予防接種法及び実施規則に定められているとおりインフルエンザの予防接種を実施しております。インフルエンザにかかりますと肺炎や脳症などの重篤な合併症を起しやすく、ワクチン接種により重症化の予防効果による便益が大きいと考えられております65歳以上の方、または60歳から64歳の方で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方につきまして、それらの方も含め定期予防接種の対象として、委託料のうちワクチン代としまして3割相当、金額にして1,500円は自己負担していただきますが、その形で実施をする予定になっております。

昨シーズンの太子町インフルエンザ罹患者につきましては、たつの市・揖保郡医師会報告によりますと、2018年11月1日から2019年5月19日までの間で3,066人となっております。

インフルエンザを発症いたしますと発熱や喉の痛み等の症状があり、罹患された方のつらさは十分認識をしているところでございます。インフルエンザワクチンにはこの発病を抑える効果は一定程度認められておりますが、最も大きな効果は重症化を予防することでございます。就学前の幼児など、定期予防接種対象者以外へのワクチン接種についてもその重要性は十分認識はしておるところでございますが、接種助成や自己負担額等は国や他の市町の動向を見ながらまた研究課題としてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、風疹のほうなんですけれども、これは国立感染症研究所のデータでは今1,486人は2019年第19週というデータで、現在、2019年第20週、5月19日までの患者数は1,565人というふうな国立感染症研究所のデータになっております。

まだ半年も満たない段階で1,565人ですから、1年間を通すとかなりの数になってきそうやということで、過去2013年には1万4,344人というすごい流行があったんですけれども、その後、減り続けたんですけれども、2018年にはまたぶり返して2,917人という風疹患者が発生しております、これは前年の30倍と一挙に上がったわけです。ですから、2019年度も現時点で1,565人ですから去年に相当するか、あるいは超えるようなそういう数字になりそうな心配がしますので、当然無料クーポンによってまず風疹の抗体検査をしながら予防接種をしていただくということです。

特に今回対象となっている世代は過去に風疹がはやった、今まで感染された方もそういう世代が、年代が多いということでこういう対策となっておりますが、この風疹にかかったことによる被害、特に大きいのが妊婦さんに対する影響なんですけれども、その辺の話をお尋ねします。わかりますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 妊婦の助成についてということなんでしょうか。

(中島貞次議員「妊婦さんがかかった場合」の声あり)

詳しくはよくわからないですけども、当然妊婦にかかりますとその胎児が中にいるわけですから、そこの胎児にも十分影響が出てくるのではないかなというふうには思います。

○議長(藤澤元之介) 中島貞次議員。

○中島貞次議員 特に妊婦さんの場合は、妊娠周期20週までに風疹にかかってしまうと当然おなかの中の胎児にも影響があるということです。妊娠20週ぐらいになりますと目、耳、鼻をちょうどつくる時期ですから影響が大きいわけです。中には生後間もなくそういう風疹の、例えば2012年から14年にかけて風疹の男女が1万7,000人を超えたんですけども、45人の赤ちゃんが先天性風疹症候群と診断されたということです。そのうちの11人が1歳半までに亡くなったと、そういうことです。

ですから、当然妊娠がわかった段階というのか子供が欲しいという家族にとっては、特に奥さんのほうは若いときに、中学生の段階でしたか、全員が風疹の予防接種を受けるようなそういう制度だったと思いますけど、ですから奥さんのほうはあれなんですけど旦那さんのほうが特にそういう風疹の予防接種を受けてなかったという事例が多くて、旦那さんから移されるというケースもあったみたいです。

そういう意味で、今の対象年齢の方の女性は中学生のときに学校で集団接種1回をされているということで、特に女性の方というのはもともと接種されていたりということですが旦那さんのほうがされていないというケースもありますのでということがあって、特に妊婦さん、将来的に子供を授かるという御家庭については特に気をつけなければいけないという話になってくると思います。

それから、あと気になるのが、先ほど質問しようと思っていたことを回答いただきましたけれども、その無料クーポンを配布されて風疹の抗体検査及び予防接種を受けるんですけども、一応3年間とありますので、そのクーポン券を例えばなくした、大分たってから風疹受けてみようと思ったらクーポン券どこ行ったんやろうと、そのときに再発行するとか、あるいはなくても直接病院でそういう検査というのは無料でいけるのかどうかというのをお尋ねします。

○議長(藤澤元之介) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(木村和義) まず、無料クーポン券がなくても受診ができるのかの点につきましては、恐らくその対象者かどうかの確認がまずできないということでそれは無理ではないかなと思います。ただ、再発行につきましては担当のほうに再確認をする必要がございますが、可能であればそれを申し出ていただいて、どういう条件の場合に出るのか、もう全く申し出だけで出るのかわかりませんが、その辺はまた確認をしておきたいとは思っています。

○議長(藤澤元之介) 中島貞次議員。

○中島貞次議員 会社等の健康診断であればそのときに、早いところではもうそろそろ秋にあたりとかするんでしょうけれども、被保険者の場合は家にずっと置いていて、3年間あるからまだ先でええやろうというふうに軽く見ていて、いつの間にかどこへ行ったんやろうというふうにそういう状況になっては困るわけですけども、これはそういう状況にならないためにも早期に積極的に抗体検査を受けてもらって、抗体検査で抗体があると判断されれば別に予防接種を受けなくてもいいわけで、抗体がない人の場合だけ特に注意して早期に予防接種等を受けていただいて被害を最小限におさめていくのが大切かなと思います。

そういう意味で、特に広報等で今月の広報にはそういうことが載ってありましたけども、今後回覧でも案内するという事なので、特に数値的なデータで去年、今年とかなりの人数が風疹にかかる人数の割合が高いということの1つの警告的な文章といたしますか、こんな数字ですよとい

うのをデータとして入れていただいて、積極的に検査並びに予防接種を早目に早目に受けていただくという手だてをまたよろしくをお願いします。

それと、インフルエンザの話なんですけれども、インフルエンザは時期的なものがあって、例えば年末、12月から1月、2月とかそういう時期がどうしても流行期になっちゃうわけです。平成29年度の衛生統計では、高齢者インフルエンザは8,495人とおよそ47.9%とほぼ5割近くの人が受けておられるというデータがあります。そういう意味で、高齢者に対してのインフルエンザ、先ほど話がありましたけど3割負担で1,500円自己負担ということです。

ところが、皆さんおわかりのようにインフルエンザに一旦かかりますと当然外出がしばらくの間できない、家族も影響を受けてしまうというようなこと、それから最近の傾向として、高齢者もそうなんですけれども学校、園から結構インフルエンザをもらって帰ってくると、その影響で家族までが被害に遭うというふうな状況も多くなっているというのが現状かなと考えますし、特にこの中にはなかったんですけれどもちょうど中学校3年生、高等学校3年生が受験期にひっかかってしまうという意味で大事な時期にインフルエンザにかかってしまうとその人の将来に影響を与えかねないような、そういう事態にもなってしまうと考えられます。

そういう意味で、隣のたつの市では就学前児童に対してのインフルエンザ予防接種を助成しておりますし、愛媛県でも中学校3年生、高等学校3年生に対して4,000円ないし5,000円かかりますけども、それに対して1,000円市が補助しております。

そういう意味で、少しでも先ほどの教育費負担ではないですけれども家計を軽くするために、子供たちの健康を守る、命を守るための対策としてインフルエンザに対しても助成並びに無料化、たつの市で無料化すると数百万円かかったということなんですけれどもというような感じで進めてはどうかと思うんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 仮に太子町で助成をするといたしましたら、生後6カ月から就学前としまして平成25年4月2日から平成31年4月30日生まれまでの人数で一応試算いたしますと、人数的には1,764人該当がおります。その方に、接種率は多分全員が受けないだろうということで想定しまして接種率を約60%、それで他の市町と同じように1回の助成を1,500円として2回受けていただくことで予算化するとなれば317万5,200円という予算が必要にはなってきますということで、以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 どうしてもそれだけのお金がかかりますけれども、やはりインフルエンザは特に重篤化しますとただ単なる発熱とか頭痛、寒け、だるさだけでなしに、ひどい場合はアナフィラキシーショックで死亡するというケースもあります。あと、脊髄、脳髄とか菌が入りますと障害が残る可能性がありますし、そんだけ油断ならないようなそういう病気です。そういう意味で、なるべく多くの方にインフルエンザ接種をしていただく方向性で町としても少しでも安く、特に子供のおられるところ、少しでも安く接種ができるような体制を今後とも考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

きょうは特に高齢者と子供たちの命の安全・安心な生活を送っていただけるようなそういう質問をさせていただきましたので、いろいろ無理なことを言いましたけども今後ともいろいろと御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 議席番号1番松浦崇志でございます。通告に従いまして御質問させていただきます。

木々の緑が深まる季節となりました。令和という新しい時代を迎えたこのときに太子町議会議員という立場をいただいたことに誇りを持ち、議会の一員としてその職責を全うしていきたいと思っております。今まさに、青葉、若葉のように若くエネルギーに満ちあふれたこの気持ちを太子町のために注いでいく所存でございます。とにかくこの町が大好きです、子供も大人も全ての人がそう思えるまちづくりを推進していくために、町議会議員選挙にチャレンジしました。今よりも少しでもいい町にするために、これから始まっていく1期目4年間におきまして大切な議決権の1票を行使していきたいと思っております。

そこで、選挙期間中に掲載されました神戸新聞のアンケートの回答についてさまざまな御意見もいただきますが、反対のための反対ではなく、私自身の信念においていいものはいいい、だめなものだめ、まさに是々非々でやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、町議会議員といたしまして今後さまざまな分野を学び、知識を習得する必要がありますが、頭でっかちにならず、町民目線、町民感覚を忘れず、町民の代表として声を上げていくということを心に刻みながら活動していきたいと思っております。

さて、先日配布されました「広報たいし」6月号にも既に掲載されている情報と重なる部分もでございますが、町民に広く情報提供する必要がある、そんな思いからあえてお尋ねいたします。

新給食センターの早期稼働についてです。

まず、1に用地の選定に至るこれまでの経緯を御説明お願いいたします。

2番目としまして、稼働までの今後の大まかなスケジュール説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今、議員おっしゃったとおり、広報で給食センターの記事を掲載させていただいたところでございます。

まず、この用地選定までのこれまでの経緯でございます。

古くは平成19年度に基本構想を策定しております。その後、平成26年度にこの基本構想を見直すということで、これはどういった内容かと申しますと、現在の給食センター用地で改築をするということを前提に基本構想を見直して策定をし直しております。

それから、平成27年度にはこの用地につきまして大きく方針を転換したわけでございますが、現給食センターで建築する場合には工事期間中には給食の提供ができない、また工事車両が通学路を通るために周辺対策の難易度が非常に高い、この給食センターの建築工事中に4,000食のお弁当を賄えるデリバリー業者がない、これらをクリアできないという課題がございまして、給食の提供を途絶えさせることなく継続するという方針のもとにこの建築用地の移転ということで給食センターの移転を決定したところでございます。

この移転する候補地の選定要件といたしまして、面積が5,000平米、また電気、ガス、上下水道が整っており農地の削減が少ない、これらを要件といたしまして12カ所の候補地から選定いたしました。その結果、沖代地区の株式会社東芝の社員寮跡地を候補地として決定いたしましたわけでございます。

平成28年度にこの候補地につきまして再検討を行いました。最終的には沖代のこの株式会社東芝社員寮跡地を候補地として決定を再度いたしましたわけでございます。

そして、平成29年度に基本設計を策定したところでございます。

平成30年度に入りまして、株式会社東芝によります土壌汚染に関します自主検査が行われてお

ります。これは土壤汚染対策法に規定する方法に準じまして、土壤ガス調査、土壤溶出量調査、土壤含有量調査が行われたものでございます。その結果、この中の土壤溶出量調査におきまして10メートルのメッシュで行われたわけですけれども、全55区画のうちヒ素及びその化合物が6区画、フッ素及びその化合物が15区画、全体では16区画が基準値を超えているということが判明をいたしました。その後、さらに汚染区画の16区画の深度調査が実施されたところでございまして、この深度調査によりまして汚染土の面積と深さが明らかになったところでございます。

この用地の安全を確保するために、株式会社東芝によります汚染土を全て用地の外に搬出する工事を実施され、その搬出工事の立入検査等で安全確認をすることを太子町と株式会社東芝双方で協議を行ったところでございます。

以上が今までの用地選定にかかわります概要でございます。

今後のスケジュールでございしますが、今年、令和元年度内の工事着手に向けまして、今後実施設計を行います。建設用地につきましては、株式会社東芝による汚染土壤の搬出工事の完了後に議会の議決を求めまして、議決後に購入をいたします。給食センターの改築工事は今年の12月に入札を計画しておりまして、もちろんこの契約案件につきましても議決を求めるものでございます。議決後、約1年の建設工事、その後、施設試運転の期間、調理リハーサルの期間を経まして、令和3年の早い時期に給食が提供できますように事業を進めていく、そういうスケジュールで現在のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。

この「広報たいし」の中で、少し用地、土壤のほうが汚染されているということだったんですが、土壤を撤去するというようなことで安全性は問題なくできますよということはこの広報にも書いてあるんで、それは間違いないという見解でしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） そのとおりでございます。汚染土壤を搬出することによって、その安全性を確保するというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。

あとは、この「広報たいし」の中でももちろん安全性が確保されたという前提でプロジェクトが進んでいくとは思いますが、この記事の中に給食センターを移転する必要性ということで、必要性につきまして「新給食センターは食の安全・安心を確保し、安定した給食の提供を行う快適かつ明るく衛生的な施設です。食育の拠点としてふさわしい機能を持つ新給食センターの建設は、町内の子供や保護者の大切な食習慣、生命と自然を尊重する精神を育み、適切な栄養摂取で健康な体づくりや成長につながります」ということで書いてございますが、これまさにそのとおりだと思います。私も子供を持つお父でございしますが、本当にこのとおりですので、ぜひ汚染土が取り除かれ安全が確認されたという前提になりますが進めていただきたいと思いますということをお願いしております。

そして、町の子供たちのために、保護者のために、また太子町は中学校まで給食があるというこれまで築き上げてきた太子町としてのよきブランド、誇りを守るために、一日も給食の供給が途切れることのないように、一日でも早い稼働ができるように慎重かつ大胆に計画を進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

さて、ここで計画を進めていただくお願いをしたところではございますが、別の視点で1点だ

け確認をさせていただきたいと思います。選挙を通しまして子育て世代の方から非常に多く疑問点、あるいは声としていただきましたので御質問させていただきます。

子供たちや子育て世代が願い、またみんなが進めたほうがいいと思える計画がなぜここまで遅れたかということです。土壌汚染があったことは先ほど説明済みですので、今回は問いません。先ほど次長のほうから御説明がございましたが、時系列で見たときに平成27年度に一度決定したものが平成28年度に再検討になっているということで、再度平成29年度に再考の結果、現候補地に決まっているということなんですけども、ちょうど平成28年度といえば町長が交代されたこととこれ関連性があるのでしょうか。町長にお聞かせいただきたい、何か御指示があってということでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私が町長になりまして、こういう計画が進んでいるということを役場の中で聞くという状況になりました。議員のときは違った詳しいとか過去からのということでございまして、私にはほかの事柄のほかの意見も耳に入ってきたものですから、再度用地について検討して、本当にここがいいのかということのを庁内でやってもらいました。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 再検討して別の候補に決まったのであればまだしも、結果が同じ候補地になっているということと、場所が同じであれば少なくともこの2年間、再検討に要した2年間で無駄が発生していると思います。

具体的に言うと、これ今現在の給食センターにおきまして調理設備の故障あるいは修理です、建物自体の老朽化、このあたりの補修にこの2年遅れたことで無駄な経費、税金というのが投入されていないかなというところなんです、この辺いかがでしょう。町長。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 給食センターがいつとまるかもしれないということは、私が町長になってよく内部のほうで聞かされました。そのときに、無駄かどうかというのは、本当にとまるかとまらないかというのはわからない部分がございますが、食器洗浄機のオーバーホールをさせていただくことなどにお金がかかりました。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 無駄な時間だけでなくオーバーホールですか、無駄な修理費が発生、そのままもスムーズに行っていればその時間というのは取り戻せないとか、時間は過ぎ去ってしまっているので無駄な修理ではないかなというふうに私自身は思うんですけども、さらに何よりも申し上げたいということが、再検討の後、同じ用地に決定したから結果は同じだろうということにはならないと思うんです。

一度決定した用地を再検討した結果、また同じ用地に決定したと。給食センターの計画が遅れたということ、これまず事実としてあります。子供たちの食の安全、子供たちのために取りかかろうとしている取り組みなんですけれども、結果、子供たちの食の安全を危険にさらしただけでなく、これから稼働までまだあと数年かかるわけですから、それまで危険にさらし続けることになると。さらに、万が一老朽化した設備が故障すると給食がストップするかもしれないという不安を抱え続け、とまった後はお弁当つくらないといけないかもしれない、先ほど4,000食のデリバリーを賄う業者がないということでしたけれども、まさにそこに今子育てしている給食にお世話になっている保護者というのはまさに不幸じゃないかなというふうに思います。

まず、この経緯を知らずにこの「広報たいし」というものだけで給食センターの計画がありますというふうにしてしまうと、これ町民に対して真摯に情報開示をしているのかな、情報提供を

しているのかなということにも受け取りますので、そのあたりも今後、逐一情報開示をするともにも、町の姿勢というものをきっちりと表に出して行ってほしいなということを思っております。

では、この給食センターのことにつきましてはこれで終わりにさせていただいて、続きまして2番、まちづくりのビジョンにつきまして御質問させていただきます。

こちら選挙期間中の神戸新聞のアンケート項目にもありましたが、各地区の均衡発展についてという項目の中で、町として今後どのようにまちづくりを進めていくのか。

1、市街化区域、市街化調整区域の今後のあり方は。

2、市街化区域の集中発展か、それとも市街化調整区域も含めた町内全域の均衡発展をするのか、どちらを町としては推進をしていかれる方針かお願いいたします。

2、買い物難民に対する対策は。

1、これから自動車免許を返納する人が増え、買い物、病院、公共機関への交通手段に不自由をする人が増えることが予想されますが、町としての対策はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、各地区の均衡発展についてということで、①、②のまず1番の市街化区域、市街化調整区域のあり方についてから説明させていただきます。

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画区域に設定をしまして、市街化区域と市街化調整区域を区分を分けて定めております。市街化区域とは、既に市街化を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域でありまして、用途地域などの土地利用計画を定めている区域でございます。しいては経済活動の中心となり、用途地域の設定に沿い、ゾーンごとのあるべき都市像の実現に向け、生活利便施設の立地を誘導し、充実を図るよう計画的な開発を促進している区域でございます。

片方、市街化調整区域とは、農林業の振興や自然環境の保全のために市街化を抑制するべき区域でありまして、原則として開発等は制限され、市街化を促進するような施設の整備は原則は行われない地域でございます。地域の持つ良好なコミュニティや住環境を守りながら、地域特性を生かした弾力的な土地利用規制の運用を行い、バランスのとれた地域振興を図っていくべき区域であると考えております。

しかしながら、地域振興であったり人口減少対策など社会経済の情勢の変化に伴う土地利用のあり方につきましては、住民の方々の意見をお聞きしながら中・長期における都市計画のあり方について定めた都市計画マスタープランの改定を今年度行いまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について定めてまいりたいと思っております。

次に、②といたしまして市街化区域の集中発展か市街化調整区域も含めた町内全域の均衡発展かどちらを推進するのかという話でございますが、市街化区域には立地適正化計画並びに都市計画マスタープランに基づきながら都市機能の誘導を鶴周辺やJR網干駅周辺の中心市街地に行いながら居住や経済活動の中心として利便性を高め、またにぎわいを維持するとともに市街化の地域内の未利用地の解消に努めていきます。質的にも量的にも市街化の発展を推進する方針でございます。

一方、市街化調整区域では、自然を保全しながら開発を抑制する位置づけであるために市街化区域と同等の土地利用を促進していくことはできませんが、地域の持つ伝統文化や良好なコミュニティを活かしながら地域の持つ課題解消に向けた土地利用規制の弾力的な運用を行いまして、質的な発展を推進してまいりたいと思っております。

具体的には、まちづくり協議会などで将来の土地利用のあり方について話し合いをしていただきながら、地域の特性を活かした土地利用計画などのゾーニングを行い、計画的な地域振興や土地利用を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 私のほうは、(2)の買い物難民についてお答えいたします。

高齢者の免許保有者につきましては、加齢とともに視野が狭くなったり部分的に見えなくなったりする視野障害や身体機能の低下、筋肉の衰えなどにより、高齢ドライバーによるハンドルやブレーキなどの不適切な操作による交通事故が社会問題化しており、運転免許を自主返納する方が増えております。御指摘のとおり、今後の買い物難民は増加していくものと考えておりますが、今後は自主返納しても高齢者が安心して地域の中で暮らせる環境を社会全体でつくっていくことが重要であると考えております。

議員御質問の買い物難民につきましては確かに交通手段の確保が必要となってきますが、現状の対応につきましては先の中島議員や首藤議員の質問で既に答弁させていただいておりますが、今後は公共交通の対策に加え、別の観点からも検討が必要であると思われま

す。その一例といたしまして、経済産業省が買い物弱者応援マニュアルというものを作成しており、その中には買い物弱者の発生要因や解決に向けた取り組み方法等が示されております。具体的に申し上げますと、供給側の要因は店舗の大型化による個人商店の衰退、高齢化による後継者不足、また需要側の要因につきましては核家族世帯の増加、コミュニティの希薄化などとなっております。

これらに対する対応策といたしましてこれまでも申し上げました移動販売や買い物代行などが上げられており、また他の省庁や自治体、民間事業の取り組み事例なども情報収集に努力いたしまして太子町で実施が可能であるものを検討し、取り組み方法なども今後研究することが必要だと考えております。

また、あわせて病院等への外出方法などにつきましても、町民誰もが利用できるような公共交通の検討も引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。

ここで買い物難民に対する対策はという質問に対しましては首藤議員と中島議員の質問の中の御回答の中でお聞きしておりますのでその回答というのは結構なんです、一部そこも掘り下げてお話しさせていただきますと、移動販売、代行販売ですか、このあたりいろんな対策がありますということだったんですが、本当の住民の方のお考え、意見というのが、前向きにというか将来に向けて検討しますということなんですけども、これが1年後、2年後、具体的に考えていただけるのか、あるいは5年後なのか10年後なのか、このあたりの大まかなビジョンということも町民感覚からすればお示しいただきたいなというところだと思います。

私が石海地区が地元なものですから、例えば線路の南側の地区でいいますと、市街化調整区域であるということから住民も少ないし人口も減っていく一方でお店もないというようなこと、本当に住民の方、心の底からそれをお声上げておられますけれども、ここのビジョンがしっかりしないことには、例えば車を手放すということはもう数年後に見えているという現実で、それで生きていくためにはとか生活で不便しないために住みかえを考えるというお声も出ているんです。

だから、実際できるかどうかは別として、ビジョンとしてどれぐらいのスパンで検討いただけ

るのかなという、できないならできない、やらないならやらないというのも方法だと思うんですけども、そういうことも含めて、明確に何年という回答はできないとは思いますが、どれぐらいの期間というかビジョンでお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうは今、市街化調整区域と市街化区域の一般的な話をさせていただきましたけれども、太子町というのは非常に比較的コンパクトな町で、中央にJRがあり、またインターが4カ所もあるある意味では近隣の奥地に比べると非常に利便性のいい場所だというふうに認識をしています。

ただ、市街化を拡大していくことが町の発展に即つなげるかということそうではなくて、今でも市街化区域内に未利用地が結構あってスポンジ化している状況の中で拡大が本当に必要かということも議論しないといけない。逆に、今のマーケットでいうと仮に市街化調整区域を市街化にした場合、どういうものが来るかという、住みたい人というか住宅を求める人はみんな駅周辺とか公共交通機関がある近くに家を建てたいんです。ところが、今、市場でいうと工場と流通業務だけはインター周辺であったり奥地でも安くて広い土地があったら行きたいというそういう需要なんです。

ということは、市街化調整区域にお住まいで良好な住環境を維持してコミュニティもあるところに来るものは工場とか流通しか来ないと。そしたら、本当にそれがその地域に望まれているのかなと。例えば、環境も悪くなる、音もうるさい、にぎわいはそんなにしないし雇用もない、そこから辺のバランスというものを町の中でとっていかないと、市街化区域を例えば市街化調整区域の線引き廃止を執行部はしましたけれどもまた戻してしまっています。それは、そういう迷惑な施設が一気にできちゃうということなんです。

だから、基本としては市街化調整区域ではコミュニティを維持して、だけど便利な最低限必要なものは建てていくような弾力的な運用規制をしていこう。市街化区域は今残っている土地を有効活用して計画的なまちづくりを進めていこうと、そういうふうなことを基本に一応10年のスパンで物を見ていこうというふうに考えています。段階的には5年、10年というスパンで、今都市計画マスタープランを考えたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 買い物難民につきましては、もうきょうでも既に3人の議員の方から御指摘をいただいている大変重要な問題ではないかというふうにも認識しております。今現在、総合計画の第6次の改定をやっているところではございます。そして、その総合計画第6次の中に今後10年間の実施計画というものが出てこようかと思しますので、できるだけその中には早い段階で計画が出てくるような形で関係課と協議を進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。

今すぐ何か思いどおりにものが建てられて、あるいはものをなくしてということができるようなものではないことも承知の上ですが、当局の方にはそういうふうに町民の方が思っておられる方があるということと、先ほど中島議員の質問のときに担当課にはそういう声がないということでしたけれども、そもそも役場に来る足がないから交通手段をどうしようという課題があるということですので、しょっちゅうしょっちゅう担当課に来れるんだったら交通手段要らんやないかということになってしまうので、その辺は今おっしゃったように一般質問、これだけ多くの人で同

じ内容が出ているということですのでここは本当に早急に考えていただきたい項目かなというふうに思います。

これも首藤議員も少し触れられたんですけども、どうせ取り組んでいくのであれば真っ先に取り組むというか、取り組みを早くすることが太子町が他地域に向けてのPRができるということにもつながっていくと思いますので、私たちが住むこの太子町をいかにブランディングしていくかということも今後の課題なのかなというふうには思うんですが、済みません、最後に1点だけ、そういう意味におきましてこの太子町をブランド化していく、太子町という町に誇りを持つという意味で今後のビジョン、大きなビジョンです、ここに何が建つとかどうするというのではなくて、どういうふうな町にしていきたいかということを経営に町長に御質問だけさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時39分）

（再開 午後2時42分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、町長に御質問させていただきます。

町の子供たちが自分が住む町に誇りを持てる町に今後太子町がなっていくためには、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 子ども・子育て支援の計画に基づいて進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 具体的にといいますか、1つの項目でも結構ですが、子供たちにこういう町にしたいということを例えば町長のほうから声をかけていくようなシーンがもしあるとすればどのようにお声がけされますか。子供たちに今のような回答をされてもわからないと思うんですけども。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） これからは松浦議員がおっしゃられるようにまちづくりに重要なことは将来、未来について町民にこの太子町を選んでいただくということが必要だと考えております。この町に住む子供たちにとって、まずこの町を知ってもらうこと、この町に住んでよかったなと、この町に愛着を持っていただくことが必要ではないかなと思っております。

太子町の教育委員会では、小学校3年生、4年生の副読本では私たちの太子町というのがございますけれども、このあたりをきちっと踏まえながら、この町に住んでの地域学習とか環境学習、住むところ、また役場での出前講座等々がございまして、このあたりを“和のまち太子”第6次総合計画に（聴取不能）をつくっていくわけですから、そういうところを未来を担う子供たち、笑顔な子供たちを掲載していけるような形で今後も選んでいただけるまちづくりに町の魅力を磨きながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。

今、副町長おっしゃいましたように、子供たちが誇りを持てる町にしていくことで、それがふるさと愛になり、やがてふるさと納税として寄附金として返ってきたりとかそういうことにつながっていくんじゃないかなということを感じます。

あとは、住民がいかに満足して暮らせるか、子供たちがどのように満足して暮らしていけるかということにおきましては各役場の部署の方々、非常に一生懸命、若手の方されておりますので、そのあたりもぜひともいいことはいいで進めていただきながら、町の発展のためにぜひみんなが協力して進めていきたいなというふうに協力させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時46分）

（再開 午後 3 時02分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

次、森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 議席番号 3 番の森田哲夫でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、大きな 1 番といたしまして、子供を安心して産み育てるためのまちづくりについてでございます。

その中の第 1 番、病児保育事業の実施についてということでございます。

保護者等が就労しており、子供が病気等に罹患した場合、自宅での保育が困難な場合が生じてくる。こうした保育需要に対応するため、医療機関、保育所等において病児の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応をするための病児保育事業施設、その中には病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、送迎対応がございますが、その新設を推進していくことが強く求められております。国及び県は、それらの病児保育事業施設の新設を推進しておりますが、我が太子町ではこれらの施設がないのが現状でございます。今後の本町における実施に向けた取り組みについて、以下についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず 1 番、以下の事業類型ごとにおきまして、病院、診療所及び保育所等における取り組みについてでございます。それぞれ病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型、送迎対応についてどのように考えていらっしゃるのか見解をお聞きいたします。

(2)太子町において、令和元年 5 月26日、保護者、保育所関係者、大学関係者、町民等の有志により病児保育事業を推進する会が発足いたしました。今後それらの住民グループとの連携についての御見解を教えてくださいと存じます。

(3)他の市町での取り組みの状況についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

病児保育に続きまして、次に 2 番としまして子ども・子育て支援新制度の対応についてでございます。

この分につきましては中島議員のほうからの回答をいただいておりますので、もう一度、再度 4 番の認可外保育園等の対応等について確認をさせていただきたいのと、各市町によつての裁量で公費で 4 分の 1 を負担するかどうかということの条例設置等の制度もございますが、それに向けての有無についてお聞かせください。

そして、(2)認可及び認可外施設のそれぞれの役割と、そして連携ということについてお聞きいたします。

それから、大きな 3 番でございますが、国際化が進展する中、乳幼児期からの英語、中国語の取り入れと、海外の方々との人的交流の機会をつくり、国際的な国づくりについて考える人材の育成が必要と考えますが、本町における取り組みの現状と今後の展望についてお伺いしたいと存

じます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 順番にお答えいたしますが、質問の数が多いので長くなりますがよろしくお願いいたします。

まず、1番目の病児保育事業の実施についての(1)でございます。

本町における病児・病後児保育事業につきましては、現“子ども・子育て支援事業計画”上、平成29年度からの事業実施を目標としておりましたが、施設の確保、看護師等の配置などの課題から現在は実施に至っておりません。しかしながら、子育て支援施策の1つとして早急に取り組むべき事業であることは認識しており、今年度の次期“子ども・子育て支援事業計画”策定に合わせて、医師会、町内認定こども園等の意向を調査し、本町で実施可能な形態と実施時期を検討してまいりたいと考えております。

また、体調不良児対応型、訪問型、送迎対応につきましては、現“子ども・子育て支援事業”にもこれは入っておりませんので、これも次期計画に取り組むかどうかあわせて検討してまいりたいと思います。

次に、(2)についてでございます。

本町では、子ども・子育て支援に関する施策の推進につきましては、調査、審議の場といたしまして“太子町子ども・子育て会議”を設置しており、基本的にはこの会議において審議を進めることとなりますが、必要に応じまして保護者や関係者からの意見を聴取し、子育て施策に反映してまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

県下における病児・病後児保育の実施状況は、全41市町中32市町が整備済みで、病児保育48カ所、病後児保育13カ所、体調不良児型21カ所となっております。ただし、これは平成30年10月1日現在の数としての内容となっております。

また、この近隣市町の状況を申し上げますと、姫路市が病児・病後児対応型が1カ所、病児対応型が1カ所、病後児対応型が2カ所実施されております。また、たつの市、相生市、上郡町につきましては病後児対応型をそれぞれ1カ所ずつ実施をされております。

次に、佐用町につきましては病児対応型が1カ所、また赤穂市につきましては病児・病後児対応型が1カ所実施となっております。

続いて、子ども・子育て支援の新制度の対応についてでございます。

(1)につきましては、助成体制につきましては役場の担当課といたしまして認可外保育園については社会福祉課の児童福祉係が担当しております。今後の条例整備の予定につきましては、無償化に伴います改正の政省令公布が6月以降に予定されておりますので、具体的な内容がまだ国から示されておられません。よって、現時点で想定される範囲のみとなりますが、まず太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例及び太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、太子町保育所の設置に関する条例、この3つの条例について改正を予定しております。

また、さらに公立施設給食費を定める条例の制定を新たに含めまして、これらを9月議会に上程することの予定となっております。

次に、(2)の認可外施設との連携についてでございます。

認可保育施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等、国が定めた設置基準を満たして都道府県知事に認可された施設でありまして、保育の必要性の認定を受けた児童を保育する施設であります。これは公費によって

運営をされております。

一方、認可外保育施設につきましてはそのような制度がなく、希望すれば誰でも施設に直接申し込み、契約することで利用ができ、企業の従業員の子供など特定の子供を預かるための施設や特徴的な教育プログラムを実施している施設があり、特定のニーズに応えることで保護者の保育に対する選択肢が広がるなどの役割を担っている施設であると考えております。

また、連携につきましては認可施設と認可外施設がどのような点で連携が可能であるのか現時点におきましては情報を持ち合わせておりませんが、運営面での連携であれば施設間での合意が必要となります。合意に向けた協議等は基本的に事業者間で行われるものと認識しておりまして、必要に応じ、そのような研修もしてまいりたいと考えております。

最後に、幼児期からの国際教育についてでございます。国際化が進展する中、幼小年期からの国際教育や国際交流はこれからの人づくりに重要となってくることは御指摘のとおりであると考えております。御存じのとおり、全国的に令和元年4月より小学校3年生から英語活動が導入されましたが、当町におきましては中学校のALTが平成10年度から各小学校、各幼稚園にも出向き、英語と触れ合う機会を設けているところでございます。

町内の私立認定こども園につきましては、6園とも英会話学校等から外国人を招くなど園児が英語に触れる機会を独自に持たれておりますが、斑鳩保育所につきましては残念ながら現在このような取り組みをしておりませんので、今後は教育委員会と連携をとりながらALTの活用をまた検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。

厚生労働省のほうから通知が平成29年4月3日付で幼児保育事業の実施ということで出ておると思います。その中に、病児対応型、病後児及び体調不良児対応型、訪問型等も含めた類型が全て示されております。その計画の中に体調不良児対応型が今のところ入ってはないという御答弁でございました。私、選挙中等いろんな保育所等を回らせていただきましたが、急に朝元気でいった子供が体調不良を起こしてすぐ母親が迎えに来なきゃいけない、保護者が迎えに来なきゃいけないといった体調不良児の場合にきちっと見ていただく、そういう保育の施設が欲しいという強い要望等も受けております。また、その体調不良児と、そしてまた病児、病後児とも連携をした中で町の中で一体化した子育て支援の体制というものの枠組みをつくっていくことも必要ではないかと、子育ての日本一の太子町を目指していくという展望が必要ではないかと考えます。

その費用の面の公費の関係でございますが、内閣総理大臣のほうから平成31年4月1日付の一番新しい文書で子ども・子育て支援交付金の交付決定の一部改定についての通知が出ているものと思います。それぞれの費用がどれぐらいの費用が要るのかということが新たに本年度改定になっております。それを見ますと、約500万円当たりの1カ所当たり年額補助が出ると、その中で国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1ということになりますと、病児保育をするについては500万円の費用というものが出るとすれば、町としての負担は年間150万円の3分の1の補助ということになるかと思えます。それを病児対応型のみにするのか、病後児も入れるのか、そしてまた送迎サービスというものもつけることができる、それぞれについて正式なものをここに持っておりますけども、看護師の雇い上げ等も含めて540万円加算されるとかという看護師の雇い入れ及び送迎サービスにおける費用等も500万円程度、それぞれつきます。

制度上きちっとしたものがございますので、それぞれの保育園の施設においてできることから体調不良児型の病児保育事業を実施するとともに病児保育をきちっと、病児保育は太子町の全

てからの受け入れが可能でございます、体調不良児はその自園のみの園児が対象になってくるわけでございますので、病児対応型をどこの場所にするのか、病院にするのか、それとも県下、全国のいろいろを見ても施設でやっている、施設でそのフロアをきちっと静養室と保育室をセパレートした形であればその基準にマッチして、そして入り口も別にするという基準を満たせばそれが実現するという事になっている制度があるわけでございますので、ぜひ検討を加えていただきまして太子町でその実態が早期になされますように、また強いリーダーシップのもとに、もうほかの町ではどんどん進んでおる中で太子町は非常に遅れておるということでございますので、速やかな早期の実施について御配慮願いたいと存じます。

その辺、いかがでございますか。医師会とか保育所の施設も含めた町内の統合した1つの中で何かビジョンみたいなものがございませうでしょうか、計画の中で。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 病児・病後児、この政策につきましては、お答えしたとおりまだ何も具体的な取り組みがなされておられません。ですから、その中で実際今後その取り組みはやらなければならないという意識は持っておりますので進めていきたいと思っております。

そんな中で、先ほどの答弁でもお答えしましたように、審議機関等も町の中で持っておりますし、当然必要であればそれに携わる直接の園の御意見とか各医療施設の先生方のお話も聞く必要も出てこようと思っておりますし、そういったことについてはどんどん意見を聞きながら、あわせて全体の計画というものを練り上げていきたいなというふうには考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。

私も選挙の前に医師会の推薦を得て出させていただきましたので、医師会の先生方のところ全て回らせていただきました。病児保育の必要性ということについてそれぞれの先生方にお話をし、資料をお持ちをしながら理解をいただいている先生方も数多くございます。しかし、実施をするということは当局でございますので、自分ができるところのお手伝いはいろんなところで医師会の先生方との今までの連携の中で進めてはまいってはおりますが、保育所の認可外も含めて企業主導型のところも含めて回らせていただきました、公立のところは当局の考えがおりなので回っておりませんが、認可外と企業主導型は全て回らせていただきました。本当に自分のところでもぜひやりたいという施設もございます。

ぜひ、太子町のために、太子町の子供たちのその子育て支援のために自分の施設でやりたいという認可外の施設もございます。そういう意見も数多く伺ってまいりました。ぜひ、実現に向けて、本年度何らかの方向性を築いていただきたいと思います。

次に、病児保育事業を推進する会の発足を先日いたしたところでございますが、市民の世論ということが行政を進めていく上において必要でございます。数多くのいろんな方々からぜひつくってほしいと、何とかしてほしいという強い要望を受けて、それを市民の塊として市民の世論をもってこの実現に向けた取り組みをしていこうということで会を立ち上げたところでございます。

この市民が主体になって、その声が行政側と一体となって進んでいけるような会に進んでいきたいと思っておりますので、今後、行政といたしましても病児保育事業を推進する会との連携ということについて御配慮願いたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） そういった会が立ち上がったということはこちらも認識しておりますので、また町内部でいろいろ検討する中でまた御意見をお伺いしようというようなことがご

ございましたら、またそのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。今後、その民の活動と同時に官が連携を保って、太子町で病児保育事業を推進する大きなうねりが出てくることを切にお願いをいたしておきたいと存じます。

他の市町での取り組みでございますが、私も先日、赤穂市の取り組みについて赤穂市を訪問させていただいて、実際の現場の話をお聞かせいただきました。神河町のほうが今度、神崎総合病院の中に神河町と福崎町と市川町が連合して病児保育を行うということも聞いております。しっかりと町において今後進めていきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

次に、子ども・子育て支援新制度の対応についてでございます。

子ども・子育て支援法の改正する法律の中に非常にきめ細かくいろんな制度の概要が書いてございます。その中に、それぞれの認可されているところはスムーズに行くと思うんですが、認可外のところになりますと各市町村におきましてはその利用者の方、保護者の方と、そして施設の方における両方の聞き取り調査ということを実施した上で対象を把握していくということになっているかと思ひます。非常に複雑な認可外のところまで含めた調査が必要であろうかと思ひます。

午前中の中島議員の答弁の中で全て認可外も含めて法にのっとった形で、例えば3歳から5歳のところであれば3万7,000円までの利用料というものを負担するとかいろいろございます。ゼロ歳から2歳に関しても保育が必要と認められる等の状況をいろいろ満たしていますと月額4万2,000万円までの利用料を負担するとか、その制度というものを活用するという答弁だったと思ひますが、その仕分けをこの10月1日のところに間に合うようにしようと思えば非常に大変な作業になってくると思うんです。

認可外の保育園も含めて、保護者は私のところはどうなるんですか、私はどうなるんですかというふうな問い合わせもたくさん出てきております。そういう面での早期なタイムスケジュールも含めて、もう日にちがございませんで調査の方法も含めてどのようにお考えでございますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 私のほうも全てそこまでの全体スケジュール等は把握しておりません。その辺は担当課長のほうが十分認識はした上で、今担当者も動いてはおると思ひます。再度、またその辺を私も十分認識した上でそのスケジュールに間に合うよう適切な指示を出しながら、実際利用されている方に迷惑がかからないような方法で周知していく必要があると思ひますので、それに向けて準備を進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 大変だと思ひますけれども、しかしもうエンドは決まっているわけで、10月1日までにしなきゃいけないことなのでしっかりとした対応、混乱をしないように、町民が不安を覚えないような形で進めていただきたいと思います。

その中で、私がずっと先日回らせていただいて、認可されているところと認可外のところのそれぞれ施設によりまして同じ太子町民の児童であっても違うわけでございます。特に幼保連携も含めて、幼稚園とかも全部含めて就学前の子供となりますといろんな多種多様な中での保育・教育というものの中で小学校に進んでいくと。そういう中において、この認可、認可外を含めた、幼保連携も含めた取り組みという基本的な考え方というものが必要かと思ひますが、その辺いかがでございますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 教育委員会といたしましては、今言われましたように就学前の保護者の選択肢が多様な考え方があるということで厳然として幼稚園教育というものがありますので、現在の体制、幼稚園教育という枠組みの中で教育委員会としては事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 幼稚園教育というか、幼保連携の中の幼稚園じゃなくして、認定こども園も含めて、私が質問したかったのはそれぞれの施設が別々、いろんなこの多種多様な中でそれぞれの役割も分担も違うと思うんです、認可外も含めて。しかし、育ってくる児童は太子町民なんです、その人たちは違うプロセスの中で同じ小学校に行くわけです。その中で何か整理をして、それをどういう形で今後持っていくかということについての御見識を、幼稚園教育ということだけじゃなくしてもっと保育と幼保も含めた中でしっかり教育委員会の中で議論をされて、福祉部門とも協働の中でお示しを願いたいと思うんですが、いかがでございませうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 幼稚園あるいは保育所等々はそれぞれ幼稚園の教育要領、保育園の教育要領、あるいは保育園の保育指針等々に基づき、それぞれの学校園が特色ある取り組みで今行われております。幼稚園も保育園も、町内につきましてはそれぞれの先生方が連携をして研修会を同時に持つなどして小学校への円滑な接続とか、あるいは幼保一元化というようなことも言われておりますけれども、これは幼稚園と保育所の所管が今教育委員会のほうと福祉のほうで違いますので、これも今後それぞれのどちらかの一個にするとかいろんな考え方あると思っておりますけれども、そういう中で教育・保育をどのように整理していくのかということとはまた今後考えていかないかんことではございますけれども、現状としては町内の幼稚園、保育所の先生方が合同で研修もしながら育てなければならない、小学校入るまでに子供たちにつけなければいけない力などを整理しながら、お互いに連携も図りながら円滑な接続ということでそれぞれ取り組んでいただいております。これは幼保連携の中で、私ども教育委員会の中で取り組みが今行われております。

だから、具体的に今後、大きな枠組みとしてそういう所管を統一するとか補助金とかそういういろんな問題も出てきますので、それはまた今後の課題になろうかと思っております。ただ、教育委員会としては今できることを着実にやりながら円滑な接続の努力をしております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。

今後、教育委員会及び保健部局とも協働の上で新しい、認可外も含めた形での体制ということについて御検討願えれば幸いです。

次に、国際教育の取り組みの話でございませう。

A L Tを含めた形の活用、小学校3年生からの英語教育ということもございましたが、乳幼児期からの自然の中での海外の方との触れ合いということが必要ではないかと。ゼロ歳から5歳までの中に、そういう乳幼児の児童の中に、小さなうちにそういう人たちと触れ合う機会のチャンスの中で、三つ子の魂百までと言いますがでも自然の中で出会う、触れ合う、スピーチもできる、そういう中で感動を覚えた喜びというんですか、そういう刺激がその児童の中に起こって、そして国際感覚というものができるんじゃないかと。教えられるんじゃなくして、自分が自然の中においてかかわっていく中でそういう児童が産み育てられるんじゃないかと私は考えます。

したがって、小学校からのことではなくして、町が独自に福祉部門のことも含めて教育委員会のみならず国際教育の語学だけじゃなくして人的交流です、そういう機会の場をあらゆると

ころでつくっていただけることが必要と思いますが、いかがでございますか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今、議員おっしゃるように国際理解とか多文化共生の視点というのは意識的な取り組みをしないと入らないというのがまず大きな前提であります。そのときに、少なくとも低学年、幼稚園ぐらいでしたら遊びを通じて、あるいは日常の遊びの中で、あるいはゲームの中で自然に英語に親しむ、英語って楽しいな、少なくとも英語って嫌いやなとかそういう認識だけは育たないような配慮は今しております。

議員御指摘のように、本当にそういう小さいうちから空気の教育のようにそういう英語と出会って英語に親しみを持つような子供というのが英語教育の醸成の基礎になるんだろうと思っております。そういう意味でも、幼稚園から今ALTに入ってもらっているような遊びを通じた感覚育成に努めておりますので、今後ともそういうことにつきましては努力はしてまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。

ぜひ、我が太子町から国際感覚を担った人材の養成を数多く世界中に飛ばたいいく、そういう太子町の子育ての中に、育成の中にそれを地域全体が支えて地域でそういうイベントを開催する、そして認可外とかいろんなところとも連携を保って、そして海外からのいろんな児童も呼んでくるとか交流を深めるとか県にもいろいろそういう制度もございます、いろんなことを活用しながらここで異文化の交流と世界中に通用できる人材を太子町からつくっていきたくと、そのように考えますので、ぜひ積極的な取り組みについて今後御配慮願いたいと存じます。ありがとうございます。

次に移らせていただきます。

自然災害等に備え、安心・安全なまちづくりについてということで、まず1番目、自然災害等の発生時における体制について。

地震・津波・風水害等の自然災害及び新型インフルエンザ等の発生時における体制については平時から行動計画等を作成し、訓練等も実施していると思いますが、それらの発生に備えた本町における各関係機関との連携の今の現状と危機管理体制について伺いたいと思います。

地震・風水害等の自然災害等についての各関係機関との連携と対策、被害状況の把握方法、救助体制、避難所・救護所の設置、医師会を初め各関係機関との役割と対策についてでございます。

そして、2番目につきまして、新型インフルエンザ等の発生時の対策についてでございます。

これは、地域感染期、疫学上、追えなくなった状況のときに発生が、地域感染期というのがございますが、それに陥った場合におけるいろんな段階があるんですけども、その地域感染期の患者を受け入れる医療機関との連携体制は今どうなっているのか、被害状況の把握方法はどうするのか、仮設診療所の開設と遺体安置場所をどう考えているのか、医師会等、また社会機能維持、これはガスとか電気、水道とかも含めてですけどもその役割と連携、そして予防接種の体制について。

予防接種につきましては2つございまして、まず住民に接種するパンデミックワクチンの体制、これは新型インフルエンザが発生してからそのウイルス株からワクチンをつくり、それをパンデミックワクチンといいますので、少し発生してから半年ぐらいかかるわけですが、そのときの住民接種の体制。

そして、特定接種といいまして、今政府のほうはプレパンデミックワクチンというものを備蓄

をいたしております。H5N1の鳥インフルエンザの海外での発生でしたワクチン株をもって、その医療従事者等を含めた形に発生したときにすぐに接種できるための特定接種の登録を厚労省にしていると思いますが、その接種対象者への周知と発生時の役割についてどう考えていらっしゃるのか。特定接種の対象者には業務に従事する町の職員とか対策本部員、また私たち町議会議員も特定接種の対象者になっております。消防団等もなっていると思いますが、その辺の周知方法、そして医師会を初め社会福祉施設とか社会機能維持者に対しては今現在、ウェブサイトからの登録をするということになっておりますけれども、事前に今登録されている方々がたくさんありますけれども、その方々との連携体制というものをどのように当局として考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私からは、自然災害等の発生に対するということで、(1)地震、風水害の発生対策と新型インフルエンザ、1から5、それぞれ10問ございます。全部について私から答弁させていただきます。

まず、(1)の①でございますけれども、各機関との連携ということでございまして、国、県、広域連携行政機関、自衛隊、警察、消防等でございますけれども、太子町の地域防災計画におきまして、災害発生時に我がまち太子町の災害対応能力をもってしても対処し得ない場合、他の地方自治体等への応援要請及び自衛隊への災害派遣要請をすることとしております。

町と県及び県内市町の間におきまして、兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定、これ平成18年11月にできたものでございますけれども、これとか平成26年4月22日に改正されました13市9町で行います播磨広域防災連携協定等の相互応援協定を締結しており、これまでから合同防災訓練等の実施等を通じまして、平時から広域的な防災体制の確立に努めているところでございます。

また、国土交通省、自衛隊、警察、消防等の関係機関とも町防災訓練への参加を通じまして災害時の緊密な連携、情報共有、連絡体制等の構築に努めているところでございます。

②の被害状況の把握方法でございますけれども、住民、自主防災組織である自治会長様、消防団、役場への出勤途上での本庁職員など、消防署員等からの情報を有線通信、無線通信、人員派遣等、可能なあらゆる手段をもって収集することとしております。御承知のとおり、監視カメラや河川のライブカメラなどの映像情報も駆使しながら情報把握には努めてまいりたいと考えているところでございます。

③の救助体制でございますけれども、救助活動につきましては平時から消防、警察、自衛隊等との連絡体制を構築しておりまして、これらの機関と確認を行う中、これまでから先ほども申し上げたように町防災訓練における実践的な訓練の実施により連携強化を図っているところでございます。

次に、④の避難所・救護所の設置でございますけれども、まず避難所の設置につきましては町防災計画に基づきまして、災害発生のおそれがあり避難を要するとき、避難勧告等の避難情報を発令したとき等に施設管理者、自主防災組織等の協力を得て開設することとしておりますので、町防災訓練におきまして学校、自主防災組織等の協力によりまして避難所設置、運営訓練を実施いたしまして、関係者間の連携強化を図っているところでございます。

また、避難レベルにつきましては、この6月1日からレベル1からレベル5と5段階表示になっておりますので、そのあたりもあわせて今後の防災訓練等に生かしていきたいと考えているところでございます。

また、医療救護所の設置につきましては、県策定の西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに

基づきまして、関係機関と連携して設置する体制をとっているところでございます。

地震、風水害の最後、5番目でございますけれども、議員よく御存じだと思いますけれども、平成30年度には、県健康福祉事務所、医師会、薬剤師会と連携いたしました災害時医療救護体制づくり訓練を実施し、問題検証等、平時から情報の共有化に努めております。平成31年1月25日だったと思うんですけれども、太子町の保健福祉会館におきまして県の龍野健康福祉事務所の主導のもと、県災害医療センターの中田放射線科放射線係長を講師に迎えまして災害図上訓練をさせていただいたところでございます。

一方、避難所となります学校等につきましては、施設管理者、学校教諭等を対象に太子町防災連絡会議または研修会を開催いたしまして、防災意識の共有化を図っているところでございます。

加えまして、保育所、社会福祉施設を利用する災害時要援護者の支援につきましては、県の策定しております災害時要援護者支援指針等に基づきまして支援体制づくりに取り組んでいるところでございます。特に災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者の避難につきましては、災害時避難行動要支援者登録制度によりまして、支援者、自治会長、民生・児童委員の間で要援護者に関する情報を共有して災害時に適切に避難行動を支えることができる体制づくりを引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますし、タイムスケジュールに応じて地域計画、地区計画を、順次これからも出前講座等々で周知を広めながら進めていきたいと考えているところでございます。

次に、(2)の新型インフルエンザに関しましての対策等でございます。

まず、①でございますけれども、新型インフルエンザの対策につきましては、太子町新型インフルエンザ等対策行動計画及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対応することとしております。

平成21年に発生いたしました新型インフルエンザA/H1N1亜型でございますけれども、これは現在季節性のインフルエンザとしてインフルエンザH1N12009と言われておりまして、私自身も事務局を担当しておりました県の検証委員会におきまして比較的致死率の低いH1N1対応版としてまずは対策計画を策定いたしました。現行の行動計画は特措法や政府の行動計画を踏まえまして、県では平成25年に策定し、平成30年に一部を改正したものでございます。また、太子町におきましては平成27年に策定したものでございます。

これらによりまして、まず新型インフルエンザ等が発生した場合でございますけれども、患者の受け入れ医療機関についてはこれは龍野の健康福祉事務所でございますけれども、これらと連携いたしまして情報を積極的に収集するとともに、県の要請に応じまして協力して医療体制を整えることとしております。

町といたしましては、町民に対して受診できる医療機関の周知に努めるとともに、警察、消防署等についても必要に応じて協力を依頼することとしております。

次に、②の被害状況等の把握方法でございますけれども、町は学校はサーベイランス、サーベイランスというのは注意深く監視すべきという意味でございますけれども、このサーベイランスによりまして患者発生状況を県に報告、患者全数につきましては県、龍野健康福祉事務所により情報提供いただき把握することになっております。

町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせや県や関係機関等から寄せられる情報内容につきましても、町民が必要としています情報収集をしっかり行ってまいりたいと考えている次第でございます。

次に、③仮設診療所の開設と遺体安置場所につきましてでございます。まず、仮設診療所の開

設につきましては必要に応じての設置となります。遺体安置所につきましては、地域防災計画に記載していますとおり揖龍火葬場及びお寺、斑鳩寺ほか18ございますけれどもこれを中心に選定し、状況に応じまして適宜管理者と協議して開設することになるかと考えております。

4番目でございますけれども、それぞれの役割、連携でございますが、太子町行動計画の7ページ及び兵庫県の行動計画の25ページに記載しているんですけれども、それぞれの役割は医師会、薬剤師会、歯科医師会等は発生状況に応じまして患者の診察に当たるとともに、連携して必要な医療を提供すること。学校、保育所、社会福祉施設等は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による県の要請に基づき、必要な措置を講じること。社会機能維持者は、発生時に事業継続計画に基づきまして事業を継続することで、町は町民に最も近い存在として各関係機関と連携を図っていくこととなります。

最後に⑤でございます、住民接種、特定接種でございます。

まず、予防接種体制は先ほど議員おっしゃられたように特定接種につきましては国が緊急必要性があると認めたときに臨時に行われる予防接種で、対象者については既に登録されております。町からは新型インフルエンザ等対策実施に携わる対策本部員、関係の町職員、皆様方町議会議員等を登録しているところで、合計64名と上下水道も入りますので77名を登録させていただいているところでございます。

住民接種の実施体制につきまして、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたとおり半年後等というようなことでウイルス株をもってつくってきますので、今年度、医師会等と調整する予定でございます。

周知につきましては、これらの周知、今後それぞれの対象となっている方等々につきましても、この先ほど地域感染期というお話でございますので、新型インフルエンザの行動計画上、県内での未発生期、県内発生期の早期、県内感染期、小康期というこの5段階に分かれておりますので、その県内未発生期時点で、また適切な段階で周知をすることによってあらぬ誤解というか混乱を招かないような形で取り組まさせていただきますようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 詳細な御説明ありがとうございます。

自然災害の対応と新型インフルエンザの対応というのは全くそれぞれ対応が違います。自然災害というのは3日間待てばほかからの援助が参ります。しかし、新型インフルエンザというのはそれぞれ世界中がパンデミックになっておりますので、どこからも助けはございません。自分のところの太子町でどう動いていくのかと、誰がどんな役割を持って自助、公助、共助の中で進んでいくかということを考えていかなければならない危機管理日本一太子町をつくるという取り組みの中で、きちっとそれぞれの災害の位置づけをまず認識しておかなければならないと私は考えております。

その上に立って、この地震、風水害等がいつ発生するかわからないと、南海トラフ等地震も含め、阪神・淡路大震災を経験した我が兵庫県が率先をして、この太子町でも今瞬時にそれが動けるんだという体制を平時から整えておくことは必須であろうかと思います。

EMISという制度がございます。医療救急情報を入力することによって県から国のほうに全て災害時の状況が瞬時にわかり、どこの医療機関が今どこでどういう動きをしていて、空床になっているので何人受け入れられますというそういう広域の行政の受け入れるシステムが現在稼働しております。そういうところを活用しながらお互いが情報共有をきちっとしておかなければいけないんですが、先日、副町長から答弁ございました、1月の災害時の訓練に私も参加を行政側

でしておりました。県の健康福祉事務所と太子町が共催でいろんなことを議論して、医師会の先生方にも入っていただいてしておりましたが、選挙中、ずっと医師会を回りましたらあのときの1月の話はどうなっているんだと、何の話もない、今起こったら森田さんどうするのか、あのときは連絡しようと思っても連絡がつかないんだと、電話が連絡つかない、何でもって連絡をとるのか、自治会とかいろんな地域の連携をとろうとしても通信手段がシャットアウトされている、そういった場合の連携はどうするのかということも議題の中で出てまいりました。

連絡をとろうと思ってもとれないんです。阪神大震災でそうございました、隣におる人がその人を助けたんです、だからいかに民の活動というお互いが支え合う地域をつくるということが必要だということをお互いが思ったわけでございますが、そのようなそれぞれの自助、共助、公助ということで住民一人一人のお互いがどんな動きをしていくのかと、今起こったときにどうするのか、ここの対策本部の中でどう動いてほかの団体がどのように動いてどの地域がどうなのかというふうなシミュレーションをいろいろするんですけども、なかなか机上の空論になってしまうところがあるんです。

そういうところを自主防災組織のところにもおろして、本当にその地域の課題を全員で共有する、そして私はこれをするんだと、これだったらできるよというところの突っ込んだ議論というものをお互いにやっていただいて、そしてその防災体制というものを太子町で構築なさっていただきたいとこのように考えるんでございますが、まずその辺の自然災害等の中でもう一歩踏み込んだ町民への理解を深め、自助、共助を含めたところでの施策、取り組みについて具体的にもう少し教えていただきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町の自主防災組織につきましては、全自治会のほうで自主防災組織を組織していただいております。自治会によりましてはすごく頑張っている自治会もありますし、そこらの意識というものはできるだけ皆さん認識を持っていただいて防災への対策、また訓練等の参加等を実施していただくということがすごく重要になってくると思えます。

町としましても、防災訓練、防災講演会、出前講座等を通して、今後住民のほうに防災意識の向上について協力していただくように支援していきたいと考えています。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございます。

時間もあれなので、新型インフルエンザの対応でございますが、これはもう大変なパンデミックの4人に1人が感染を起こしていく、2009年H1N1がありましたけれども、いつ発生するかわかりません。50年に1回の周期が今来ておるんです。政府が非常事態宣言を出せば、町で対策本部を特措法に基づいて立ち上げなきゃいけないんです。そういった取り組みの中で、我々議員も事前に特定接種を受けているわけですから一緒に議論していきながらかわっていく、町の対策をどうしていくのかということをもう平時から議論をしておかなければ、起こってからでは遅いのであります。

そういった中において、これはまた本当に自然災害とは違ったお互いが右往左往してするのはなくして、まず1番は外に出ないことが一番なんです、外に出ない、飛沫感染ですから山に閉じこもって、しかしそんなことはできませんので、必ず免疫を持ってないから感染をしてしまうわけでございます。特に免疫落ちている方は重症化をするということがありますので、しっかりとした要援護者への対策、透析患者、難病患者も含めてその対策をどうしていくのかということもこの感染症対策の中で捉えていく必要があろうかと思えます。

そのためには、医療の中でのこの太子町での協働体制ということが必要になっております。龍

野健康福祉事務所がやってくれるわけではございません。もう手いっぱいでございます。そこは私もそこにおりましたからわかりますけども、国とかの連携とか調査に行ったり患者の搬送をしたりいろんなやらなきゃならないことがそれぞれございます。この我が太子町において起こったときにどうするんですかと、この行動計画、県の新型インフルエンザの行動計画が平成25年にできて平成30年に改正して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて太子町でつくと、各市町でつくるということをつくっていただきました。

そこできちっとそれぞれの海外発生期から未発生期、私、地域感染期と申しましたがそれぞれの期においてお互いがどうするのかというある程度の行政サイドの行動計画はできております、国はもっといろんな面でガイドラインをつくっておりますしそれに基づいてこれをつくったんですけども、実際どう動くんですかということが住民一人一人の中に新型インフルエンザというのがどういうものなのか、そしてどのように地域で支え合いながら、またこの医療機関に行ったらいいんですかということでもあります。地域感染期になりますと、全ての医療機関で診療していただくということになっております、それまでは感染症法に基づいて特殊な感染症を指定医療機関に運ぶんですが、地域感染期に蔓延して疫学上、感染のルーツを追えない場合については全ての医療機関で診療体制を維持していただくということが医師会との中でできておりますので、その辺の詰めをじゃあどこの医療機関に行つて、そしてどういう協力が本当に得られるのかどうかということも含めて平時から整えておくことが必要ではないかと思っておりますので、それぞれの各担当部局が一丸となってそれぞれの役割も含めて今後研さんを積んでいただければ幸いです。

最後に、3番目でございます。

町民の皆さんに寄り添い、ともに考え、地方創生都市太子を目指した取り組みについてということでもあります。

まず、官民協働による事業展開について。

地方創生を実施する上においては、民が自律した活動を各地域で展開していただけるように官が支援することが求められておりますが、本町における取り組みの現状と展望、そして、“和のまち太子”である聖徳太子を軸にした取り組みについて伺いたいと思います。

1番、民間組織、地縁組織、NPO等の民が自律した活動展開をしていただくための支援方法。

2番、学識経験者等を交えた太子町地方創生対策協議会——これは仮称でございますがそういうものを発足し、官民の役割と連携のあり方等について意見交換をして政策に反映していくことが必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

3番、聖徳太子の和の精神を重んじ、和にちなんだ事業の展開と、姫路城、赤穂の塩を含めた広域連携による観光産業の発展について。

4番、斑鳩寺にある聖徳太子孝養像の衣がえの儀式を、宮内庁からお越しいただき実現するための方策について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、1番の民間組織、地縁組織、NPO等の自律した活動展開のところと、次の(2)の太子町地方創生対策協議会の発足、続きまして4番の斑鳩寺の聖徳太子孝養像の衣がえの件について答弁させていただきます。

まず、(1)少子・高齢化、人口減少が進む中、地方課題を解決し、住民サービスの向上を図るためには公的サービスを行政のみが行うのではなく、個人個人の住民の皆様、また自治会などの地域コミュニティ、民間事業所、NPOなどの各種団体と協働していくことが大切であると考え

ます。

本町では、住民活動団体への支援策とし、自治会への活動助成金の交付や自治会活動時のおけが等を補償する保険への加入補助、自治会公会堂などコミュニティ施設の整備補助など、特に地域コミュニティに対する支援を中心に行ってきました。その上で、NPOや民間事業所につきましても団体の主体性、自律性を尊重しつつ、情報提供などの支援を行ってきたところでございます。

今後につきましても、住民と行政は対等の関係であるという立場に立ち、各種団体における自律的、継続的な活動を行っていただけるよう必要に応じて連携支援をさせていただきたいと考えております。

また、本町では本年度より提案型協働事業制度を創設しました。住民活動団体より事業の提案を受け、団体と町の役割分担のもと、地域課題の解決を図ろうとするものでございます。住民と行政が対等であるとの立場のもと、連携してまちづくりに取り組めるような参画と協働の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(2)でございます。地方創生に関しましては、太子町まち・ひと・しごと創生本部有識者会議を組織し、産業、教育、金融、労働、住民代表など12名で組織された有識者の方から地方創生全般にわたって御意見をいただいております。また、有識者、行政委員会代表、各種団体が推薦する者、公募委員など11名で組織するまちづくり審議会でも参画と協働に関する御意見を賜っております。

別の協議会を発足することでより幅広く御意見をいただける側面はあると思いますが、その一方、それぞれの審議会、協議会で議論の方向性が分かれ、整理できなくなるおそれもございます。よって、今まで議論を積み重ねてこられたまちづくり審議会やまち・ひと・しごと創生本部有識者会議において今後においても御議論をいただくこととし、委員以外の住民の御意見につきましてはまちづくりの集いや総合計画策定に向けたワークショップなど、より幅広い場でお伺いし、政策に反映させていきたいと考えております。

最後になりますが、(4)でございます。斑鳩寺聖徳殿に安置されている聖徳太子孝養像は聖徳太子みづからがおつくりになられたと伝えられている秘仏であり、そのお衣については大正10年に久邇宮殿下、昭和37年には高松宮殿下より御寄進を受けました。また、平成29年に斑鳩寺御住職よりお衣がえに係る協力依頼を受けたところでございます。町としましても、斑鳩寺がなされる活動に対しまして県を通じて宮内庁の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、まず(3)の質問について回答させていただきまします。この質問につきましては、聖徳太子の和にちなんだ事業展開という回答と、それから広域連携による観光産業の発展というのはどういうことかということをお説明させていただきたいと思っております。

まず、広域連携による観光産業の発展についてでございますが、本町における観光での広域連携につきましては、現在西播磨4市3町で西播磨ツーリズム振興協会というものを設置いたしまして、ホームページ等で西播磨游记などと題しまして西播磨の魅力をプロモーションムービーであるとかインスタグラムなどで紹介をするとともに、地元料理とか特産品の紹介等もあわせて行っております。

観光客の交通手段が西播磨に74%の方が自動車で来られているということから、西播磨ドライブ日和などのドライブマップなどを作成いたしまして、西播磨のツーリズムに取り組んでおりま

す。

先ほど松浦議員からもお話があったように、地域ブランドをどうやって高めていくかということが非常に大事な観光産業の発展だと思っていて、県下の広域的な観光振興では兵庫県のツーリズム協会であるとか西播磨の観光協議会にも我々も参加させていただいて、地域の小さな魅力をどうやって広域的につないでいくようにしていくかということなどにも取り組んでいるところでございます。

例えば、太子めぐりツアーなどによる地域の魅力掘り起こしであったり、年間300万人ほどが姫路城周辺に観光客として来られているわけでございますけれども、宿泊率が15%で非常に低いものでございますから、この西播磨地域にできるだけ宿泊者を増やしてこの太子とかにも足を運んでいただけるような施策を打っていく、また西播磨の魅力をもっと発信していく、そういったことが広域連携であるというふうな考え方でおります。

それから、事業展開といたしましては、先ほど総務部長のほうからも話がありましたけれども、2022年に聖徳太子没後の1,400年を迎えるに当たりまして聖徳太子1400年プロジェクトを立ち上げておりますが、特に各種団体が1つになって太子の教えをかみしめるような事業展開ができないかということが我々のこれからの課題であると、そういうことをこれから各所で取り組みを推進していきたいというふうに思っております。

その他の取り組みとしての一貫ですけれども、新聞紙上でも発表しているとおおり、このたび全国のシティーセールスデザインコンテストで職員が頑張っただesignをして越前織のストラップで最優秀をとったということで、そういったことも職員の士気向上にもなったり、また地域へのメッセージにもなったのかなというふうに思っています。こういった試みを小さいものをできるだけつないでいくと、大きくしていくということが我々のできることかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 詳細な答弁ありがとうございます。

時間も押してまいりましたので、ポイントのみお願いしておきたいと存じます。

まず、聖徳太子の1400年プロジェクトにつきまして、奈良県のほうでは行政が主導して各それぞれの市町が一緒になってプロジェクトを組んで、聖徳太子という1,400年を迎えるに当たって広く市民の人たちに理解をしていただけるような行政主導の取り組みが進んでおります。

本町においては、斑鳩寺の住職を中心とした民の方々が中心になって聖徳太子1400年プロジェクトの推進をしていただいていると聞いております。行政側も一緒に協力をしながら官民の協働体制の中で進んでいっていると思っておりますが、ここで私が一番言いたいことは、地方創生都市の日本一の太子をつくらうという中で地方創生のキーワードというのは民なんです。民の住民一人一人の思いというものを行政の中に一緒に参画していただける、その体制をどうつくっていくんですかという問いかけでございます。

いろんなまちづくり、ひと・まち創生会議とかまちづくり審議会とかいろいろ御協議いただいてそれぞれ専門家の方々に御議論いただいているわけでございますが、それがどんどんと民の人たちの意見を取り入れてシステムとなって官民が動かしていけるところの動きに、その審議会から提言を受けてそれを実施するのが行政だと思うんです。審議会のほうで提言をしていただいて、それをどういうシステムでもって太子町の官民協働の中で地方創生を図っていくかということであろうかと思っております。

その1つの大きな焦点が聖徳太子の、我々は太子の中で生まれ育っている、この和の精神とい

うものを軸にして、そして宮内庁からもお越しいただきたいと思います。そして、この太子町のこの聖徳太子というものが50年の時を経てまたお越しいただいて、そしてそこからこの観光産業も含めて太子町に来た人が太子のブランドとして、そして太子を訪れる、そういう地域の連携を持った中で赤穂市も含め、神河町も含め西播磨が一体となった中で太子のブランド化というものをもっともっと前に出して、行政が主導で進めて、そして民のほうもどンドンとそういうグループを、あらゆるグループを生み育てて、そして地方創生の旗印を上げる。そのためにみんなが一緒に知恵をかしてくれというその志のある訴えの中で行政として進んでいただければ、もっともったいいい“和のまち太子”ができるのではないかと思います。

長時間にわたりましていろいろ申し上げましたけれども、ぜひそれぞれの関係部局の各それぞれの専門家の各部局の方々と一緒に知恵を出し合って、そして議会の立場の中でその住民の声を、これは選挙で聞いてきたいろんな声なんです、声をお届けさせていただいて、本当の日本の太子町をつくらうではありませんか。

その提言をさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 先ほどの答弁の中で新型インフルエンザの特定接種の登録者数に誤りがございましたので、答弁修正をさせていただきますと思います。

対策本部等関係機関、議会の議員を16名カウントしておりまして、議員定数1名減っておりますので、それを合わせまして63名と、あと上下水道のほうで事業継続いたしますので、これが上下水道事業所で13名おりますので、63名と13名を足しまして合計で特定接種登録者が76名ということで答弁を修正させていただきますと思います。申しわけございませんでした。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ありがとうございました。特定接種でしていただくということは、自分はそれだけの役目を果たしていかなければいけませんので、何のために事前に打つかということで意義を、自分はどんな役割で打つかということを理解した上でお互いが行動していきたいと思いません。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 皆さんこんにちは。立憲民主党の出原賢治と申します。町議会議員として太子町、それから太子町民の方々のために一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、改めてどうぞよろしく願い申し上げます。

私たち立憲民主党はボトムアップの政治というのを地方からつくっていきこうと、そういう理念で政治活動しております。つまり、徹底した住民の目線で住民の参画を促して、そして住民のためになる政治のあり方を考えていきたい、そのように考えております。

私、太子町議会議員としましては、この太子町の3万3,000人の住民の皆様の立場に立って、よりよい太子町になるようなそういう町政をつくっていききたいと考えております。もとよりこれは太子町町長を初め、太子町の職員の皆さん、それから14名の同僚議員の皆さんも同じ考えであろうというふうに思っております。したがって、私はここにおられる皆さんとともに力を合わせてこれからの太子町のための政治課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

そこで、私の今回の質問ですけれども、太子町の発展のための将来構想、大きなビジョンについてお伺いしたいというふうに思っております。

と申しますのは、現在、第5次の太子町総合計画の最終年度ということが、今年がそうでありまして、次、第6次の太子町総合計画というのも現在策定に入っておられるとお聞きしております。少子・高齢化というのは全国的な動きですけれども、この太子町においてもやがてあらわれるであろうということが予測されるような現在におきまして、10年、20年先を見据えた長期的なビジョンというのは非常に大切なものであると考えておりますので、本日はまずその点についてお伺いしたいと思います。

そこでまず、太子町総合計画の策定についてですが、既にアンケート調査が行われてホームページのほうにもアップされているかと思いますが、それらを反映させてどのような日程で今後、第6次の計画をつくっていかれるのか、改めて御説明ください。

それから、2番目としまして、その第6次太子町総合計画を策定するに当たりまして、この10年間、第5次の太子町総合計画の結果、その総括というのはどのように行って、それを第6次太子町総合計画に反映させるのか。既にもう進んでいるということであれば、進捗の状況をお知らせ願いたいと思います。

続けて、2番目、そのような太子町総合計画の中で今回特に都市計画についてお伺いしたいと思います。

都市計画マスタープランというものが今現在太子町にございますが、これも第5次の太子町総合計画を更新するに当たりまして見直すという方向で聞いておりますが、現行のものからどのような点を見直すか、見直す点があるのかどうか。それから、この都市計画マスタープランの上位文書であります兵庫県の国土利用計画というものは、現在の都市計画マスタープランは第4次のものが上位計画となっておりますけれども、平成29年に既に第5次が策定されております。これに伴って改定された、あるいは見直された点があるのかどうか、そういうところを教えてください。

それから、都市計画についての4番目でまたさらに聞きますけれども、3番目としまして交通の利便性と歩行者、自転車の安全性について。これは第5次の太子町総合計画の策定の際のアンケート結果、それから今回のアンケート結果、それを比べましたところ、この公共交通の利便性という点と歩行者と自転車にとっての道路の安全性というのがともに重要性は高いにもかかわらず満足度が低いという点で、前回は今回も同じような結果になっております。

第5次の太子町総合計画ではほかにもさまざまな取り組みがされておられるとは思いますが、この2点についてこの10年間、余り改善できなかったのはなぜなのかということと、それからこれは既に3人の議員の方が質問されておりますけれども、コミュニティバスの件、既に平成16年に一度、試行がされておりますけれども、首藤議員の質問にもあったとおり、それが継続しなかった、成功しなかった原因がどこにあったかということをもう既に質問されておりますので簡単で結構です。ただ、今後はどのような取り組みをされていくか、これも既に説明がされておりますので簡単で結構です。

それから最後に、人口減少社会への対応として、全国的に人口は減少していくと、兵庫県のほうでも兵庫県はもう既に人口減少社会に入ったというふうに言われておりますけれども、この太子町というのは先ほど経済建設部長のお話にもありましたが非常に恵まれた立地にありまして、大阪とか神戸の通勤圏であるとか、鉄道と、それから道路の利便性非常にすぐれたポテンシャルの高い面があると。全国的に少子・高齢化になっていく社会の中において、我が太子町もそれと同じように縮小するような方向で考えるのか、いや、そこでもう1つ、太子町がもっと発展していくような方向で考えていくのか、その辺のところをどう考えておられるかをお聞きしたいというふうに思います。

最後に、太子町というのは先ほどの話にもございましたが文化も自然に非常に豊かでございます。そういう面でも非常にアドバンテージのある地域です。最近はやりでよく言われますUターン、Jターン、Iターンというものを今後促進して、これも太子町を発展させていくためのものですが、その際に、これは既に考えておられると思いますが、現在課題はどういうところにあるか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、まず(1)太子町総合計画の策定につきまして、1、2、3と回答させていただきます。また次に、(3)の①公共交通の利便性について答弁をさせていただきます。

まず、(1)第6次太子町総合計画につきましては、平成30年度において総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念である基本構想素案を取りまとめ、平成31年3月、議会全員協議会において素案を配布の上、行政報告をさせていただいたところです。

現在の策定状況につきましては、総合計画策定本部及び総合計画策定委員会等において国、県の上位計画や近年に他自治体で策定された総合計画を調査研究の上、素案を磨くとともに、基本計画素案の策定を進めているところでございます。

総合計画基本構想及び基本計画に係る今後のスケジュールにつきましては、5月より開催しているワークショップや8月に開催を予定しているまちづくりの集い、10月に実施を予定しているパブリックコメントなどの機会を通して住民の意見をいただき策定を進め、本年12月定例町議会において議案として提出し、議会の皆様に御審議をいただくことを予定しております。

また、素案の段階ではありますが、早い段階から議員の皆様から御意見、御提案をいただくため、町議会全員協議会で行政報告をさせていただきたいと考えております。第6次太子町総合計画につきましては、住民、事業者、議会の御意見を聞きながら、10年間のまちづくりの未来図を策定する予定でございます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、2番に移らせていただきます。

第5次太子町総合計画の総括につきましては、計画期間満了後の令和2年度において取りまとめることを予定しておりますが、第5次太子町総合計画の施策の実現に向けた具体的な事業手法、財源等を明らかにして計画の実現性を高めるため、毎年各所属に対する進捗状況等に係るヒアリングを行い、実施事業の成果、反省を踏まえた今後の事業実施方針を決定した上で、その都度、それ以降の3カ年の実施計画を策定、公表をしております。

なお、計画期間の満了前ではありますが、第5次太子町総合計画のまちづくりの方向性などの評価、検証し、第6次太子町総合計画での選択と集中による策定、立案の資料とするため、第5次太子町総合計画の評価、検証を取りまとめ、平成30年9月のまちづくりの集いなどで第5次太子町総合計画まちづくりの歩みとして住民の皆様へ報告をさせていただいたところを申し添えておきます。

次に、③でございます。進捗状況ということでございます。

③も先ほど答弁させていただきました平成31年2月に公表しました第5次太子町総合計画実施計画及び第5次太子町総合計画まちづくりの歩みにつきましては、先般、議員各位に配布をさせていただいております。第6次太子町総合計画策定に向けて御意見をいただければありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、(3)に移らせていただきます。

(3)では交通の利便性についてですが、コミュニティバスに……。

済みません、①につきましては住民アンケートにおける公共交通の利便性及び歩行者、自転車の安全性については満足度が低く重要度が高いという結果が出ており、町における重要な課題の1つであると認識をしております。公共交通の利便性につきましては、アンケート結果の主な要因は路線バスの本数が少ないこと及び平成16年より1年9カ月試行運転したコミュニティバスにかわる施策を望まれる方が多いことと考えております。

町においては、コミュニティバスの代替策の1つとして、やすらぎタクシーを運用しているところですが、福祉施策としての運用であり対象者が限定的であること、利用回数に制限があることなどから満足いただけていない方がいることを認識しております。

住民アンケート結果を受けとめ、昨年度にはバス事業者との協議の場を設定して意見交換を行うとともに、太子町連合自治会との公共交通に係る意見交換などを実施するなどし、交通施策のあり方について調査研究しているところでございます。

今後においては、公共交通の利便性を高めるため、住民、行政、交通事業者、警察等で組織し、地域ニーズに応じた交通の確保、利用者の交通利便性の向上を目的とした太子町地域公共交通会議の設立についても調査研究し、人口減少や高齢化に対応できる本町の地域公共交通の望ましいあり方をまとめていきたいと考えております。

なお、歩行者、自転車の安全性については経済建設部長より御説明を申し上げます。

最後に、私のほうから(3)②につきまして答弁させていただきます。

コミュニティバスについては、平成16年7月から平成18年3月まで試行運行したところ、乗車人数が少なかったこと、利用者1人当たりの運行経費が2,000円を超える状態であったことに加え、アンケート調査の結果、継続希望意見が少なかったことから、費用対効果等を考慮の上、試行運行を中止しています。

町内にスーパーなどの買い物できる店が多く、また自家用車を保有、利用する方が多かったこと、若い世代の多い町であったことなど、コミュニティバスの利用促進につながらなかった主な要因があると考えております。

先ほどの答弁と重複することとなりますが、今後につきましては公共交通の利便性を高めるため太子町地域公共交通会議の設立について調査研究し、人口の減少や高齢化に対応できる本町の地域公共交通の望ましいあり方をまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、(2)の都市計画マスタープランの改定について答弁させていただきます。

都市計画の方向性についてプランとして掲げているものでございますが、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき町の姿を定めるものでございます。兵庫県の区域マスタープラン、それから太子町の第6次総合計画、それから昨年度定めました立地適正化計画、これも1つのマスタープランと呼ばれるものでございまして、その上位計画、それから並行に並ぶ計画との整合性を図っていくものでございます。

さまざまな社会状況の変化に対応するために、おおむね10年後の将来像を目標とした都市計画マスタープランの見直し作業を行うものでございまして、本町がバランスよく活性化し、持続可能なまちづくりの実現にできるだけ具体的な施策を盛り込んだ全体構想、それから地域の地区別構想の計画になるように見直しを行ってまいります。

改定の内容でございますけれども、今後の都市計画道路整備に伴う交通体系の変化やそれに伴う

産業振興や住環境の維持向上など、今後の社会変化の予測を的確に行いながら、地域の持つ特性も見きわめながら変化に対応していく必要があります。

さまざまな都市における課題解決には良好な都市環境づくりに必要な用途地域の見直しや伝統文化に根づいた地域コミュニティの維持、さらには問題になっています人口減少社会へ向けた住宅施策などさまざまな地域課題への方策が必要となります。今回の改定では、住民の方々とワークショップ等により合意形成を図りながら改定に向けた素案づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、②の兵庫県国土利用計画は平成29年度に第5次計画が策定されていますが、それに伴ってこれまで見直された部分はあるのかという御質問でございます。

本格的な人口減少社会における県土の適切な利用管理のあり方を構築し、より安全で豊かな県土を実現していく必要があることから、都市計画区域マスタープランとの整合も図りつつ、第5次国土計画が策定されております。

兵庫県で策定されました第5次国土利用計画におきましては、人口減少時代に対応するために県の地方創生戦略と整合して兵庫の強みを活かした適切な県土利用を促進することや、地域都市圏におけます不足する医療、福祉、商業等の日常に必要な都市的サービスの相互補完のため、地域間ネットワークの強化等について方向が示されております。

この西播磨地域におきましては、播磨科学公園都市と神戸ポートアイランド地区とが高度技術化産業で連携することが新たに明記されております。これによりまして本町の計画を変更する予定はありませんが、新たに示されました市街化調整区域における開発許可制度の弾力的な運用を促進する基本方針は本町の基本方針と一致するものでございますので、先ほども答弁させていただいたとおりバランスのとれた調整区域のあり方について検討を進めてまいりたいと思っております。

それから最後に、公共交通の利便性と歩行者、自転車にとっての道路の安全性の満足度が低いということでございますけれども、公共交通の利便性と歩行者、自転車にとっての道路の交通安全の満足度が低かった理由につきましては、県道門前鶴線の鶴交差点から役場庁舎北東までの北側歩道が未整備であったり、国道179号線の鶴交差点から東保交差点の北側歩道の幅員が狭いこと、それから幹線道路での街路灯が不足し足元が暗いということ、それから太子龍野バイパスから網干方面への大型車両の通過交通の問題、それから国道179号線沿線における商業施設の集積による渋滞の増加、さらに渋滞回避による生活道路への通過交通の増大など、さまざまな要因が考えられると思えます。

そうした中、本町といたしましては広域主要幹線道路整備促進が主要の緊急課題であるという観点から、県道太子御津線におけるJR茶ノ木踏切高架事業、これは土地区画整理事業と並行して行ってきたものでございます、それからまたたつの市の松原跨線橋の完成、それから都市計画道路整備事業に伴う交差点改良などによりまして、交通量の減少とか渋滞緩和が図っていけるものと考えております。

特に主要幹線道路に力点を置いて進めてきた関係もあり、住民の皆さんから見た目には一番身近な生活道路の整備が遅れているという認識が非常に高かったものと思っております。

また、町内の道路整備状況につきましても、現在都市計画道路網干線の用地買収も順調に進捗しており、順次工事着手していく予定としております。都市計画道路網干線につきましては自転車ネットワーク計画に位置づけておりまして、自転車専用通行帯を整備する計画といたしております。

歩行者、自転車の方々に安心・安全な公共空間を提供し、満足度の向上に努めてまいりたいと

考えております。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私からは、人口減少社会の対応について、1番①、②について御答弁を申し上げます。

まず、①でございますが、全国的な人口減少時代を迎えまして、本町においても移住・定住の施策も展開しておりますが、移住先に選んでもらうためには太子町の魅力の向上が不可欠であり、コンパクトで便利な安心して暮らせるまちづくりを進めているところでございます。

市街化区域の拡大につきましては新規住宅の増加を図ることが考えられますが、一方で全国的に問題になっております空き家や空き地の増大を招くことにもなります。鉄道駅の近郊や広域的な主要幹線道路の沿道など、地域の特性を活かしながら計画的に市街化を促進すべき区域については土地区画整理事業や地区計画など事業手法の検討をあわせて行い、市街化区域への転入の可能性を探ってまいりたいと存じます。

また、市街化調整区域においても地域活力を再生するための区域外からの転入を可能にするなど、地域の事情に応じた特別指定区域制度や地区計画を活用しまして地域コミュニティの維持を図ることも取り組み、現在の人口推計上は太子町も10年後は大きく人口減少する方向ということになるようでございますが、第6次太子町総合計画を策定する中、ソサエティー5.0時代に持続可能な太子町として地域力を強化していきたいと考えております。

次に、②の御答弁でございますけれども、U J I ターンを促す際の現在の課題は何かということでございますが、近年の国内状況は都市一極集中で地方の過疎化が進むとともに、高齢化により村がなくなるといった事案も少なくありません。本町におきましても人口減少に転じることとなりますが、近隣の中山間地域の市町では毎年人口の減少が大きく進み、年間500人以上も減少するといった状況も続いているところもでございます。

豊かな自然環境のもとで伸び伸びとした生活ができる、そんな町で暮らしてみたい、誰しもがそんな思いはあると思います。太子町には都市にないよさがございます。コンパクトな町で歴史的文化遺産、田園風景があふれる農村地域、町の中心部におきましては買い物も食することも容易にでき、神戸、大阪方面への交通アクセスにおきましてもJR網干駅や太子龍野バイパスもすぐに利用できる交通の利便性においてもすぐれており、住みやすい町でございます。

このような中、課題といたしましてはこれらのよさをいかに住民の方、また県内、県外の方に知っていただくことが重要と考えております。今年度より東京23区等からの移住者に対しまして移住支援金制度を創設しており、また住むところを探す公的機関からの情報として空き家・空き地バンクを公表しているところでございます。この7月には大阪で開催されます播磨地域合同移住相談会にも太子町としてブースを出展する予定にしているところでございます。

一方、これからは近隣市町にお住まいの方に対しましても町の住みよさをPRしていくことも必要であると考えており、その第一歩といたしまして、この5月31日には来店者が月2万人にも及ぶユニクロ太子店の御協力も得ましてユニクロ太子店に町の紹介ブースも設置させていただいたところでございます。近隣市町からの来店者をターゲットとした町の魅力を伝える取り組みを開始したところでございます。

また、先ほど御説明いたしました町に多く立地している買い物や食するお店が多いことは近隣市町から町への交流人口を呼び込むこと、またその交流人口を定住人口に変えていくチャンスであると考えております。ユニクロ太子店のように町内企業の御協力を得て町の住みやすさを他の地域に住む皆様にもお伝えするとともに、町民の皆様にも町の住みやすさを再認識していただくような施策を展開してまいりたいと考えております。

松浦議員の際にも御答弁させていただきましたけれども、これからのまちづくりに重要なことは未来の町民に選んでいただくことが重要でございます。つまり、今この町に住む子供たちに町を知ってもらうこと、地域とのかかわりを増やすこと、町に愛着を持ってもらうことで将来もこの町に住んでいたいということを感じてもらうことが大事ではないでしょうか。

各園、各学校で行っております町や町の自然を知るための地域学習や環境学習に加えまして、役場からの出前講座も活用しながら“和のまち太子”を目指す第6次太子町総合計画の策定過程にも未来を担う子供たちの意見も取り入れることができればいいと考えているところでございます。

今後も選んでいただける町になるため、町の魅力を磨き、町を知っていただき、町を愛していただける施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時51分）

（再開 午後4時51分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

それでは、出原賢治議員。

○出原賢治議員 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

かいつまんで質問いたします。

第6次の太子町総合計画に向けて着実に作業を進められているということですので、第5次太子町総合計画の振り返りと、それからアンケート等の町民の意見を反映させて、ぜひ魅力あるまちづくりに向けた計画の策定に頑張っていただきたいと思っておりますし、できる限り協力したいと考えております。

それで1点、先に交通の利便性と歩行者、自転車の安全性についての答弁をいただきましたけれども、きょうの質問でも私以外の3人の方が質問されましたように、以前行われたコミュニティバスにかわる施策というのは非常に大切なものであるというふうに考えております。実はそうしたコミュニティバスをつくること自体、今は福祉目的ということですが、どなたでも活用できるようなものをつくるのが、1つは今アンケートで問題になっておりました交通の利便性でありますとか歩行者とか自転車の安全につながるものでもあるというふうに考えております。

それから、誰でもが利用できる利便性の高いそういう新しい公共交通といった場合に、今までの議論でもデマンドタクシーとかコミュニティバスというのも1つかもしれないということであるいろいろなやり方があるだろうとは思いますが、1つ、コミュニティバスのいいところというのはそれが町のシンボルにもなるというところもあろうかと思っております。例えば、たつの市でそういう取り組みをやっているということ自体が人を呼び込んでくるし、例えば観光客への利便性にもつながるということにもなります。

以前の計画では、これは首藤議員も言うておられたかもしれませんが駅とつないでないと、たつの市の場合は姫新線の播磨新宮駅から本竜野駅、それから山陽線の竜野駅までつないでいくというあたりの工夫もございまして、この太子町でしたら町外ではありますけれども山陽線の網干駅とか姫新線の太市駅とかというあたりの縦の線をつなぐようにするだけでも大分利便性が高まるのではないかなというふうに考えております。その点はいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町の特性といいますと、太子町には駅もございません、ただ南北に路線バスが走っております、ただ本数のほうも少ないということもありますので、太子町の特性に合った公共交通のあり方というものをまず考えさせていただいた上で、本来住民にとって何が一番いいのかということを検討していきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

今後、高齢者が増えてくる、交通弱者が増えるということの観点からも大事なテーマだと思いますので、よろしく願いします。

次に、人口に関してですが、もちろん人口減少の社会というのは避けられないというのは日本全体の傾向なんです、この太子町におきましては今のところ減少はしてないんですよ、漸増しております。この第5次の計画の中で人口の将来予測というこのグラフがありましたが、これは当たってないんです。途中まで、これはもう2010年でピークであとは減少に転じるような絵を描いておりましたが、今現在はこれまだ増加を続けていると。今後、じゃあどうなるかといった場合に、県の西播磨のマスタープランにおきましても太子町は2040年におきましても3.3万人を維持しているというそういう見方をしているんです。

ですから、兵庫県全体としてはもちろん人口減少になります、それは北日本海から淡路島まである兵庫県ですから、ところがこの太子町という非常にコンパクトな町において果たしてその人口がもちろん減っていく、これまでほど増えないかもしれないですけども、もう少し拡大していく見方ということもできないことはないのではないかと私は考えるんですけども、そこら辺はいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 太子町の場合は、非常に恵まれた立地で駅にも近い、先ほども言いましたようにインターもあり風光明媚なところがございます。ただ、その統計データを分析していきますと、調整区域が非常に限界集落だという話をよく聞かされて調べていくんですけども、案外と太子町の場合、龍田地域でも下がっている人口減のスピードは緩くて、かつそんなに減っていないんです、余り。それよりも急激に太子町で減っている場所はオールドニュータウンと呼ばれる鼓ヶ原、原池団地、それから太子ニュータウン、それから糸井池も結構下がっています。糸井周辺も案外市街化区域ですけども下がっています。

そういった傾向があって、今アンケートとかデータ分析をやっているところなんですけども、龍田地域とか石海地域に関しても農村集落の形態が強いのでコミュニティの維持もできているしそこそこ大きなおうちなので2世代の住宅も結構あると、分家もつくっているということである程度Uターンは起きている、定住もある程度は守られているという気がします。

それよりも、高度成長期時代に核家族化で住宅が建ったようなオールドニュータウンがこれから不動産流通でうまく乗っていけるのか、そこをどうやって団地再生していくのかというのが我々これからの空き家の課題かなというふうに思っています、それと鶴のお寺周辺の景観形成地区内の空き家活用なんかをしながら中心市街地の活性化をしていくというふうなことが必要というふうに思っています。

それから、今おっしゃるように人口の維持等、緩やかに拡大はしていきたい、ただそれは国の全体としては縮小というふうな表現をしていますけれども、コンパクトシティで、我々いつも中で話をするのは縮小じゃなくて縮充だと、要は縮めながら充実させていくんだという縮充という言葉も最近よく使うんですけど、そういうふうなイメージで何とか県とも協議をして広げられるところを市街化にできるところはしていく。調整区域で逆に人を呼び込めるようなところ、例え

ば工場立地であったり流通であったり入れれるところは取り入れていく、地元の合意も得ながら、そういったことをこれから力を入れていきたいというふうに思っています。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。

おっしゃることは非常によくわかります。それに松浦議員の質問の答えでしたか、線引きを変えれば問題解決するものではないということもよくわかります。ですから、最初に言われたように地域の特性に合わせた弾力的な運用というものをしっかりと活用しながら、太子町においては今後も拡大発展していくようなそういう方向性をぜひとも堅持していただいて、太子町の発展に尽くしていただきたいというふうに思っております。

といいますのは、人口が減少しますと町の財政も圧迫いたしますし、むしろ人口を拡大していくことで町全体も産業も、あと観光もそういったことも活性化していくと思いますので、そこについてはしっかりやっていただきたいというふうに考えております。

それから最後に、Uターン、Jターン、Iターンを促すということで副町長のほうからいろいろ言っていて非常に考えるところは共感するところがあるんですけども、1つ申し上げたいのは若い方たちが戻ってくると、若い方たちがわくわくするようなそういう施策というかそういうものを打っていただきたい。きょうは都市のことについて聞きましたけれども、都市もより拡大していく、もっともっと活発になっていくというそういう方向性を見ていただきたいと思いますし、それ以外の産業に関してもそうですし農政に関しましても観光に関してもそうですけど、若い人がこれで1つやっていきたいと思うようなそういう積極的な姿勢で町政をぜひ考えていただきたいというふうに考えておりますということを申し上げまして、今後も太子町の発展のために一緒に頑張ってやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤澤元之介） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後5時02分）

（再開 午後5時17分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7番上山隆弘、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

また太子町の議員ということで、少し時間をあけまして皆様には一緒になって努めてまいりたいという思いではございます。改選後の最初の一般質問ということで、今回の質問は視点としては大きく捉えた中で質問をさせていただきたいと考えております。答弁については再質問となるものもあるかと考えますが、今後の太子町の取り組みについて考えるとき、その前段として確認しておきたい部分ですので、答弁の対応についてはお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきますが、まず1番は地方統一選挙を終え、その経過やその住民の声、その報道なども踏まえ、結果から得た課題をどう考えるか。また、今後の取り組みに活かすことは何かということで、可能な範囲で町長にお答えいただきたいと考えております。

その1番は、投票率や選挙を介しての町民の声などからの町民の現在ある意識についてのどのようにつまえられるか。今回の投票率は53.22%という数字でございました。この数字が高いか低いか、候補者の数の割に低い数字と私は考えております。最も選挙としては一番身近な選挙である町議会議員の選挙、この結果を議員でもあった立場から選挙で選ばれる立場である町長はどのようにお考えになるでしょうか。選挙期間中、耳にする情報、結果、また町民の意識についてのお

考えをお聞きさせてください。

次に、それらから町長に求められることについて。選挙離れという意識の低下、理由はどのようなのでしょうか。現状から住民は今町長に何を求めているとお考えでしょうか。選挙の結果だけではなく、全国的にも統一地方選挙の後はNHKの崖っぷちという番組でも危機になっているという地方議会のあり方が問われるような番組もなされているような状況でございます。全国的に投票率が下がっている中で、住民が公という視点を持って考える選挙にどのように町長として向き合っていこうと今回から考えたのか、そういう意味で町長、議会、議員の姿勢、あり方についてお考えを問います。

町長にも昔、議員として一緒に務めた時期もございました。さまざまな質問、さまざまな考えを交換したこともございます。町長にも必ず思いがあるはずであると考えます。また、議員個人にもそれぞれ強い思いがあって、町のため、未来のために尽くしていると考えます。

その中で、議員と町長との関係については、よい取り組みは認め、問題、課題を感じるのであれば、そこには時間をかけてもしっかりと解決、議論を深め、よりよい展開が求められるはずでございます。現状は、町長として町長になられてからきょうまでの町政の取り組みでも感じておられるのではないかとこのふうにお見受けいたします。何か感じておられること、あるいは取り組みの思いをこの場所でお聞かせいただきたいと考えます。

1番の質問の最後として、我々選挙で選ばれる者の立場の者はどこ向き合い、努め、答えを出していくべきなのかお答えをいただきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをさせていただきます。

まず、(1)でございますが、投票率につきまして過去5回の町議会選挙を比べますと、平成15年の69.87%をピークに減少傾向が続いており、今回の選挙では53.22%でございます。投票率の低下はどの選挙にも通じる傾向ではありますが、その要因を考えますと、幾ら投票しても一緒、住民の意見は反映されないという閉塞感があるのかもしれないと感じます。また、議会並びに行政に対する町民の皆様の関心が薄れているのではないかと考えるところでございます。

このことは、まだまだ住民の皆様の御意見を伺う取り組みが不十分であり、望まれる形の事業展開ができていないことが一因であろうかと思えます。広聴機能を充実させること、そしていただいた御意見を踏まえて事業化を図り、町民の皆様に満足感を持っていただくことが重要であると考えております。

(2)でございますが、先の町議会議員選挙により新しい議会構成が決まりました。私としてはこの結果を尊重し、新たな議員構成のもと、皆様方と真摯に議論を重ねていくことが私の責務であると考えております。皆様から御意見をいただきながら、第5次太子町総合計画が掲げるまちづくりの基本目標、“和のまち太子”の実現に向けて努力してまいります。

(3)と(4)の御質問につきましてはあわせて答弁させていただきます。

町長も町議会議員の皆様も選挙を通じて町民より重い負託を預けられたという点では立場は同じであります。また、町民の皆様の生命、財産を守り、幸福を追求するという思いも議員の皆様と私は共有しているものと考えております。同じ立場、同じ思いを持つ者同士、虚心坦懐に話し合えばきっと町民の皆様にとってよい結論が導き出せ、よりよい太子のまちづくりにつながるものと信じております。

それぞれの政治理念や信条が違うことはある意味当然のことでもあります。しかし、町民の皆様のことを第一に考え、真摯に議論を重ねることが“和のまち太子”の実現につながるものと考えております。

(5)についてでございますが、先ほども申し述べさせていただきましたとおり、議会も行政も町民の皆様の幸福を追求し、生命、財産を守るということを存在目的としております。我々がまず考えるべきことは、町民の皆様のことです。皆様が安全・安心に日々幸福感を感じながらお暮らしいただけるよう、住民、議会、行政の三者で協働しながら“和のまち太子”の実現に努めてまいります。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ありがとうございます。

答弁の中から気がつくところについては少し確認をさせていただきたいと思いますが、町民の関心が薄いと、まだ不十分、広聴機能に努める、事業の展開に満足されていないなど、考えられるところの理由というのはお聞きいたしました。

しかし、選挙を介して見てみますと、町民は必ずしもこの太子町の未来については意識がないということは私は選挙をする者として感じられません。住民の声は給食センターに意識がある方は給食センターに意識があり、そして太子町の町長、以前から副町長等決まらないことで時間がかかったことについても、住民としては町長に対して期待をして悪い人じゃないんだけど、何でそうなんやろうと、議会が悪いんやろうか、いやいや、町長が悪いんだらうかと、実際見えないうちで関心を寄せながらも少ない情報の中で想像を膨らませている方もあります。

そういった意味で、満足度を高めるということも当然必要でしょうが、町長も選ばれた町長なんですから、先ほど松浦議員からの質問もありましたが御自身の町長として立たれた思いをこの場所では語っていただきたいと考えます。そのあたり、町長いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど来お答えしているとおりでございます。私、町長選挙に出させていただきました、それはこの場であえてどの方をどうこうという目的ではございませんが、私は私なりに当時の様子を見ていて、いや、ここで私は出させていただいて町政をさせていただきたいという思いがあったからこそ出させていただいたのでございます。

今、議員が御指摘されたとおりで、なかなか思うように人事案件等進まなかったことも事実でございます。しかし、これとて総合的に考えますと私自身の不徳のいたすところであると私は思っておりますので、きょう午前中からずっとこの一般質問を議員の皆さんからのを聞いていますと、ありがたいなと思いましたが財政のことも含めて町のことを考えようとしてくださっているなというのを本当に感じました。

ですので、町民のほうを向いて、この課題はたくさんございます、実はけさから出ております公共の交通のあり方については詳しくは申しませんが私自身も役場の中で早くに一定方向を出せないかということは御質問いただく前に既に内部で言っております。しかしながら、結論は出ておりませんからこの場で言えませんが、いろんな問題を私も町民から聞いたことないかという御質問が午前中もありました、私は実際町民から聞いております、複数の方から聞いておりますので、議員の皆様が町民から聞かれたことについては私もそういう対応をされているということは認識しております。

しかし、どのようにやっていくのがいいのか、いろんな財政とかいろんなトータルの面、それでは何便あれば住民の方が満足してくださるのか、そういったいろんなことを含めながら、また駅に例えばバスを行かすといってもこの行政間にまたぐ場合の問題とかいろいろございまして、そういったことを含めていろいろとこれから詰めていきたいと思っております。

なので、今は1つの例を申しましたが、さまざまな問題があります、それを考えると幾ら時間があっても足りないんですけれども、そういったことについて町民のほうを向いて1つ1つ、私

余り大ざっぱなとか抽象的なことというよりも政治は具体的であるべきものだと思っておりますので、具体的に1つ1つの課題について解決をしていって、少しでも住民の皆様が満足できる町にしていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長自身の思いとして、町民を向いて仕事を進められたいという意思をお聞かせいただいたことは安心をすることがございます。選挙を通して、またさまざまな立場で町の方、あるいは町外の方から話を聞く中でも、別に町長を批判、否定する声ばかりではございませんでした。頑張ってもらいたいという声もあること、町で唯一選ばれる立場であるということはいま一度しっかりと認識をいただきまして、堂々とした態度で太子町の町長としての務めを果たしていただきたいとこのように思います。

当然、これはどんな大きな町であれ小さな町であれ、行政が事を進めていくときには全てのことをオープンにして進めるということは非常に難しいところがございます。秘密にしたいくないけれども黙っておかなくちゃいけないことも恐らくあるだろうとは思いますが。そのあたり、改めて顔ぶれは変わりましたが、私、新人議員の改めた研修を受ける中でも部長、課長、それぞれ取り組まれている中での話を聞く中で、一生懸命前に進めようとして取り組まれているところの姿勢も見受けられました。

いま一度、行政は行政としてのその姿を引き続き継続してもらいたいと考えますし、町長の目に見えるリーダーシップを期待し、次の質問に移りたいと思います。

そういった意味では、投票する人たちは地域の担い手であります。しかしながら、世の中、時代が変わりまして社会背景も変わり、近所づき合いでもなかなか難しい、PTAや消防団、あるいは地域の中で力を出すボランティアの方々も責任を担う立場としてはなかなか前に出てくれないような状況になりつつございます。地域コミュニティの中心でありながら、思いはあっても、気になっても、心配してもなかなかうまく活躍する場につくれない方もおられます。

まして、マスコミでも自治会についてももう将来的には必要ないんじゃないかという声があるような時代に入っておる中で、町はその地域の担い手について、確かにまちづくり協議会であったり提案型の協働事業の募集ということでもうまくつなぎをとろうとされている部分への取り組みというのは理解をいたします。その反面、実態として自治会が今後どこまで活動として期待ができていけるのか、この間も消防の操法大会がございましたが、ある機動分団については役所の職員しかもういないんだというような情報も聞いております。果たして消防団がそのような中で今後活動していくに当たって高齢化が進んで、わし、もうこんな年やのにまだ抜けられへんのやという声もお聞きしました。

本当にこの太子町、大きな大きな町ではないです、コンパクトな顔見知りの多い町の中でうまく地域との交流、地域コミュニティの形成を含め検討しながら担い手を育てていかなければいけないように考えております。

相互で支え合って暮らせるまちづくり、総合計画の中でもありますけれどもそれをどのように考えるのか、そしてその未来像について目指すところの説明をいただきたい。

2番目に、当局の担い手への考え方と関係、これは1番とほとんど同じ内容になっていますが、未来に向けて現状をどう取り組んでいくのかという具体的な内容を聞きたいという意味での2番の質問でございます。

3番は、社会背景からそういった意味で理想と現実のはざままで現在取り組むべきこととはと、森田議員の質問の中でも地域との連携において総務部長から自治会に頼っておるか協力をいただいている、そういった部分での話もございました。果たしてそのあたりがいつまで続けら

れていけるのか、自治体の状況によっては行政が担う仕事というのは変わってくるはずですが。そのあたりも含め、答えをいただきたい。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私から、2番の御質問について御答弁を全部についてさせていただきます。

まず(1)でございますけど、未来像ということでございます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして熊本地震などで示されたように、支え合って暮らせるまちづくりに最も大切なことは地域のきずなであると考えております。近年、先ほど議員のほうからお話がありましたけれども社会環境が変わり、個人情報保護やプライバシーの問題等から人間関係、地域関係の希薄化が進んでいるとも言われております。

先日、昨年と同様、町内の4小学校の運動会を見学するために私自身、自転車で各小学校を訪問させていただき、地域のきずなを改めて感じたところでございます。それは、おはよう、よう頑張ったな、格好よかったでなど子供たちへの応援はもちろん、地域の皆さんが挨拶を交わし、また子供たちとその保護者に声かけをなされておられました。特に、地区の対抗リレーではその声援と盛り上がりは改めて深く感じ入ったところでございます。学校周辺にまで響き渡る声援とにぎやかな笑い声が若い世代の多いこの町、太子町の特徴であり魅力であるとも思いますし、支え合って暮らせるまちづくりに必要なものが地域のきずなと誰もが再認識させられることではないでしょうか。

時間に余裕がない、自分のことで精いっぱい、そんな思いで他人との、地域との距離を置きがちな現代社会ではございますが、地域のイベントや地域活動をこのように地域の触れ合う場、出会いの場として地域のきずなをつなげていくことが大切と思っているところでございます。

現在進めております未来の町の将来像となります第6次太子町総合計画の策定、またいろいろマスタープランもございますけど、各施策の実施におきましてみんなが支え合って暮らせるまちづくりを推進できますように地域のきずなの町への愛着を醸成していきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力をお願いしたいと存じます。

(2)でございますけれども、近年多様化する住民ニーズは従来型の行政の画一的な仕組みや事業での取り組みでの対応から、それぞれの地域に則した状況を踏まえ、住民や自治会、NPOなどの住民団体、企業、関係団体、行政が役割を分担し、それぞれが担い手となり効果的な連携、協働しながら応えていくことで、よりきめ細やかな新しい公共サービスを提供することができるのではないかと考えております。

住民や自治会やNPOなどの住民団体、企業、関係団体、行政それぞれが担い手になります。得意分野や特徴を活かし、お互いの自立性を尊重しながら対等の立場で固有の機能の活動をするとか役割分担を行って連携するとか、公共を支え合うことによって地域、社会に対して相乗効果を生み出して高めることが重要ではないかと考えております。

まずは、地域内での担い手を育成するとともに、地域への定住を促進する中、誰もがちょっとだけで地域を知り、かかわってもらうことが大切ではないかと考えています。さらに、地域との多様なかかわりを創出し、県ではよく交流人口と呼んでいるようにございますが、地域外の人へも地域への関心を、関与を高めることも必要かと思えます。

町の未来への取り組みでございますが、現在連合自治会や観光協会、太子高等学校等、町内の各種団体が参集し、聖徳太子没後1,400年となる2022年に向けて地域活性化事業として聖徳太子1400年プロジェクトが実施されております。太子町におきましてもこのプロジェクトに賛同、参

画しているところでございますが、昨年度に開催いたしました福祉フェスティバルや太子夏会式での太子高校ゆかた着付け部など、住民、各団体がそれぞれの立場で活動し、連携して町が活性化していくこと、町への愛着の醸成が進んでいるのではないかとということで本当にうれしいことであると感ずるところでございます。

行政主体ではなく、このような住民主体の取り組みがこれからも生まれ育つようなまちづくりを進めていければと考えておりますので、これにつきましても御支援、御協力のほどお願いしたいと存じます。

(3)でございます。先の答弁でもお話ししたとおり全国的な傾向といたしまして高齢化に伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行、プライバシーの重視などにより自治会加入率が低下するなど、地域コミュニティの機能低下が指摘されております。太子町はまちづくりの基本目標を“和のまち太子”として掲げ、お互いを大切に協力し合う町、住民参加による主体的なまちづくりを推進することを目指しているところでございます。

これからのまちづくりについては、この“和のまち太子”を基本としながら、1つには和らぎの“和”を“会話のわ・話（はなし）”と置きかえ、会話、対話のあふれるまちづくりを進めること、2つには“輪っかのわ・五輪の輪（りん）”と置き換え、地域全体で心のつながるまちづくりを進めること、また3つには“自我の我がを・我（われ）・わ”と読みかえまして、みんなが自分の町として愛着の持てるまちづくりを進めるなど、この和を多面的に捉えまして、各施策、事業において“和”をキーワードにした地域づくり、まちづくりを進めていきたいと検討しているところでございます。次期総合計画におきましてもその方針を盛り込みたいと考えているところでございます。

国におきましても、国から示されているようにソサエティー5.0時代の地域といたしまして就業の場の確保、担い手の確保、生活サービスの確保、そして安心して暮らせる地域づくりに議員各位、住民の皆様とともに取り組み、これからも地域づくり、まちづくりへの御理解と御参加、御協力を何とぞお願い申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 大変、全体的に取り組む思い、方向性、確かに抽象的な部分もございましたが、地域というのは太子町の中でもおっしゃるように差がございます。ただ、その中で取り込まれようとしていての方を発見できるかどうかという部分もあるのではないかなというふうに感じるところがございます。歩いておられますと、町長なんか時折いろんな場所での挨拶をしておるときにその現場に行く途中にこういうことがございましたということを盛り込みながら御挨拶をされておるようですが、確かに地域その場所その場所の特徴のあるような部分もございます。役場の職員の方々もちろん太子ばかりにいる方ばかりではないですが、町の行政で地域を歩くとき、あるいは何かのイベントのときには、できればこれだけ小さな町ですから地域の方々とは話をぜひ率先的に進めていってもらいたいなと思うところがございます。

今、副町長がおっしゃったように子供たちが地域の方と声かけをしておるといのは、声をかけてくれることを待っている方が結構いるように私は感じているところがございます。地域に潜む担い手の力をいま一度発見していける取り組み、そういった意味ではまちづくり協議会の形をつくってこられた八幡経済建設部長の取り組み、あるいは今回提案型の協働事業の募集というのはもっともっと盛んになっていけばいいなというふうには私では考えるところでございます。今回は2組だけということですが、せめて校区に1つずつぐらい募集の幅を増やしていけるようないいグループを発見していきたいなと思っております。

そして、2番の質問を終えまして、これは1番、2番、3番というのはつながっていくんです

が、3番の公共施設の担うところとその計画についてに入りたいと思います。

太子町公共施設等総合管理計画というのを先日頂戴しまして、中身を見させていただきました。太子町の公共施設、年数が重なって大変厳しい状況を迎えておるのではないかなというふうに思っております。それも考え方、取り組み方でいように進めていける部分もあるのかなとは思いますが、答えられないという幅が特に公共施設のことについてはあるかもしれませんが、ただ給食センターについても松浦議員からも質問があったように少し住民からは見えない、ただただ何かヒ素が出たんじゃないのと、ごみが出たんじゃないのというような悪いうわさが走ってしまうような状況があったりになってしまうというのは、町として取り組み方にも、若干その進め方にも、情報としての出し方にも反省点があるのではないかなと思います、そのあたりは今後の課題として捉えていただきたいところです。

つくも荘もなくなりました、それはもうこの計画の中にも書いてございました、それから中央公民館もそうです、次になくなるというより次に手をつけなくてはいけないところというのも図書館、消防署、そしてなおかつこの計画の中には住民のアンケートも入っておりますが、このアンケートについて皆さん目を通しておられるんだとは思いますが、土地が余っているところとか町が持っている管理物ではもう販売してしまったり貸して使ったほうがいいんじゃないかという声が非常に多いこのアンケートの結果が出ておることは御理解されておるのではないかと思います、ここまで計画があるのでそういうことも踏まえた上で町民が求める公共施設の場所というのは足りているのか、どう考えるのかという部分。

そして、2番目に先にも申しましたが公共施設の耐用年数とその主体、計画について、もちろんこれを見たらわかる場所がありますが、あえてお答えをいただきたいと思います。

それと3番、当局はそういった意味で公共施設に手をつける、この間も小学校の太子東中学校のことについては質問をさせていただきましたけども、その根本というのはうまく利用すれば耐震の状況、国からの形を引っ張ることで体育館をもっと早くうまく改良することで防災の視点からも太子東校区の安心・安全を進められたかもしれないけれども、学校の校舎を優先したと、その理由。

また、あるいは生徒が減っていく中で果たして大きな工事を残すのか、もう少し我慢をして新たな生徒が減ってきた形での中学校の建てかえを検討するのか、そういった意味ではどこまで議論がなされたのかというところが私は気になったところでございます。

そういった意味で、当局は公共施設を考えると一番何を大切にしているのか、単純にお金がないということではいけないのではないかなと思うところがございまして、この3点、主に質問させていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（嶋津一弥） 私のほうから順次、答弁させていただきます。

(1)でございますけれども、近年の少子・高齢化社会を迎えまして、地域活動拠点や生涯教育の充実、子育て環境の変化など、住民ニーズは多様化しております。公共が提供すべき義務的な施設でございます小学校、それから中学校といった文教施設、それから準義務的な施設と言えます町民体育館、図書館、文化会館、それから福祉会館、そういった都市施設の機能、空間は一定水準の整備ができていますものと考えてございます。

しかしながら、多様な住民ニーズに応えていこうとすれば、現在の公共施設や自治会の施設の利用と並行いたしまして民間の施設とか、またさまざまなサークル、グループ等のメンバーのお宅を利用されるなど創意工夫をしていただかなければならないと思っております。また、空き家バンクの活用も期待されるところでございます。

先般取り壊しました中央公民館、それからつくも荘がございましたけれども、利用されておりました方々には大変な御不便をおかけしたところでございますけれども、他の施設を御利用いただいているように聞き及んでございます。両施設とも耐用年数を超えていたことに加えまして、耐震力がなく、ましてつくも荘におきましては斜面での立地でございましたので非常に危険な建物であるとの判断をいたしましたものでございます。

続きまして、(2)でございますけれども、公共施設の耐用年数につきましては平成29年3月に策定いたしました太子町公共施設等総合管理計画、これの第4章、32ページから始まりますけれども、ここに個々の施設ごとの耐用年数を明示してございます。少し申しますと、役場庁舎が50年、それから学校園につきましては34年から47年と構造ごとにそれぞれ耐用年数が決まっております。この太子町公共施設等総合管理計画を基本に、今年度と来年度にかけまして施設ごとの個別管理計画を策定いたします。

なお、ますます増加が予想されます社会保障費や税収の減など財政状況を考慮した上で、幾らの事業費を投資的事業に充てることができるのか、そういった把握をした上で計画をつくる必要がございます。個別主体ごとの計画につきましては令和2年度末の完成を目指しておるところでございます。

続きまして、(3)でございますが、当局は何を大切にしているのかという御質問でございます。

まず、持続可能な太子町、これを目指して努めているところでございます。公共施設はサービスを提供する場としまして、また住民主体の協働や交流する場として住民が主役である施設を主眼に整備促進に取り組んでいるところでございます。人口減少や高齢化が進展していく中にありまして、コンパクトで持続可能な太子町を第一に、できるだけ少ない維持管理費でもって住民の皆様のニーズに合った使いやすい施設運営ができますように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 きょうはたくさんの方が質問されてますので遅くなっていますし、余りたくさんの方のことを質問するのはこれから一応のお考えを確認した上で話として詰めるというようなことではなくて、前を向いて議論を進めていきたいという思いを持っております。

ただ、この公共施設についてなぜ聞いたかというのは、当然給食センターのこともございます。給食センターを建てていく上でコストを削減することが大切であることは確かに理解をしますし、以前、（株）東洋食品に委託をすると、給食センターを民間に委託をするんだというときも経費の削減がなされるという部分を大きく説明としてされておられました。

しかしながら、新たな給食センターに移行するに当たっては委託料も含めて大きくなるように見受けております。それが金額が増えるというのは安心・安全の部分から町が担う部分をしっかりとしたところにお任せをするという意味からは理解できる場所もございまして、さまざまな部分で施設だけのことを考えるということではなくて、本来の給食の大切さであったり太子町が目指す給食の考え方というのを明らかに示してもらいたいというふうに私は考えておるところでございます。

また、なくした施設、ほかのところでは利用されているというふうなこともおっしゃっておりますが、実際働く世代の方々というのはそういった施設はほとんど使うことは少ないと思えます。年を一年終えてドロップアウトされた老人会の方々というのは時間がある中でグランドゴルフをする場所、あるいは寄り合って本当に大きな声でしゃべって、僕も悪口をよく言われますがネタにして楽しんでくださっているようなところもあるのかもしれませんが、そういった方々が

楽しんでいただけるという場所からまた大切な地域コミュニティが生まれるのではないかなというふうに思っております。また、そういった方々は非常に意識の高い方が多いように見受けられますし、自治会でも自治会長の経験者の方も非常に多いように見受けています。そういった方の活動の場というのもうまく今後の公共施設、そしてある土地をうまくしっかりと議論を進めながら、私もいろんな角度から住民の皆様の意見を集めながらまた提案をさせてもらいたいとは考えております。

未来に向けて、また30年、40年、公共施設がどのようにあるのかということをしかりと計画を持って進められるように、私自身は個人の自分の生活としては今大変に煩わしいことも抱えておるような状況ではございますが、そこを超えてまでこのたび立候補させていただき、住民の方に支援をいただく形で当選をさせていただきました。それを超えてでも頑張ろうという思いでもって取り組んでおります。町長の今後、はっきりとした姿勢と、そして私は言うことは言わせていただきますが是々非々で取り組みたいと思っておりますので、この4年間、またこれからの時間、課題の解決にしっかりと原点回帰で努めたいと思います。

以上で7番上山隆弘の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 10番福井輝昭でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、斑鳩保育所の駐車場等について。

斑鳩保育所の駐車場は建屋の北側にありますが、幼児の送迎のために正面玄関のある西側に南北に長く駐車に利用できるスペースがあり、多くの方が利用されております。ただ、ここには4本の大きな樹木が奥行きの中ほどに南北に間隔をあけて並んでおります。その間に駐車するといった利用の仕方がなされております。したがって、車が集中する送迎時には駐車スペースの確保が難しく、樹木がなければ、その分駐車スペースが確保できます。

また、この駐車場に面した道路幅も同じ道路に面した斑鳩幼稚園の西側の道路幅よりも狭く、保育所の送迎時や選挙の投票所にもなっております。混雑時には車のすれ違い等が難しく、ふだんこの道路を利用される方にとっては道路の拡幅等が望まれます。

これらのことについては以前に対応等について尋ねましたが、以下に改めてお伺いいたします。

(1)樹木の伐採については、外観上（見ばえ上）置いておきたいので、伐採については今後の課題としたいとの回答でありましたが、現在の見解は。また、せっかく大きく育った樹木であり、適当な場所に移植ができないのか。

(2)西側の道路の拡幅について。以前の回答では拡幅の予定は現在なく、北側に駐車場があり、そちらをできるだけ利用していただくように徹底していきたいとのことであったが、どのように徹底されたのか、北側駐車場の利用状況は。また、道路の拡幅について現在の御見解をお伺いいたします。

(3)保育所の南側にアパートがありますが、道路との間に側溝があり、以前グレーチング等で塞げば少しでも車のすれ違いに有効ではないかとお尋ねしましたが、それには対応していく予定だが、いつということは未定であるとのことでありました。現況は以前のままの状態であり、どのように考えているのか。

以上、お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 私のほうからは、1番と2番についてお答えをいたします。

まず、一番最初の1番についてでございますが、築20年を経過いたしましたこの斑鳩保育所の西側駐車場に植樹されておりますラクウショウの木につきましては、大きく育ち、斑鳩保育所のシンボリックな樹木となっていることから、一応施設を管理する立場の者からいたしますと、現時点では伐採は考えておりません。

次に、2番についてでございますが、保育所という施設の性格上、車を利用した送迎の割合が高く、駐車スペースが十分確保できているとは言えない状況にはありますが、入園準備会などの機会ごとに保護者に対しまして北側駐車場を利用し、西側での混雑を避けるように周知をしているところでございます。また、送迎時におきましては駐車スペースが長時間占用されることのないよう職員が保護者への声かけを行いまして、路上に停車し、通行の妨げが発生することのないよう保育所のほうでは気をつけているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、(3)の道路のグレーチング等についてと、それから全体的なお話をさせていただきたいと思っております。

もともと斑鳩保育所が20年ぐらい前に建築したときに今ある幼稚園から西に入ったところに旧の斑鳩保育所がございまして、そこには全く駐車場がございませんでしたので非常に今の西側道路には路駐の送迎の車がたくさんあって、それで園舎をつくったときに軽四程度の駐車場がとれるようにしようということで、ああいう道路に面して道路を広げたような形で正式な駐車場じゃなくて短時間の駐車用の駐車スペースとしてつくらせていただきました。

そのときにいろいろ地元と話をしていく中で、斑鳩保育所が稗田神社の参道に隣接して建設するということから神木の杉並木にかわるものとして景観に配慮して植樹をしようということで植樹をした経緯がございまして、現在、兵庫県の景観形成地区指定の参道景観通りにもなっていることから、まちづくり課としましては今現在進めています修景整備計画の中で西側道路のグレーチングであったり路面の美装化であったりのときに一緒に今の大きくなった木を、樹種を変えるのか植えかえをするのかというものを検討してまいりたいというふうに考えております。

西側については今現在幅員が5メートルございまして、御指摘のとおりグレーチングがない部分がありますし、幅員が少しでも広がれば通過交通がやりやすくなるという話もあるんですけれども、今現在のところは部分的に幅員を広げて逆にスピードが上がって事故を催す可能性もあるので、今の段階においては参道整備計画の中で沿線として1つの道路のネットワークとして全体的に捉えたいと、その部分だけじゃなくて、そういうふうに今担当部局とは調整をしております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 改めて、私最近ですけど5月31日、これは午前8時前の10分間ほどと、一昨日、3日ですけども7時20分過ぎか、そのぐらいから8時ごろまで、夕方4時半ごろ、斑鳩保育所をずっと観察させていただきました、車の中からですけども。

それでわかったことなんですが、まず北側駐車場ほとんど利用されていないです。それどころか、北側から駐車場をやり過ぎて西側へ入られる車もあるんです。結局、さほど利用されていない。ただ、車種わかりません、長い車がとめられていた、これはもう西側とめると当然道路に完全にはみ出しますので、これは当然そうだなということ。あと、だからこの2日間でそこへとめられた車は軽自動車を含めて3台でした、ほとんどが西側に、それは今軽自動車のことを言わ

れましたが普通車も軽自動車もなべてそこへ入られるという。

これ、考えたら当たり前のことなんです。ずっと見てましたら、北側の駐車場にとめられた方がどうされて行かれるかといったら2歳ぐらいの小さい子供さんを引いて荷物を持ってぐるっと回っていく感じなんです。小さい子やから遅いです、小学生の子供と違うからゆっくりのスピードで回っていかれます。これを見て、ああ、当然かなと思いました。一番正面玄関に近いところへ誰でも入ります、そこへとめられるスペースがあるんだから、それがよくわかりました。これは、实际的にいつかは西側が本当の駐車場だなという感じを思いました。

それと、普通車がとまりますからグレーチングを超して道路へ若干はみ出るんです、奥行きがないから。今言われたように軽自動車程度でしたらおさまりますけども、普通車はまず出ます。そこへ幅員が狭い、そういうふうなことなんです。あそこはずっと勘定してましたら大体木の間隔が1台から2台置けるようになっていきます、都合10台置けますけれども、私が見ていた午前7時20分過ぎから8時ごろまでの間に二十一、二台がとまっていきましたですけども、とにかくそのうちの3台がそちらでした。

北側の駐車場は優先マークのついた駐車スペースが1区画とあと6区画ありますが、まず利用されていないと思われるほうがよろしい、これ御確認されたらよろしいですが、大きい車は別にしてもそういうふうな利用のされ方に今現在なっております。

西側にとめられる方はどういうとめられ方をしますかという、ほとんどがバック駐車します、だから幅員の狭い中を方向、体勢入れかえでバックで入りますから、例えば対向車等がいたときにはその対向車等はそこで一時路上停車をするということになります。それが何台も続けば当然混雑も予想される。

ずっと見てましたら、そこへ7時45分ごろには斑鳩小学校の集団登校の子供たちが南から正面玄関を回って北側へ入って斑鳩小学校へ行く。北からもそうです、北からも来て北側駐車場の前を通って小学校へ行く、そういう時間帯に遭遇。見てましたら小学生の子すごいです、何列かになって来るから、そこへ送迎の車が入ってきますから、これ昨今テレビでよくごらんになられます事故が起こらないのが不思議だなという感じもいたしました。

そんなんで、悠長に参道整備に合わせてこれからと八幡経済建設部長も言われましたけども、そんなことをしとっていいのかなという感じは今いたしております。

それともう一点、西側の駐車場と斑鳩保育所の建屋との間に二、三メートルぐらいの通路があります。これって、例えば普通車が駐車できるほどにスペースが減少することも可能だと思えます。そうしたときにはそういうふうな普通車も十分とまれるでしょうし、また木が移動すればより多くの車が駐車されますでしょうし、そういったことは住民の方々も何とかならないかなということはおっしゃっておられます。

だから、日常的にこの西側の道路を利用される近所の方にしたら送迎時が混む、そしてまた選挙の投票日なんかは混みます。そうしたときに、この道路を利用される方、日常的に利用される方はその道路を何とかならんのかというそういうふうなことはもうずっと言われておられますので、これについては早急な対策ということをお願いしたい。ただ、参道整備に合わせて当然私も考えておりますが、参道整備はそれはそれとしてでもここを何とかしないと、もし事故等になれば当局としても問われますでしょうし、そういったことも今思いました。

実際の使われ方が西側が本駐車場のようだと思いますので、改めてお伺いしますが、これをそういうふうには本当の駐車場にするお気持ちって今はどうですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 西側の駐車場の利用状況につきましては、私も現場へ行って確認

をしてきました。斑鳩保育所長とも日常的にどういう利用状況であるかという話も聞いてきました。確かにおっしゃるように駐車スペースとしての奥行きは軽自動車をとまる程度でございますので、私が行ったときも実際普通車がとまっておるのも見ております。斑鳩保育所長にもああいいう車がとまっているときどうしているんだということも聞きましたら、一応園のほうとしましてはその時間帯等は職員が外に出て、気がつくときには保護者に常に声をかけていると、次はもう北側に置いてくださいというようなことで西側には基本的に置かないでくださいという注意、呼びかけは常にしておりますということでございました。それを保護者がどこまできちっと守っていただけるかというマナーの問題がまだ残っているんだとは思いますが、利用状況としてはそういうところでございます。

選挙のときは別にしまして、日常的な保育に関する保護者の送迎については、できる範囲で園のほうとしては対策をとっているようなことは聞きました。実際、私も想像していたのは送り迎えの車はかなり台数が多くて駐車場にも入れない状態で道路上にも縦列駐車で埋まっているのかなというようなことも懸念はしておりましたが、実際にそこまでは待つようなこともなく、一応駐車場に入って、長くても10分すればすぐ駐車場からは出ていくというような状況の繰り返しがございますので、そのような中で、ただ結構スピードを出されるような運転をされる保護者もいるというようなことは聞いておりますので、そういったことはなるべく今おっしゃられたように登下校の時間帯もありますので運転マナーも十分気をつけてくださいよという声かけもしているようでございます。

ただ、どこまでそれが浸透しているかどうかというものが1点と、あとハード面としまして確かに駐車スペースの奥行きを削って広くできるスペースの余裕はございますので、この辺はあと予算とか工事の関係がありますので、またできるかどうかというのは関係課と協議はしてみたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今の言葉で1つ前進したかなとは思いますが、ただあの樹木、立派ないい樹木なんですけども、とめられる方にしたらあれはネックになるんじゃないかなと思いますし、例えば木陰から子供が急に出てきたらとかいろんなことを懸念します、小さい子供が多いから。だから、あの樹木は危険な感じがいたします。実際、送迎される方のほうからもその木は何とかならないかなということをお聞きしておりますので、これは当局には考えてもらいたいです。改めてどうですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 駐車スペースが足りないという状況であれば伐採もしくは移植というのも必要かなとは思いますが、スペース的には今言う長くても10分というようなところで、私の見に行ったとき、また斑鳩保育所長からの話でも常に満車状態になるというようなことはないと聞いております。逆に、あの木があることで樹木と樹木の間がうまく2台ほど入るのでその目安となっているというようなことも言えますよという所長のお話もありましたので、人によって邪魔だと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、逆にあの木があることによって目印で縦列駐車ができるというような方もいらっしゃるようですから、そこは若干人によって違うのかなというふうには感じているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これ以上は押し問答をやってもこれはもうらちが明きませんので、今後の課題として受けとめていただきたいなと思います。

ただ、普通車の駐車をすることは道路にはみ出すということは、これは放つといていい

ものですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それは冒頭にも申し上げたように、園のほうで極力保護者に呼びかけをして、大きなワンボックスカーに乗っておられる方は西側ではなく北側にとめてくれということを知徹底させるという方法で今後も指導していきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これも何年も前からの話で、思われる方は当局何にもされなかったなというのが何年も続いたと思います。今、改めて申し上げましたので善処していただきたい、よろしくお願ひします。

2番目の質問に移ります。

いわゆる素掘りの用水路について。

毎年、田植え前のこの時期、用水路の清掃が行われる。その用水路を利用する田んぼ等、農地所有の方にとっては水路に堆積した土砂の除去や草刈り等、良好な水の流れを確保するために水路の清掃は大切な行事である。水路の距離が長く、また水路の底、両横の三方が土の水路、いわゆる素掘りの水路であると大変な作業になります。堆積土砂や密集した草の除去等延々と続くと、この時期気温も上昇し、高齢者にとって年々体力的に厳しい状況になる。

また、市街化地域だと、農地の宅地転用によって耕作者が減少します。昨今、それはそのまま清掃に携わる方の減少となってきます。少ない人手の中での清掃は、なお厳しい状況にならざるを得ません。

このような状況に対して、以下にお伺ひいたします。

(1)行政がよく言われることでありますが、例えば用水路を三方コンクリートに改修することについて、その水路を利用する補助対象となるだけの農地があるのかと言われるが、市街化地域では難しいのが現状だと思います。水路清掃に携わる方の減少、高齢化等を考えれば、何らかの策を講じる必要があると考えますが、どうか。

(2)市街化地域では、今後ますます耕作面積が減ることが予測されます。この状態が続くと、長年農地を潤してきた素掘りの水路は消滅するといった可能性、危険性があると言ってもいいかもしれません。人の手が入らなくなった水路や周辺は荒れるに任せるだけになり、環境上重大な問題となることが予想されます。今後の取り組みと課題についての考えをお伺ひいたします。

(3)このような用水路の利用方法として、何かあるのでしょうか。

以上、お願ひいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） それでは、いわゆる素掘りの用水路についての答弁をさせていただきます。

1番から2番まで通しでさせていただきますが、まず1番のほうですけれども、三方コンクリートを改修することによって水路の清掃にかかわる方の減少とか高齢化を考えて何か講じる必要はないかということでございますが、水路はその隣接に農地を所有している方々や水利の管理者によって現在まで維持管理がされてきております。市街化区域では宅地開発等により農地から宅地への転用が年々多くなっておりまして、農業従事者の減少であるとか高齢化が顕著になっている現状でございますけれども、この水路の維持管理につきましては人数が少なくなった水利の管理者だけに任せていくというのはなかなか困難な状況でありまして、自治会共有の問題として取り上げていただいて、排水機能としての役割など機能維持の検討をしていただきたいというふうに考えています。

本町としまして、並行してどのようにすれば今後維持管理が続けていけるのかということも当然検討しながら、今ある補助金制度の活用なんかの助言とか指導をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目でございますが、これも市街化区域においては宅地開発等によって転用の関係で水路が未整備の状態に放置されて雑草とか、それから排水不良による管理面の問題が発生していることは十分認識しております、この問題に対応するために平成29年度に太子町法定外水路改修等補助金交付要綱を制定しまして、現在市街化区域内にある水路のコンクリート化や機能改修への補助制度で事業費の2分の1を上限に50万円までの補助をさせていただいております。

今後はさらなる啓発を行いながら活用促進に努めて、水路の維持管理に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、このような水路の利用方法として何かないかという質疑でございますが、今まで用水路というのは基本的に水田への農業用水を引き込むかんがい用水機能を主に活用されてまいりましたが、近年の宅地開発であるとか記録的な大雨が多発する現状におきまして、水田の雨水貯留機能が年々低下をして水路が果たす排水機能の役割がより重要になっているというふうに思っております。

雨水整備に関しては雨水幹線を優先的に整備をしていく必要があることで、下水道事業の計画における雨水排水路としての位置づけができる水路というのは一定の規模の排除面積を受け持つ必要があるということになってまして、雨水幹線以外の整備については長期的な計画策定を行ったら面積によっては採択できるということでございまして、そういうことも今市街化区域内ではいろいろ問題が発生しているので、雨水幹線の枝管として利用できるものは利用していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 私が申し上げました水路のことですが、今経済建設部長が言われた水路とは若干、これは見ていただいて初めてわかる水路かもわかりません、荒河の水路です。堰からずっと馬場地内を通りまして鶴へ通している水路です、これが途中まで素掘りになります。それは何十メートルという単位じゃないです、100メートル単位の素掘りの水路です、十分人がそこへ入ってジョレン持って土をかき落として、そして草等を除去していく。

この作業、どうやってやるかといいますと、先月5月20日ごろでしたか、天気は割と曇りがちでよかったんです、ほとんどはもうかんかん照りで暑いときにやるんですけど、3名ほどの方が先導して草刈り機を持ってだつと溝の中に入って、3名並んでやるんやから危険です。その後、今年は6名の者が今申し上げましたが鎌を刺したジョレンで堆積土砂を泥上げするわけなんです。今、先陣で草を刈ってもらった草をどけるわけです、それが延々と続く。これが午前8時ごろから始めて、素掘りのところでもとしによっても違うんですが、大方昼近くになったりするんです、これを今申し上げた人数で……。

○議長（藤澤元之介） 福井議員、質問を簡潔に明快にさせていただきたいと思います。

○福井輝昭議員 今、状況説明を少しさせていただこうかなと、理由がわからんかなと思うんですけど。

そういうようなことで、休憩時に必ずその話が出ます、この水路何とかならんのかと、このまま年がたってしまたらどないするんやこれとって、大体平均年齢が70歳です、携わっているのが。後に続く者がだんだんと宅地転用された分がなくなりますし、そうなれば当然その水路は荒れます、周辺も荒れます。

ただ、おかげさんでほとんど市街化調整区域なので隣接する田んぼがありますのでそういう方々がその利用等については草刈りなんかをしていただいでやっていただけますが、もう水路のなんかはすごいことになります。

そういったことで私の今回の一般質問なんです。雨水幹線、当然それはそれとしていいんですけども、今の現状で何とかならないかということなんです、改めてこれについてどうですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 用水の引き込み、荒河用水路に関してはほかの岩見用水路とか赤井用水路なんかも一緒ですけども、あくまでも用水として引き込んで、その受益者が皆さん昔から村普請というか水利の関係者が適切に管理をされて、その負担金なんかも取られて維持管理してきたという歴史があるわけです。

そういう中で、今も受益者が多いところは何とか維持できているんですけど、本当に皆さんの苦労は距離が非常に長い引き込みなので苦労されていることは十分認識しています。そういうことを今のここの一般質問の答弁でなかなか回答は即答できないんですが、当然雨水もそこに入ってきているわけで、市街化調整区域、市街化区域またがって当然水利は幹線走っているところなので、だからそこら辺も一回現状を見させていただきまして、また担当部署と協議して方策の検討なり助言なりをさせていただいたらと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そうしてください、そうでないところもう何年かです、10年どうなるかわかれへん、もう何年かの話なので勝負です、お願いします。

1950年ごろ、これはもう経済建設部長も御存じのように航空写真で太子町見えますよね、ほとんど農地と集落なんです、こういった水路が太子町の中を張りめぐらされていたあかしです、水田があるということは。こうした水路があつて今も太子町があるということ、これはもう改めて御認識いただきたい、こういうことは。

だから、それぞれの水路は本当に昔の人、稲作は2,000年以上の歴史がありますから、本当に1つ1つの水路は物すごい歴史持っています、必死で守ってきた、この課程があります。こういったことを改めて認識させていただきたい、これは。

だから、こういった水路をもう利用されんからこれでしまいやなというそういう感覚では私は先人に申しわけないから、守れるようには守っていく、そういう形でやっていただきたいなと思います。

それで1つ、用水というのはもう今現在は田植え時期になりますとそういうことをします、そして稲作の穂がつけば、10月になればほとんど水がとまります、その間は水がとまった状態です。そうじゃなしに、岩見用水なんかは通年流れていますね、この前も昨年7月に岩見用水川まつりというにぎやかな宮本公園で何かされたようですね。そういうふうなことで、子供たちがその用水に触れていくという、この用水がじゃあそこで何なのかがわかってくる、そういうことです。

だから、こういった用水について何かそういう仕掛けができないのかということなんです。例えば、通年水を流せばそこへひょっとしたら蛍が乱舞するかもわからないとかそういうふうなことを考えるわけなんですけど、どうですか、こういうこと。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 当然、我々も用水の維持には例えば取水口であるとか、それからそういうスクリーニングを取りついたりとかそういうものにも補助をさせていただいたりして、

当然その用水の維持には万全を期していると、田んぼが少なくなりますので。かつ、先人がつくられた貴重な赤井用水路でもああいう分水点には石碑があるように先人の軌跡というのは十分認識していますので、今後、それを生かしながら都市機能を守るといふかそういうことが非常に大事なことなので、稲作がなくなっても雨水の排水経路としては重要な排水路にもなりますので、そういったことを認識の上で現地を見させていただいてお話を聞かせていただけたらと思います。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これ一步、前進したと思います。私もそういう方々の前でこういう話ができたんやということが言えます。ぜひとも前向きな形でこの水路を守っていくということを考えていただきたいと思います。

時間も過ぎておりますので、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 6 時31分）

（再開 午後 6 時32分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開をいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開します。

なお、6月5日の本会議は、改めて開催通知はいたしませんので御了承願います。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

（延会 午後 6 時32分）